

令和4年

島本町議会 11月臨時会議

島本町議会 12月定例会議

会議録

令和4年11月28日(月)

令和4年12月13日(火)

令和4年12月14日(水)

令和4年12月26日(月)

島本町議会

令和4年

島本町議会 11月臨時会議 会議録

令和4年11月28日 開議

令和4年11月28日 散会

令和4年11月28日 (第1号)

令和4年島本町議会11月臨時会議会議録目次

第 1 号 (11月28日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○第68号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 について	7
○第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	7
○第70号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	7
○第71号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第6号)	7
○第72号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	
○第73号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	7
○第74号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	7
○第75号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)	7
○第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)	7
○散会の宣告	25
※付議事件の議決結果	27

令和4年

島本町議会11月臨時会議 会議録

第 1 号

令和4年11月28日(月)

島本町議会 11月臨時会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和4年11月28日（月）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	藏垣 武博	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会11月臨時会議議事日程

議事日程第1号

令和4年11月28日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第68号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第70号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第71号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）

第72号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

第73号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第74号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第75号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中を御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。島本町議会会議規則第10条第3項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより令和4年島本町議会11月臨時会議を開き、本日の議事に入ります。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本臨時会議の会議期間は、本日のみの予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応といたしまして、議場出席者にはマスクの着用や消毒をお願いするとともに、会議時間短縮の取組を行っております。傍聴席については、距離を保つために14席としておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本臨時会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、10番 平井議員及び13番 戸田議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

総務建設水道常任委員会及び民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、各委員長より、順次御報告いただきます。

なお、報告については、新型コロナウイルスへの対応として、登壇せずに自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

まず、総務建設水道常任委員会委員長からの御報告をいただきます。

清水委員長 おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月14日に、「ゼロウェイスト事業」をテーマに徳島県上勝町に出向き、所管事

務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、総務建設水道常任委員会委員7人と随行した議会事務局参事の計8名でございます。

徳島県上勝町は、徳島県の中央部に位置し、面積は109.63平方キロメートル、平坦な地域が2%程度しかない典型的な中山間地域です。令和4年10月1日現在の人口は1,441人で、高齢化率は52.74%と、少子高齢化が進み、かなり厳しい状況に置かれているまちに見えますが、年間2億円を売り上げたこともある「葉っぱビジネス」や今回の視察目的である「ゼロウェイスト事業」などにより、全国的に知られたまちとなっています。

さて、「ゼロウェイスト」とは、無駄や浪費、ごみを無くすという意味で、そもそもごみを生み出さないようにしようという考え方です。上勝町では2003年に、全国で初めて、自治体として「ゼロウェイスト宣言」を行いました。

宣言に至るまでの経緯としましては、もともと野焼きをしてごみを処理していたところ、法改正や環境問題などにより野焼きの継続が難しくなり、小型焼却炉を導入したものの、そのうちの1基がダイオキシンの規制基準を満たしていなかったことから、3年で使用を中止されました。

町外での焼却が必要になりましたが、費用の問題もあり、可能な限りのごみの減量を目指して、33分別を始められました。細かな分別を行うにあたっては、住民に丁寧に説明したおかげで、大きな混乱もなく移行できたそうです。

こういった取組を、アメリカでゼロウェイストを提唱していたポール・コネット博士が聞いて町を訪れ、講演会を行うなど、理念を根付かせた結果、ゼロウェイスト宣言につながったとのことでした。

2005年には、ゼロウェイストの取組を推進するため、行政が主導となって、NPO法人ゼロウェイストアカデミーを立ち上げ、ごみステーションの管理やリユースの促進に努められました。その後も、住民が不要なものを持ち込み、必要な人が無料で持つていくという「くるくるショップ」や、紙資源を分別するとポイントが貯まり、日用品や商品券などと交換ができる「ちりつもポイントキャンペーン」といった取組など、調査と実験を繰り返してゼロウェイストを推進されました。その結果、2016年には分別の種類が45種類となり、一般的な自治体のリサイクル率が20%ほどであるのに対して、上勝町では81%に達しました。

しかし、上勝町では、これは、まだ19%のごみがあるということと捉えておられます。この19%には、リサイクルのできない複合素材やゴム、保健衛生品（おむつやマスク、生理用品など）が含まれているとのことで、リサイクル先がないため、町や住民の努力ではどうにもなりません。そこで、上勝町では、ゼロウェイスト宣言の目標年を迎える

2020年に、「ゼロウェイストセンター」を建設して、大手企業や小売店と協力して様々な実証実験を開始しています。2021年には新たなゼロウェイスト宣言を行い、2030年に向けて、さらに活動を進め、広めていくとのことでした。

実際にゼロウェイストセンターで分別の様子を見学しましたが、45種類の分別ボックスはかなりコンパクトに配置されており、各分別ボックスには、ごみが収入になるのか、費用を支払って処分するものかが記載されているほか、どこで、何に、リサイクルされるかも書かれているなど、分別される方のモチベーションを保つための工夫がされていました。また、持ち込まれるごみは、例えば、新聞紙であれば紙の種類ごとに分けて紙のひもでくる、缶は洗って乾かして出すなど、リサイクル品の質を上げることで、買取り価格が高くなるように努力されていました。

上勝町のゼロウェイストは、環境問題や財政的な問題から始まりましたが、住民の納得を得るプロセスを経て、民間事業者を巻き込み、今は大手企業とも連携しようとしています。

人口規模や地勢的な違いはあるものの、老朽化の進む清掃工場を抱え、ごみの減量が課題となっている本町にとっても、非常に参考になるものであったと感じております。

以上が今回の調査研修の概要ですが、ゼロウェイストの観点から、紙の資料の配布がございませんでした。事務局に写真があるほか、上勝町のウェブサイトにゼロウェイストの詳細がございますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、総務建設水道常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

東田議長 続いて、民生教育消防常任委員会委員長から、御報告をいただきます。

戸田委員長 民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る10月25日に「屋内温水プール整備事業」をテーマに茨城県鹿嶋市へ、翌26日に「学校体育施設整備事業」をテーマに茨城県神栖市へ出向き、「学校プールの集約化」について、所管事務調査研修を行ってまいりました。

参加者は、民生教育消防常任委員会委員6人と議長、随行した議会事務局長の計8人でございます。

まず、10月25日に訪問した茨城県鹿嶋市は、茨城県の東南部に位置し、面積は106.04平方キロメートル、人口は6万6,184人の市で、南部には鹿島臨海工業地帯が広がり、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしても有名です。

鹿嶋市では、大野地区の5つの小中学校の屋外プールが建設後40年以上経過しており、老朽化によって修繕費用がかさむことなどが課題となっていました。各学校の屋外プールを新築するか、集約して屋内温水プールを整備するかの議論を重ねた結果、費用的には集約したほうが高くなるものの、集約によって得られるメリットがそのコストに見合うと判断され、小中学校の学校プールと市民プールとしての機能を併せ持つ、効率性・

利便性の高い屋内温水プールを整備することになったとのこと。

整備にあたっては、行政や学校教職員、施設管理者などからなる検討組織を立ち上げ、施設の機能や運営方法や時間割、人員配置などについて議論されたそうです。

プールは平成31年4月に供用開始され、指定管理者によって管理されています。午前中は学校プールとして、それ以外の時間を市民プールとして開放しており、トレーニング室ではシニアを対象とした健康づくり教室なども実施されています。

学校プールとしては、寒い時期の移動を避けるため、5月から11月に利用しており、移動、着替え、授業を合わせて、授業2コマ分の90分をかけておられます。移動方法は、近い学校は徒歩、遠い学校はバスを利用しているとのこと。

集約化の効果としては、以下の4点を挙げていただきました。

1点目、天候に左右されないので予定通りの授業を行うことができ、また水温の安定により児童の体調も安定する。2点目、施設側で水泳指導の補助や監視があるため、安全性の向上と教員の負担軽減を図ることができる。3点目、学校側でプールのメンテナンスが不要となり、教員の負担が軽減された。4点目、高齢者の仲間づくりや交流の場ができた。

実際にプールも見せていただき、既に運用している実績からのメリットや課題などについて、詳しく教えていただきました。

学校プールの老朽化という同様の課題を抱える本町にとっても、非常に参考になる取組を学ぶことができたと思っております。

続いて、10月26日に訪問した茨城県神栖市は、鹿嶋市の南隣にある面積146.97平方キロメートル、人口9万5,454人の市で、北東部には鹿島臨海工業地帯が広がります。海洋性気候に属する温暖な気候で、アウトドアスポーツが盛んとのこと。

神栖市の小・中学校では、学校プールのほか、公営プールや市内の民間プールを利用して授業を行っておられます。学校プールの多くは、鹿嶋市と同様に建設後40年が経過しており、老朽化が課題となっていました。そこで、公営や民間のプールがなく、移動に時間のかかる波崎地区で新たにプールを整備することとなり、令和5年の完成を目指して、現在、工事を進めておられます。

検討にあたっては、学校プールを維持する場合と集約化した場合の40年間のコストを比較し、集約化したほうが12億円下回る試算となったことから、集約化を決められました。その後、基本構想や基本計画などの策定段階において、教育委員会や学校関係者との検討会や意見交換会を実施されたほか、まちづくり懇談会などにおいて、住民への説明会も実施されたとのこと。

新しいプールの利用は、小学校4校、中学校3校の利用を想定しており、平日の15時までは学校利用、それ以外の時間を一般利用とする予定とのこと。学校からプール

まではバスを借り上げて移動する予定で、各学校の利用調整は、指定管理者が中心となって、施設利用校と教育委員会の協議により決定する予定とのことです。

なお、市民の健康増進についても目的としておられますが、具体的なプログラムは、今後、指定管理者と協議されます。

神栖市の施設は建設中という段階ではありますが、計画、設計の段階からどのようなことに注意されているかなど、学ぶことがたくさんあったと感じております。

最後に、今回の研修は「学校プールの集約化」について、2つの市の事例を比較し、共通点、相違点などを学ぶことができました。学校プールの老朽化は、本町においても大きな課題です。今回、学んだことを参考に、議論を深めていきたいと感じました。

以上が今回の調査研修の概要ですが、詳しい資料等は議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、民生教育消防常任委員会の所管事務調査研修の報告といたします。

東田議長 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第68号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題といたします。

なお、本案9件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますが、第68号議案については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、質疑に係ることがないように、あらかじめ御了承願っておきます。

島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について（案）説明

それでは、第68号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

提案理由は、令和4年人事院勧告の給与に関する勧告の内容に鑑み、改正するものでございます。

今般の条例改正につきましては、第1条及び第2条の2条立てとなっております。

第1条につきましては、公布の日から施行し、第2条につきましては、令和5年4月1日を施行日とするものでございます。

第1条の改正内容でございます。

令和4年度の期末手当につきまして、支給月数を改正するものでございます。12月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の2.075月から2.175月へと0.1月を加え、年間支給月数を4.15月から4.25月へ改正するものでございます。

続きまして、第2条の改正内容でございます。

令和5年4月以降の期末手当につきまして、支給月数を改正するものでございます。令和4年度支給分につきましては、既に6月期を支給しておりますことから、12月期において0.1月分を加えておりましたが、令和5年度以降につきましては、その増加分の0.1月分を6月と12月とで案分し、それぞれ0.05月分ずつを加えるものとする改正でございます。具体的には、6月期、12月期とも現行の2.075月から2.125月へと0.05月を加えるものでございます。

これらの改正によります0.1月分の増加による影響額といたしましては、年間約54万円でございます。

以上、簡単ではありますが、島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、令和4年人事院勧告の改正内容に準じて改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、第1条及び第2条までの2条立てとしています。

第1条の改正内容についてです。

まず、給料について、一般職員、特定任期付職員（高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者で任期付の者）及び任期付職員の給料表を引上げ改正いたします。

次に、令和4年度の期末勤勉手当について、一般職員、再任用職員及び特定任期付職員の支給月数をそれぞれ記載のとおり改正するものです。

一般職員については、12月期における勤勉手当の支給月数について、現行の0.95月から1.05月へと0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を4.3月から4.4月へ改正するものです。

再任用職員については、12月期における勤勉手当の支給月数について、現行の0.45月から0.5月へと0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の年間支給月数を2.25月から2.3月へ改正するものです。

特定任期付職員については、12月期における期末手当の支給月数について、現行の2.1月から2.15月へと0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.2月から4.25月へ改正するものです。

第1条の改正内容の施行期日については、公布の日とし、令和4年4月1日から適用するものです。

続きまして、第2条の改正内容です。

令和4年度の期末勤勉手当支給分については、一般職の職員の給与に関する法律の改正と同様に、12月期において支給月数の引上げを行っていましたが、令和5年度以降については、その増加分を6月と12月とで案分し、一般職員、再任用職員及び特定任期付職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものです。

第2条の改正内容の施行期日については、令和5年4月1日です。

以上の給与改定の実施による影響額は、年間約1,350万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、第70号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

今回の改正については、第1条及び第2条までの2条立てとしています。

第1条の改正内容についてです。

令和4年度の期末手当について、支給月数を記載のとおり改正するものです。

12月期における期末手当の支給月数について、現行の2.0月から2.1月へ0.1月分引き上げ、年間支給月数を4.0月から4.1月へ改正するものです。

第1条の改正内容の施行期日については、公布の日です。

続きまして、第2条の改正内容です。

令和4年度の期末手当支給分については、第1条の改正内容のとおり、12月期において支給月数の引上げを行っていましたが、令和5年度以降については、その増加分を6月と12月とで案分し、支給月数を記載のとおり改正するものです。

第2条の改正内容の施行期日については、令和5年4月1日です。

以上の給与改定の実施による影響額は、教育長分も含めまして、年間約27万円を見込んでいます。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）（案）説明

それでは、第71号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた人件費に係るもの、新型コロナウイルス感染症に関連するもの等について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,708万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億8,968万2,000円とするもので、款項別の内容については、71の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明申し上げます。

71の9ページの「歳入」です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金6,285万6,000円の増額については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係るものです。

次に、第19款 繰入金、第2項 基金繰入金、第2目 財政調整基金繰入金、第1節 財政調整基金繰入金1,981万8,000円の増額については、財源調整によるものです。

次に、第20款 諸収入、第4項 雑入、第3目 雑入、第1節 雑入5,559万1,000円の減額については、本年11月から令和5年3月までの間、小中学校における給食費を無償化することによる保護者負担分を軽減するものです。

続きまして、71の10ページからの「歳出」です。

人件費については、多岐にわたることから、最後に一括して御説明申し上げます。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第18節 負担金、補助及び交付金465万円の増額については、障害、介護保険サービス事業所等に対し、物価高騰対策支援給付金を交付するものです。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第1目 保健衛生総務費、第11節 役務費8,000円の増額、第18節 負担金、補助及び交付金470万円の増額については、町内医療機関等に対し、物価高騰対策支援給付金を交付するもの及び事務費です。

次に、第7款 土木費、第6項 交通防犯対策費、第1目 交通安全対策費、第18節

負担金、補助及び交付金82万4,000円の増額については、路線バス運行事業者に対し、感染防止対策・運行継続支援事業補助金を交付するものです。

最後に、人件費についてです。

令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料及び勤勉手当の引上げ、人事異動、退職、各種手当等の増減に係るものです。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）説明

それでは、第72号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び令和4年度当初の人事異動に基づく人件費の補正について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ545万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億5,006万4,000円とするもので、款項別の内容は、72の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明申し上げます。

まず、72の7ページの「歳入」です。

第5款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金545万2,000円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に基づく人件費の財源として繰り入れるものです。

次に、72の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費545万2,000円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に基づく人件費の補正です。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）説明

それでは、第73号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び令和4年度当初の人事異動に基づく人件費について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ186万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,233万8,000円とするもので、款項別の内容は、73の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

73の7ページの「歳入」です。

第3款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 事務費繰入金186万1,000円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に基づく人件費の財源として繰り入れるものです。

次に、73の8ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費7万5,000円の増額及び第4款 保健事業費 第1項 保健事業費 第1目 保健事業費178万6,000円の増額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に基づく人件費の補正です。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)説明

それでは、第74号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び令和4年度当初の人事異動に伴う人件費の補正について、提案させていただくものです。

第1条は、歳入歳出の総額から、それぞれ322万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を30億5,582万6,000円とするもので、款項目の内容は、74の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

それでは、事項別明細書に沿って、御説明申し上げます。

74の7ページからの「歳入」です。

第3款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第2目 地域支援事業交付金22万9,000円の減額、第5款 府支出金、第2項 府補助金、第1目 地域支援事業交付金11万4,000円の減額、第7款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第2目 地域支援事業繰入金11万4,000円の減額及び第2項 基金繰入金、第1目 介護保険給付準備基金繰入金11万4,000円の減額については、いずれも人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に伴う人件費のうち、包括的支援事業の人件費の減額によるものです。

第7款 繰入金、第2項 基金繰入金、第3目 職員給与費等繰入金263万円の減額については、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に伴う人件費のうち、一般管理費の人件費の減額によるものです。

次に、74の9ページの「歳出」です。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費263万円の減額、第3款 地域支援事業費、第3項 包括的支援事業費、第1目 包括的支援事業費59万7,000円の減額については、先ほど歳入でも御説明しましたとおり、人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び人事異動に伴う人件費の減額です。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）（案）説明

それでは、第75号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び令和4年度当初の人事異動に基づく人件費の補正について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出の予定額の補正、75の2ページ、第3条は資本的収入及び支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりのです。第4条は議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額の補正です。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により、御説明申し上げます。

75の6ページ、「収益的収入」です。

第1款 水道事業収益、第2項 営業外収益、第4目 他会計繰入金2万円の増額については、職員の異動により、児童手当に係る一般会計からの繰入金を増額するもので

す。この繰入れについては、基準内の繰入金です。

次に、「収益的支出」です。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費45万7,000円の増額、第2目 配水及び給水費33万5,000円の増額、第3目 受託工事費5,000円の増額及び第4目 総係費736万円の減額については、人件費の補正です。

次に75の8ページ、「資本的支出」です。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 事務費410万9,000円の減額については、人件費の補正です。

人件費の補正については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料表、期末手当・勤勉手当の引上げ、人事異動、各種手当等の増減に係るものです。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）（案）説明

それでは、引き続きまして、第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、令和4年人事院勧告の改正内容に準じた給料等の改正及び令和4年度当初の人事異動に基づく人件費の補正について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的支出の予定額の補正、第3条は資本的収支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。76の2ページ、第4条は議会の議決を経なければ流用することができない経費の予定額の補正です。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により、御説明申し上げます。

76の5ページ、「収益的支出」です。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第5目 総係費9万1,000円の増額については、人件費の補正です。

次に76の6ページ、「資本的支出」です。

第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、第1目 公共下水道整備事業費392万8,000円の減額については、人件費の補正です。

人件費の補正については、令和4年人事院勧告の改正の内容に準じた給料表、期末手当、勤勉手当の引上げ、人事異動及び各種手当等の増減に係るものです。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）に

についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案9件に対する質疑を行います。

戸田議員 まず、第71号議案 一般会計補正予算（第6号）について、問います。

介護サービス事業所等・医療機関等物価高騰対策支援給付金事業についてです。これについては、事業所の定員数や病床数などにより交付金が異なっており、申請による給付になると認識していますが、周知から給付までの手続について、概略の説明をお願いいたします。

もう1点、第74号議案 介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてです。

今回の各補正予算には、人事院勧告に準じて、一般職員の給与法の引上げ改定と勤勉手当の増額の影響がありますが、介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、予算書の上でマイナス補正になっております。機構改革による数字上のものと理解していますが、この際、御説明をお願いしたいと思います。

以上、2点です。

健康福祉部長 今、2点、御質問いただいておりますので、順次御答弁申し上げます。

まず、介護サービス事業所等・医療機関等物価高騰対策支援給付金事業についてでございます。

今回の支援給付金は、町内の医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービスの事業所を対象として、交付をするものでございます。交付までの流れにつきましては、当該補正予算を御可決いただきました後、速やかに対象医療機関及び事業所に対しまして、支援給付金の申請案内と申請・請求にかかる書類を送付いたしまして、各医療機関や事業所から申請・請求に係る書類の提出を受けまして給付する流れで、事務を進める予定でございます。光熱水費や物価の高騰は、現在、進行しているものでございますので、できる限り速やかに対象医療機関及び事業所に給付できるよう、事務を進めてまいりたいと考えております。

もう1点、御質問いただいております介護保険事業特別会計補正予算についてでございます。

介護保険事業特別会計におきましては、本町の介護保険業務に従事する職員の人件費を計上しております。今回の補正では、人事院勧告に伴うものと4月の人事異動に伴うものの2つを反映いたしました結果での補正予算計上となっております。このうち、人事院勧告に伴うものの反映分につきましては、他会計と同様に増額となっております。しかしながら、4月の人事異動後の職員体制での給与・手当等を反映いたしましたところ、当該業務に従事する職員の人数は特に変更なく変わってはいないものの、令和4年

度の当初予算時より職員の平均年齢が下がり、それに伴い、平均給与月額も令和4年度当初予算より下がることとなり、その減額分が人事院勧告の反映結果の増額分を上回ったため、介護保険事業特別会計での今回の人件費補正につきましては、マイナスの補正予算となったものでございます。

以上でございます。

永山議員 私から、まず2点、お伺いしたいと思います。

価格高騰支援の地方交付金に関連してでございます。

私からは、介護サービス事業所、医療機関、あとプラス地域公共交通に対する支援ということで、これらの交付金の支援についての交付要綱などが既に定められているものなのかどうか、まず、確認をしたいということ。さらに、今、介護サービス事業所と医療機関については既に御答弁をいただきましたので、残る地域公共交通に対する支援事業、こちらについてはどのような手続になっているのか、加えて御答弁いただきたいと思っております。

もう1つ、2点目なんですけれども、同じく今回の人事院勧告を受けた給料の引上げで、相対的に全体が、給料や職員手当の増額補正が上がっている中、一部減額補正が一般会計の中にも見られます。消防について減額補正となっておりますので、この点について、この要因をお伺いしたいと思います。

とりあえず、ここまでをお願いします。

健康福祉部長 ただいま御質問いただきました介護サービス事業所等・医療機関等物価高騰対策給付金事業につきましては、既に要綱を整備をしておりますので、議会で御可決いただきました後、直ちに各事業所様に通知文を発送するような事務的な段取りになっております。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、路線バス感染症対策・運行継続支援事業補助金についてでございます。

まず、1点目といたしまして、要綱があるかどうかという部分でございますが、本件については、島本町路線バス感染拡大防止対策・運行継続支援事業補助金交付要綱がございます。しかしながら、本要綱については、令和2年度、令和3年度も補助金交付を実施させていただいておるんですけれども、今回の物価高騰に伴うものが補助金の交付要綱の対象となっておりますことから、まずは本予算、御可決賜った後に、要綱改正を行わせていただきたいと思いますと考えております。

あと、手続でございますが、要綱改正が済みましたら、該当する事業者のほうに連絡をいたしまして、まずは交付申請の手続、次に交付決定で、請求をしていただくという事務手続となっております。

以上でございます。

総合政策部長 消防費の人件費の補正についてでございます。

消防費につきましては、当初予算時から比べますと、1名の減員ということになってございます。それに加えまして長期の育児休暇の取得がございましたので、その分を反映をしております、マイナスということになってございます。

以上でございます。

永山議員 では、今、お答えいただきました内容を踏まえて、給付金の手続面において伺いたいと思います。

ほかの自治体、今回、この交付金の支給方法など調べて見ますと、手続はウェブ上で行う、申請書類はインターネットに交付要綱とともに上げられていて、その書類をダウンロードして請求をするという、こういう手続のところが多かったように見られます。島本町は、あえて申請書類を島本町のほうから、例えば医療機関であるとか、そういうところに郵送すると、こういう手続にされていますが、その理由がどこにあるのか。

今、申し上げましたとおり、ほかの自治体では支援の支給金の手続について、第1段階目の請求についてはダウンロードして、その申請書に記入して、必要書類を調べて、求める側から送ってくるという手続になっています。今後、島本町のほうでこのような取組を行う考えはあるのかどうか。手続に当たって、各事業所が負担するであろう郵便代、100円前後ということを見ると、許容範囲ではないかと考えるので、こちらについて、御見解を聞きたいと思います。

もう1点、現在、消防において条例定数を割込む状況になっているということなんですけれども、現在はホームページ上でも職員の採用募集を行っています。体制上、これで問題がないのか、採用状況についてはどのような状況なのかについて、確認したいと思います。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございます。

介護保険サービス事業所や障害福祉サービスの事業所につきましては、先ほども御答弁いたしましたとおり、本町のほうから、このような制度が創設されたということで御案内をさせていただくような、事務的な手続になっております。今回の給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものでございまして、継続的な事業ではないということが1点ございますので、今回につきましては、本町のほうからこの制度について御案内を差し上げるほうが、より丁寧な事務執行になるのではないかなと考えまして、御案内をお送りさせていただきます。

確かに、議員が御指摘いただきましたような手法も1つの事業の実施の手法とは考えますが、各事業所によりまして、どこまでデジタル化が進んでいるのかとか、あと、常にホームページを御覧になられるような習慣があるのか。町のほうとしてもメールアドレス

レス等を把握している事業所さんもございますが、そういったところの情報がない事業所もございますので、今後、各事業所のデジタル化の進捗状況なども把握いたしまして、対応が可能であると判断した暁には、議員が御指摘されたような手法も一定取れるのではないかなと考えております。

以上でございます。

総合政策部長 消防の人員体制についてでございますが、定数の範囲内でできるだけ補充ができるようにということで努めております。現在、来年4月採用を目指して、採用試験を実施しているところでございます。多くの応募もございましたので、4月には定数の確保ができるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

都市創造部長 路線バス感染症防止対策・運行継続支援事業補助金に対する再度のお尋ねでございます。

確かに当該制度、令和2年、令和3年度も実施させていただいたんですけども、ホームページに、そのような形で申請書一式等も含めてアップはしておりませんでした。といいますのも、やはり事業所が非常に限られていたため、担当者同士でメールでやりとりをさせていただいておったところではございますけども、やはり、このような取組を、該当する事業所だけじゃなくて、広く住民の方も含めて町の取組を知っていただくという意味では、ホームページにしっかりと情報を掲載していくのも必要ではないかなということで、一定、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 消防についてなんですけれども、総合政策部のほうから御答弁いただきましたが、消防の現場についてのお声も一定伺いたいので、最後に、今、人員が少ない状態で消防の職員の負担が重くなるなどの問題がないのかどうか、御答弁いただけたらと思います。

消防長 現場活動時に対する御質問でございます。

欠員が生じた際には、もともと事務を行っております管理課職員が、現場の欠員補充というような形で柔軟に対応できる体制を整えております。また、10月1日付では会計年度任用職員を1名採用していただきまして、事務の補助に現在当たっておりますので、柔軟に対応ができているものと感じております。

以上でございます。

中田議員 第71号議案の小・中学校給食費無償化に関連する予算について、伺います。

額の妥当性についてです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の今回の約6,256万円のうち、9割弱に当たる5,500万円が5か月分の小・中学校の給食費の無償化に充てられることになると思います。今回、確かに推奨事業メニューとして子育て

支援が入っておりますので、この妥当な使い方だと思うのですが、物価高騰対策として、一部の対象者に割と強く、今回、恩恵がある形になると思うので、その額の妥当性を確認したいです。

近隣自治体のコロナ交付金を活用した給食費無償化の導入状況と、妥当性という意味では、その自治体の規模の一般会計の年間予算規模で見た場合の割合が、もし分かれば、伺いたいと思います。

教育こども部長 近隣自治体の無償化への取組ということでございますが、ただ、無償化への取組については一定調査しておりますが、それが臨時特例交付金、この交付金を使ってかどうかというのは把握はいたしておりませんので、御承知おきいただきたいと思います。

まず、高槻市につきましては、中学校につきましては、これはもう臨時ではなく通年として、この4月から無償化を実施されております。そして、小学校につきましては、2学期からこの3月末までの臨時的に無償化をされております。

茨木市については、令和4年度は4月から1年間、これは臨時的に無償化を実施されております、これは小学校のみです。

そして、吹田市につきましては、小学校は令和4年度は4月から1年間、これも恒久的ではなく臨時的に無償化されております。そして、吹田市は中学校におかれては、4月から——これも1年間ですが、給食については、デリバリー方式とお弁当を持参という方式を取られてますが、そのデリバリー分を頼まれている方については、かかる費用の半額を補助をされておると聞いております。

そして、茨木市のところは、現在、無償化は実施されておりませんが、本来なら、給食費については値上げをする必要があるところを、現在の価格を据え置くことによって、その差額分を市のほうから補填をされて対応しておるというふうに聞いております。

以上でございます。

中田議員 コロナ交付金を活用しての導入かどうかを確認していないため、額の妥当性についてはちょっと確認できませんでしたが、近隣の自治体も、今回、導入されているということが分かりました。

額については、また追々、聞いていきたいと思いますが、次は、介護サービス事業所等物価高騰対策についてです。

今回、資料請求によって、通所系・入所系のところに給付金があるということが分かりましたが、全ての事業所ではないように見受けられます。この額と対象事業所をどのように決められたのか、伺います。

健康福祉部長 給付金につきましてはの御質問でございます。

まず、給付の単価につきましては、まず、制度設計に当たりまして、町内の各事業所

様へ直近の1か月当たりの光熱水費と1年前の1か月当たりの光熱水費、あとガソリン代につきまして照会を行いまして、その影響額の結果や他の自治体で既に実施されている類似制度の金額などを参考に、設定をしたものでございます。

町内の介護サービス、障害福祉サービス等の事業所のうち、事業所の光熱水費等の影響額につきまして、この調査の結果を分析いたしますと、当事者が直接生活する施設、入所施設や通所する施設が、主に光熱水費等の高騰の影響を大きく受けているというふうに思われましたことから、入所、あと入居系サービス、通所系サービスを提供する事業所を対象に、今回、給付金を支給させていただくことといたしました。

以上でございます。

中田議員 分かりました。実態把握に努められて、アンケートを取って、それで対象を決められた、給付額も決められたということですね。

実際、この影響額に対して、今回の給付額というのはどれぐらい、全ての影響額が給付金で賄われるといいと思うんですが、どれぐらいの額が今回の給付金で補助されるのかということ、伺っておきます。

健康福祉部長 再度のお尋ねでございます。

施設の規模などにおきまして、影響額につきましては様々でございますが、比較的施設規模が大きく、電気、ガス等の使用量の多い入所施設につきましては、最も影響額が大きいところで、1か月約40万円程度の影響があったというような調査の回答が上がってきております。仮に、調査時点で直近の、例えば、本年8月から来る12月までの4か月で換算いたしますと、月40万ということで4か月分でございますので、160万円を越える影響額が出ているというような回答がある施設もございました。

議員も先ほど御指摘のとおり、全ての影響額に対して予算を充てることはできませんが、この交付金によりまして、施設が今、負担しておられる光熱水費等の一定の支援にはなるのではないかと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 1点だけ、お聞きしておきます。

今回の補正において、疑義もほとんどなく活用されていると思っております。ただ、先ほど来質疑もありましたように、コロナにおいての地域創生交付金等の活用の内容と、この物価高騰、この点においての交付金の活用、否定はなく、今回、バスにおいての詳細においても軽油等の金額の部分、これから改正されていくということなので、大きく考えた中で、島本の自主財源と、今、経済自体も守っていかなければならないという中で、今後、今回はこういった内容になっておりますが、例えば、軽油となってくると、他にもいろんな影響がしてくると思いますので、また、いろんな検討をされていくと、大きく経済をまたバックアップしていけるような、元の財源も厳しい中で探していかな

ければならないと思いますが、そういう考え、検討もまたしていくということもあり得るのかどうか、1点、お聞きしておきます。

総合政策部長 この新型コロナに対する交付金につきましては、今回、追加で交付されました交付金については、電力、ガス、食品等の価格高騰に重点を置いた交付金ということでございました。6月にも補正予算を計上させていただきましたが、その際には、原油価格の高騰、それから物価高騰ということで示されてはおったんですけども、中身的には生活支援に関する内容であったり、あと事業者支援ということで、そんなに大きくは変わらないということでございます。

ただ、国から示されております——推奨する事業例が示されておりますけども、なかなか交付金で全てを賄うというのは難しい状況にもございます。そういった中で、各団体さんとかからの要望等もいただいておりますので、そういうことも勘案しながら、また、国のほうには引き続き、こういった交付金を追加でいただけるような働きかけもしながら、町としてできる範囲で支援をしていきたいというふうに思ってますし、どこに重点を置くかという部分については、全庁的に各部局で把握して、その優先順位をつけながら、今後、適切に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

お諮りいたします。

第68号議案は、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第70号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第71号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第6号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第72号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第73号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第74号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第74号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第74号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第75号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、11月臨時会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和4年島本町議会11月臨時会議を閉じまして、散会いたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦労さまでございました。

(午前10時48分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

- 第68号議案 島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第69号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第70号議案 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第71号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）
- 第72号議案 令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第73号議案 令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第74号議案 令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第75号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第76号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）

令和4年島本町議会11月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第68号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	11月28日 原案可決
第69号議案	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第70号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第71号議案	令和4年度島本町一般会計補正予算（第6号）	〃 原案可決
第72号議案	令和4年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃 原案可決
第73号議案	令和4年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第74号議案	令和4年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃 原案可決
第75号議案	令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）	〃 原案可決
第76号議案	令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第1号）	〃 原案可決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月28日

島本町議会議長

署名議員（10番）

署名議員（13番）

令和4年

島本町議会12月定例会議 会議録

令和4年12月13日 開議

令和4年12月26日 散会

令和4年12月13日（第1号）

令和4年12月14日（第2号）

令和4年12月26日（第3号）

令和4年島本町議会12月定例会議会議録目次

第 1 号 (12月13日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	4
○会議録署名議員の指名	4
○一般質問	4
・福嶋議員	4
・大久保議員	16
・戸田議員	25
・山口議員	37
・中嶋議員	43
・中田議員	49
・長谷川議員	58
・野口議員	63
○延会の宣告	65

第 2 号 (12月14日)

○出席議員	67
○議事日程	68
○開議の宣告	69
○一般質問	69
・川嶋議員	69
・永山議員	79
・伊集院議員	90
・平井議員	101
○第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	109
○第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	110
○第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	111

○第80号議案	島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について	116
○第81号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	117
○第82号議案	令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）	123
○第83号議案	令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）	155
○第84号議案	令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）	156
○散会の宣告		158

第 3 号（12月26日）

○出席議員		161
○議事日程		162
○開議の宣告		163
○総務建設水道常任委員会委員長報告（第79号議案～第80号議案）		163
○第79号議案～第80号議案の討論・採決		163
○散会の宣告		170
※付議事件の議決結果		172

令和4年

島本町議会12月定例会議会議録

第1号

令和4年12月13日(火)

島本町議会 12月定例会議 会議録（第1号）

年 月 日 令和4年12月13日（火）

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福嶋 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	藏垣 武博	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教育こども 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和4年12月13日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

福嶋議員 1. 景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う
2. 抜けのない水防災減災取組の推進を
3. 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進状況

大久保議員 1. 島本町の教職員数について
2. 島本町の中学校部活動について

戸田議員 1. もっと文化を！文化振興計画の策定を求めます
2. JR島本駅西土地区画整理事業
～尾山遺跡の池泉跡復元～

山口議員 1. 災害時における協定の締結について
2. 美化等作業員について

中嶋議員 島本町と高槻市の行政サービスの違いについて

中田議員 ゴミ減量について

長谷川議員 物価高騰対策支援事業について

野口議員 島本町における高齢者介護サービスの現状と課題について

川嶋議員 1. 避難行動要支援者の避難支援強化について
2. 妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援について

永山議員 1. 「香害」についてさらに進んだ取り組みを
2. 財政見通しの在り方について

伊集院議員 1. PPP（官民連携）／PFI推進について
2. 「こどもまんなか」行政を目指し～児童虐待 vol.2～

平井議員 「小・中学校区の弾力的運用制度」の廃止について

日程第3 第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第5 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

て

- 日程第6 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の
制定について
- 日程第7 第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第9 第83号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 第84号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で、全員出席であります。

よって、これより令和4年島本町議会12月定例会議を開きます。

これより、本日の開議を開きます。

議案等は、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から12月26日までの14日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、お願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止対応としまして、議場出席者にはマスクの着用や消毒をお願いしており、会議時間の短縮に取り組むとともに、扉を開けたまま進行しますので、御了承願います。傍聴席については、距離を保つために14席としておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本定例会議の各議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、1番 川嶋議員及び14番 永山議員を指名いたします。

よろしくお願いたします。

日程第2、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、大久保議員、戸田議員、山口議員、中嶋議員、中田議員、長谷川議員、野口議員、川嶋議員、永山議員、伊集院議員、平井議員の順で行います。

なお、一般質問については、新型コロナウイルスへの対応として、質問者席ではなく自席で行うこととしておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは最初に、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員 改めまして、おはようございます。

ただいまより、福嶋保雄の一般質問を始めさせていただきます。

1つ目、「景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う」と題して、質問を行

います。

今まで、継続的に、光害抑制や光・視環境の向上について強く訴え続けさせていただいており、本年6月議会の一般質問の中でも、光害対策ガイドラインに準じた内容を、島本町の条例等である島本町環境条例、島本町環境基本計画や島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱などに反映させていくことが、少しでも、よりよい島本町づくりに資すると思っておりますので御検討いただきたいと、要請させていただきました。

現在、島本町においては、景観計画（素案）のパブリックコメントが行われておりますが、その中では、街路照明、広告、サーチライトなど、光関係に関する記述がないように思います。「光害抑制や光・視環境の向上等について、島本町の認識と課題」について、お教えください。

都市創造部長 おはようございます。

それでは、福嶋議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

「景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う」についてでございます。

光害の抑制や光・視環境の向上につきまして、環境省では、良好な光環境の形成を目的に光害対策ガイドラインを策定されており、「良い照明環境の条件は、照明による周辺環境に及ぼす影響の最小化を図りつつ、照明の目的・効果が期待通り効率的に達成されていること」とされております。

こうした国の状況につきましては、本町といたしましても認識しているところであり、照明器具から漏れる光が周辺の動植物や人間の諸活動へ影響するおそれがあることから、照明の目的に応じ、適切な照度基準の照明器具を設置することが必要であるものと考えております。

一方、特に安全や防犯を目的とした設備で安易に照度を低くして所定の照明効果が得られなければ、本来の目的を達成できず、そこに投入された照明エネルギーの全てが無駄になるだけではなく、住民の生命、身体、財産等の安全が脅かされることとなります。

そのため、公共的な照明設備の設置につきましては、様々な角度から総合的な判断が必要になるものと考えており、本町といたしましても、課題認識しているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 景観計画（素案）には、町制施行80周年記念フォトコンテスト作品が使われており、夕方に蛍光灯の光がともる旧西国街道を子供連れの方々が歩く写真、水無瀬川のホタルの写真があります。しかしながら、本文中には夜間に関する記述がないように思います。

どのような状況をお考えか、お教えください。

都市創造部長 景観計画における夜間景観に係る記述に関する御質問でございます。

現在、策定中の景観計画（素案）には、町制施行80周年記念フォトコンテスト作品のうち、夜間の西国街道を撮影した写真や水無瀬川のホタルの写真等を掲載しております。

これらの写真を掲載した経緯といたしましては、当初、本町における景観の類型別特性のうち、旧街道の景観軸のイメージとして当該写真を掲載していたところ、景観計画策定委員会委員より、西国街道の写真については、古い街並みの写真を掲載すべきとの御意見をいただいたこと及び昼夜の写真を複数掲載することを検討すべきとの御意見をいただいたことから、夜間の西国街道を撮影した写真につきましては、旧街道の景観軸のイメージではなく、別の項目「景観形成の課題」に掲載しているところでございます。

また、水無瀬川のホタルの写真につきましても、委員から、骨格となる景観構造のうち、自然に関する項目の中にホタルに関する記述を加えるべきではないかとの御意見をいただいたことから、掲載しているものでございます。

なお、景観計画（素案）における夜間景観に関する記述につきましては、景観法においても、景観計画において照明に係る記載について必須事項となっておらず、また、大阪府においても、上位計画である都市景観ビジョン・大阪では一定触れられているものの、景観条例や景観計画においても照明に係る規定は定められていないことから、現状における本町の景観計画（素案）では、夜間景観等に関する記述はございません。

以上でございます。

福嶋議員 法や府条例、計画に定めがないから、島本町景観計画（素案）に夜間景観等に関する記述をしていないとのことですが、それでいいのでしょうか。

法は遵守する必要がある、反することを条例で決めることは慎む必要があると思いますが、それ以外の島本町に必要性のある内容を条例化してはいけいのでしょうか。島本町として、条例立案段階で最新の知見で島本町の今後を考えると、最も求められる事項を条例化すべきではないでしょうか。

景観計画において、夜間景観の方針、基準等の記述がある自治体は多く、一部の抜粋にはなりますが、札幌市、千葉市、川崎市、静岡市、名古屋市等が挙げられます。また、東京都におかれては、平成19年4月に東京都景観計画を策定され、平成30年8月には、東京ならではの夜間景観と良質な光の誘導を図るため、夜間における景観の形成に関する方針を定め、都市開発諸制度などを活用して計画される大規模建築物等の景観形成基準に、夜間照明に関する事項を追加されております。併せて、良好な夜間景観形成のための建築計画の手引を作成され、夜間における景観の形成に関する方針を示されておられます。

魅力ある夜間景観、自然環境保護を目指すためにも、公園照明、街路灯、マンション廊下の環境配慮型LED照明などを含め、景観計画等の中などに、夜間景観、照明等の記述の追加が必要と思いますが、島本町のお考えをお教えてください。

都市創造部長 今後の景観計画における夜間景観の取扱いに係る御質問でございます。

旧環境庁大気保全局が作成されております地域照明環境計画策定マニュアルにおきましては、景観条例、景観計画等における野外照明に関する記述例を示されております。また、大阪府等が、公共事業を行う際に参照する大阪府公共事業景観形成指針においては、「光による害が生じないように努める」旨の記載がございます。

本町におきましても、光害や夜間景観に対する景観的側面からの取組を検討するに際し、旧環境省の当該マニュアルの記述例や大阪府の当該指針をはじめとした光害や夜間景観に係る景観計画等への記載状況について近隣市事例を調査しましたところ、景観重点地区において、行為の制限のうち、建築物・工作物の照明に光害に関する規定を設けられておられる事例があり、当該行為の制限につきましては、地区の住民の方等からの提案を踏まえ規定を設けられたものである旨、お聞きしたところでございます。

本町の景観計画の策定に際しましては、現在、実施しておりますパブリックコメントにおける御意見等や近隣市事例のような地区の住民等による御提案等、今後の状況を踏まえ、光害の防止や夜間景観に関する記載内容について、本町の景観計画に記述を設けるか否かを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 水無瀬川沿いの照明のLED化に当たって、住戸やホテルの住む河川内への侵入光の課題解消の必要性、街路灯のLED化においては、点光源化、下方向以外への光漏れへの留意など要請させていただいておりましたが、現状はどうでしょうか。企業を含めた住民への屋外照明の上方への漏れ光の抑制、環境配慮型照明の採用などを、条例立案に当たり、訴える必要はないのでしょうか。

そして、街路照明は単に明るければいいのでしょうか。島本町の遊歩道、公園などは昼間だけ使い、晩は通り抜けだけに使うものなのでしょうか。島本町に、地域、施設に応じた適切な色温度、鉛直面の明るさなど、方向性を示す夜間景観という共通コンセンサスがあれば、これからは、もっと違う夜間景観も自慢できる島本町が実現できると思います。

本町の景観計画に記述を設けることについて、ぜひとも積極的に御検討いただき、先進的な景観計画としていただくことをお願いし、1つ目「景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う」を終わります。

2つ目として、「抜けのない水防災減災取組の推進を」と題して、今の島本町の状況と課題について問います。

最近の長時間豪雨やゲリラ豪雨などの災害が、様々な自治体で多く聞かれます。島本町において、現在の対策で抜けがないのか、質問を通して確認をしていきたいと思えます。

降雨時、雨は地面にしみ込むものもあれば、道路や建物などの人工物の上に降った雨の多くは、まずは側溝に流れ、大規模開発地では調整池を経由し、水路、そして雨水幹

線に至り、最終的には桂川や淀川に流れ着くと理解しています。

そこで、まず、島本町には幾つの水路があるのか、接続先ごとにお教えてください。併せて、河川用ゲート設備を有する河川管理施設は、堰、水門、樋門・樋管、閘門等は、どこにどのようなものがあるか、具体的にお教えてください。

都市創造部長 続きまして、「抜けない水防災減災取組の推進を」についてでございます。

島本町内の雨水排水を担う水路につきましては、道路側溝やそれに付随する雨水管、農業用水との兼用水路等、多様な管理形態となっており、雨水幹線へ接続しております水路の本数は、主要な水路として約90本となっており、水路台帳や道路台帳の平面図や縦横断面図で管理しております。

河川用のゲート設備につきましては、島本町が管理する滝谷川下流及び山崎ポンプ場にある2か所の樋門と、名新高架下付近に岸ノ下水路への逆流防止のための樋管が1か所ございます。

以上でございます。

福嶋議員 先ほどの御答弁は主に治水設備ですが、取水堰、ゲート等の利水施設・設備で、島本町が管理対象とされているものも併せて御紹介ください。

都市創造部長 本町が管理する主な利水設備といたしましては、水無瀬川右岸の町立第二中学校前に位置する大井出頭首工がございます。さらには、水無瀬川左岸の指手橋下流側に奥半坂ゲート、尺代地区には井出奥頭首工を設置し、浸水被害軽減に努めております。また、水無瀬二丁目地内には、農業用水路の水量を出水期に調整するゲートを設置しており、地域の農作業に支障が生じないように、水利組合と調整を図っております。

以上でございます。

福嶋議員 水無瀬川には、管理河川施設として樋門・樋管があるとのことですが。

機能について、島本町の御認識をお教えてください。

都市創造部長 先ほど御答弁申し上げました滝谷川水路下流に設置しております樋門と岸ノ下水路下流に設置しております樋管の機能といたしましては、どちらの施設も、基本的には外水氾濫を抑止することを目的としており、特に樋門につきましては、突発的な集中豪雨により水無瀬川の水位が上昇した際には、バックウォーターを抑止するために、適切なタイミングで開閉を行うための施設と位置づけております。

以上でございます。

福嶋議員 施設点検、訓練を含めて、過去に樋門を操作した実績があれば、お教えてください。

都市創造部長 東大寺二丁目地内の樋門につきましては、近年、施設点検や訓練等におきまして操作を行った実績はございませんが、水無瀬川が改修される以前には、周囲の農地を外水氾濫による被害を防ぐため、操作されることがあったと聞き及んでおります。

以上でございます。

福嶋議員 樋門の操作について、訓練を含め実績がないとのことですが、大阪府水防計画第16章 水防訓練によれば、7種の水防訓練を、原則、6月末日までに、年1回以上、指定水防管理団体に準じ実施するものとされています。

先ほど御紹介いただいた樋門に関して、6つ目の「樋門の操作」の訓練が必要と思いますが、島本町のお考えをお教えてください。併せて、樋門操作を行うタイミング、手順についてもお教えてください。

都市創造部長 現時点におきまして、当該樋門は操作した実績はございませんが、浸水被害防止の観点から、台風発生時に伴う長期間の降雨や突発的な集中豪雨など、近年の気象変動を鑑み、老朽化への対応や操作ルール等について、様々な視点から検討する必要があると考えております。

以上でございます。

福嶋議員 次に、農業用水路関連について、どのように点検され、大雨が予想されたときに、どのような防災減災取組が行われるのか。頭首工や農業用水路の堰などの取扱いを含め、お教えてください。

都市創造部長 農業用水路、頭首工や農業用水路の堰などの点検につきましては、樋管等と同様に、職員による定期的な水路パトロールにより、点検を実施いたしております。

本町の水路につきましては、農業用に特化した水路ではなく、雨水を流すための水路と兼用となっております。このことから、台風の接近や突発的な豪雨の際などには、水無瀬川の取水ゲートや町域内の水路状況については、巡視等による点検を行い、浸水被害の防止に努めているところでございます。

福嶋議員 島本町は、雨水幹線整備が大分進み、住宅等への水害被害や通報が減っていると認識しているのですが、近年発生した水路からの溢水被害などの認識されている状況について、お教えてください。

都市創造部長 流域下水道高槻島本雨水幹線への接続に伴い、浸水被害につきましては、整備前に比べ軽減されているものと認識しております。

しかしながら、突発的な集中豪雨により、既存水路におきまして浸水被害が発生している地域があることは認識しております。具体的な場所といたしましては、百山アンダーパスや青葉地区のマンボ、また、東大寺三丁目地内の一部の水路で、一時的な浸水被害が発生している箇所もございます。

今後、このような浸水被害を軽減できるよう、効果的な対策について検討してまいりたいと考えております。

福嶋議員 次に、山崎ポンプ場放流渠の樋門について質問いたします。

雨天時に町内水路の水位が一定上昇し、山崎ポンプ場の雨水ポンプを運転する必要が生じたときには、バイパス水路のゲートを閉め、雨水ポンプにより放流渠に揚水し、放

流渠から桂川へ放流される、放流渠樋門は通常全開で点検時以外には閉鎖を行ったことはないとお聞きしております。

まず、雨水ポンプの運転開始・停止ルールをお教えてください。併せて、1分当たりの最大放水量は何立方メートルの設定となっているのでしょうか。

よろしく申し上げます。

上下水道部長 山崎ポンプ場の雨水ポンプの運転につきましては、ポンプ場内に設置しております差圧式水位計が2.1メートルを計測いたしますと、バイパスゲートが閉鎖し、同じく雨水流入ゲートが開くことで、雨水が沈砂池からポンプ井に流入する構造となっております。

ポンプ井底面からの水位が4.5メートルまで上昇すると、1号雨水ポンプが運転を開始いたします。その後、雨水排水を継続いたしますが、さらなる雨水の流入があり、水位が5.96メートルまで上昇すると、2号雨水ポンプが運転を開始し、2台の雨水ポンプによる排水を行うこととなっております。雨水ポンプの停止につきましては、ポンプ井の水位が5メートルで2号雨水ポンプが停止し、3.2メートルで1号雨水ポンプが停止をいたします。

また、放流渠の1分当たりの最大放水量につきましては、1,328立方メートルの設定となっております。

以上でございます。

福嶋議員 山崎ポンプ場のポンプ能力は、2台で1分当たり432立方メートルですから、放流渠最大放水量の約3分の1です。桂川の水位が放流渠の高さの3分の1以上の場合には、放流渠への桂川からの逆流も懸念されます。

令和元年、東日本台風において、操作要領に従い樋門閉鎖作業を行ったおり、樋門がなかなか閉まらず、増水した河川水が下水道に逆流し、市街地にあふれた事象が発生しました。水中のことですので、真因究明にまでは至らなかったようですが、樋門の高さを超えた河川水位となっている状態で、樋門部に何らかの障害物があり、樋門を閉めることが困難になったと推定され、樋門閉鎖の判断基準を、逆流が発生した時点に変更されている自治体も出ている状況です。

各地において樋門操作の見直しが進む状況の中、島本町のお考えをお教えてください。

上下水道部長 樋門操作の見直しについてでございます。

議員から御紹介のありました令和元年の東日本台風におきまして、河川が増水し、排水樋管から逆流により、住宅地などが浸水するなどの被害が発生しましたことは承知をいたしております。

また、操作手順の見直しをされた自治体があるとのことですが、河川用ゲートの設置場所や構造、操作要領の作業手順など、様々な状況があることを踏まえすと、全ての河川用ゲートの操作の見直しが必要との見解には至っておらず、現時点におきましては、

見直しを行う予定はございません。

なお、樋門の操作につきましては、基本的に本町の放流渠樋門操作要領に基づき実施をいたしますが、台風等による降雨や上流域のダム等の情報もリアルタイムで把握ができませんので、河川の状況を見ながら、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 最後に、雨水放流先である桂川、淀川の状況について、問います。

平成25年、台風18号洪水を安全に流下させるため、河川整備計画に記載している河川整備のうち、嵐山地区を含む桂川河道掘削が緊急治水対策として行われました。そして、未着手事業であった水無瀬地区掘削に関連して、本年2月議会で河床掘削と淀川舟運の関係について、一般質問をしました。その後、本年7月14日になりますが、当該箇所である三川合流部水無瀬地区の掘削が、水無瀬地区掘削形状立案他業務の業務設計書として公表されています。

ここに至るまでの島本町の取組や現状の課題認識について、お教えてください。

都市創造部長 国土交通省近畿地方整備局が実施する桂川の河道掘削事業につきましては、議員御指摘のとおり、平成25年の台風18号による堤防越水による氾濫被害を受け、平成26年度より緊急対策区間として位置づけて、大規模な河道掘削を実施していただきしており、令和4年度までに、約6割が完了する見込みであることを確認しております。

淀川本川の計画である水無瀬地区の河道掘削につきましては、国土交通省近畿地方整備局において水無瀬地区掘削形状立案他業務を発注し、現地着手に向けた取組を進めていただいていると認識しており、本町の取組といたしましては、河道掘削計画の情報収集を行うとともに、今後、早期着手の実現に向け、協議調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 本質問では、水防災減災の状況について問い、多くの課題があることが分かりました。

1つ目は、一部の水路で浸水被害が発生していることです。浸水被害を軽減できるよう、効果的な対策の検討と実施及び必要に応じルールへの落とし込みを迅速に行っていただくようお願いしておきます。

2つ目は、滝谷川水路下流に設置されている樋門について、管理いただくようお願いいたします。また、山崎ポンプ場の樋門を含め、樋門の閉鎖・開放タイミングは、河川水位が普段より上昇し、流木等の流下物がある中で、樋門部に河川の濁流が流れ込む状況では、樋門部への異物のかみ込みで、樋門の操作が想定どおりに行えない懸念などもありますので、河川の状況を考慮し、迅速かつ適切な操作としていただくようお願いいたしておきます。

そして、3つ目として、雨水の放流先である桂川については、河道掘削事業がスタートしておりますので、河床をしっかりと、恒久的に維持できるような仕組みづくりとしていただくためにも、淀川河川事務所への訪問、打合せなどを密に連携いただくことをお願いし、2つ目「抜けない水防災減災取組の推進を」を終わります。

3つ目、「自治体デジタル・トランスフォーメーション進捗状況」と題して、主に全庁的な取組に関連したことについて問います。

国において、デジタル・ガバメント実行計画が令和2年12月25日閣議決定され、各地方公共団体における取組の指針と国による支援策及び具体的なKPIが「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」で示されました。そして、令和3年7月に「自治体DX推進手順書」を作成、令和4年9月「自治体DX全体手順書【第2.0版】」「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書【第1.1版】」として、それぞれ改定を行われました。

本年度の町長施政方針にも述べられておりましたが、行政手続のオンライン化などデジタル技術を活用した業務改革及び住民の利便性向上により重点的に取り組むため、4月に行革デジタル推進課を作られました。

デジタル技術を活用した業務改革及び住民の利便性向上のために、業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化、手続のオンライン化などに、全庁的な推進体制を確立して計画的に取り組むことが必要と考えますが、島本町のお考えをお伺いするとともに、具体的にどのような推進体制で取り組まれているのか、お教えてください。

総合政策部長 続きまして、「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進状況」についてでございます。

本町では、デジタル技術を活用した業務改革及び住民の皆様の利便性向上に向けた施策により重点的に取り組むため、令和4年4月に行革デジタル推進課を設置いたしました。現在、各課の情報システムや業務改革、手続等のオンライン化に関する相談をはじめ、事業者から出された見積りの内容のチェックなど、限られた人員体制の中ではありますが、組織横断的に取り組んでいるところでございます。

また、推進体制につきましては、各課からデジタル化推進委員を選出し、情報セキュリティやデジタルツールに関する情報を全庁的に浸透させるための体制を構築して推進しているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 自治体DX全体手順書【第2.0版】概要によれば、DX推進の手順として、0から3のステップがあるとのことですが、現在、島本町はどのステップまで進んでいるのか。併せて、進める上での課題認識について、お教えてください。

総合政策部長 総務省が令和4年9月に策定しました自治体DX全体手順書においては、ステップ0：DXの認識共有・機運醸成、ステップ1：全体方針の決定、ステップ2：

推進体制の整備、ステップ3：DXの取組の実行を、DX推進に当たっての一連の手順としております。

本町においては、先ほど御答弁申し上げましたように、十分とは言えませんが、推進体制の整備のステップ2に加え、ステップ3のDXの取組の実行を、可能な範囲で取り組んでいるところでございます。しかしながら、継続的にDXを推進するためには、組織として、ステップ0：DXの認識共有・機運醸成が重要であり、課題認識を持っているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 十分とは言えないが、ステップ2に加え、ステップ3を可能な範囲で取り組んでいる、しかし、継続的にDXを推進するためには、組織としてステップ0：DXの認識共有・機運醸成が重要であり、課題認識を持っておられるとのことですか。

ステップ0では、首長や幹部職員によるリーダーシップや強いコミットメントが重要、首長等や一般職員までDXの基本的な共有理解の形成、実践意識の醸成。また、ステップ1では、DX推進のビジョンと工程表で構成される全体方針を決定、広く共有が求められています。

島本町は、どのように行われているのか、お教えてください。

総合政策部長 DXの認識共有・機運醸成については、令和4年度の施政方針の重点取組として、デジタル化を推進する組織の設置を掲げるとともに、6月にはデジタル化推進委員を対象に、改善・改革のマインド醸成のためのキックオフ・ミーティングを開催することで行いました。しかしながら、機運醸成などの意識改革は繰り返し行うことが重要であると考えておりますことから、今後も継続的に取組を行ってまいりたいと考えております。

また、DXのビジョンと工程表で構成される全体方針につきましては、現時点で策定に至っておりませんが、各自治体が地域の実情を踏まえた自団体のDX推進のビジョンを掲げることも重要であると認識しております。と同時に、策定すべきビジョンは、DXを支える情報基盤に大きく影響を受けるものと認識しております。そのため、職員の意識改革や組織としての機運醸成が最も重要であり、そのマインドが浸透していない状態では、DX推進のビジョンや全体方針を策定したとしても、絵に描いた餅となるおそれがありますことから、策定するタイミングにつきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

そのため、まずは、各職員がインターネットを通じてより容易に情報を入手できる、また、外部との情報交換を容易にする情報基盤の整備を進めているところであり、環境整備と併せて、職員の意識改革や組織としての機運醸成を図りながら、全体方針の策定についても、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 次に、現在、各種手続のオンライン化を進められておりますが、各種の稟議など、内部事務の電子化・効率化はどのように進められているのか、計画を含め、お教えください。

総合政策部長 内部事務の電子化・効率化につきましては、軽微な事務であれば、職員向けのグループウェアのワークフローシステムで処理しているところでございます。

また、職員向けの情報紹介などもウェブホームサービスを利用し、効率化を図っており、今後は文書管理・電子決裁システムの導入の検討を進め、より事務の効率化が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 住民に対する手続のオンライン化のみならず、各種稟議など内部事務の電子化の推進を並行して進めなければ、投資効果が十分得られないと思います。

町長の立場から、島本町の自治体DX推進について、どのように取り組まれているのか、そして、推進部署である総合政策部がステップ0：DXの認識共有・機運醸成が重要であり、課題認識を持っておられることに対して、現状の課題、今後の計画を含め、お考えをお教えください。

山田町長 先ほど総合政策部長から御答弁申し上げましたとおり、令和4年4月に行革デジタル推進課を設置をし、行政手続のオンライン化など、デジタル技術を活用した業務改革及び住民の利便性向上に重点的に取り組んでいるところでございます。

また、幹部職員を含めた職員全体で継続的な意識改革はもちろん、デジタル技術を活用した業務改革を行革デジタル推進課が中心となって進めるとともに、国が進めるシステム標準化やガバメントクラウドなどへの対応も、令和7年度完了を目指し、財政との整合も図りつつ、可能な限り計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 町長御自身は、町を束ねる立場として、庁議の場や職員全体に対して、DXの認識共有・機運醸成について、この1年で具体的な目に見える行動はどのようなことをされたのか、お教えください。

なお、行革デジタル推進課の設置以外の内容でお願いいたします。

山田町長 自治体におけるデジタル・トランスフォーメーションとは、業務の見直しを推進するとともに、デジタル技術を用いて業務の効率化や行政サービスの拡充などに努め、住民の皆さんの生活をより豊かにすることであると認識をしております。そのためには、議員御指摘のとおり、「変わる」という意識改革が重要でございます。

そのため、多様な行政課題に向き合い、施策を実行するためには、役場組織として、しっかりとした体制を維持していくことが重要であることや、限られたリソースで、よりよいまちづくりを進めるためには意識を変える必要があることなどから、今年の年頭訓示では、このコロナ禍において、これまで当たり前に来てきたことであったとして

も、改めて見直し、業務の効率化に努めるよう訓示いたしました。

また、職員の働き方においても、セキュリティポリシーを改正するなど、テレワークを推奨するとともに、予算配分におきましても、特定財源をできる限り活用して行政のデジタル化に取り組むために、積極的に予算査定を行いました。

以上でございます。

福嶋議員 令和3年9月議会において、地図について一般質問を行い、地理・情報システム（GIS）について言及させていただいておりますが、改めて、自治体DXの視点から聞きたいと思います。

GISは、行政事務の効率化、住民サービスの向上を主な目的として活用され、税務、道路管理、上下水道、都市計画分野で活用が定着していると認識していますが、島本町での活用状況及び情報連携状況について、お教えてください。

総合政策部長 本町におきましては、地理情報システムとして固定資産税、道路管理、水道、下水道の分野で活用しております。

情報連携状況につきましては、税務課において、土地の利用状況や変遷が把握できる課税資料を整備するため、3年ごとに航空写真画像データを作成しており、このデータを各システムに取り込むことにより、事務の効率化などを図っております。

以上でございます。

福嶋議員 情報連携は、航空写真画像データを各システムに取り込むという限られた範囲で行っておられるとのことですが、平成19年5月に地理空間情報活用推進基本法が制定され、統合型GISの一層の整備及び活用を促進するため、統合型GIS推進指針が作成されております。

統合型GISの整備及び活用について、島本町の認識をお聞かせください。

総合政策部長 統合型GISを導入することにより、システム統一による費用削減、事務にかかる人的コストの削減、様々な業務でのGISの活用など、メリットが考えられます。統合型GISの整備については、関係する部局との調整が必要となりますが、その費用や効果も含め、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 少ない人員で効率的に、そして、より高度に業務を行うためには、保有している情報を俯瞰し、細かく多面的な分析がタイムリーに行える鳥の目・虫の目・魚の目が同時に使える認識共有・機運醸成、そして環境が必要と思います。

現在、保有の地理情報システム（GIS）は、島本町全体で見たときに、複数のシステム運用となっており、庁内横断的なデータ共有により、これまで原課ごとに行っていたデータ整備コスト、重複する費用を削減でき、過去、様々な観点から指摘しているデータのそごも防ぐことができます。

また、これにより行政業務の効率化、複数原課間での迅速な情報共有、重複コストの

軽減、住民サービスの向上などを図ることができますので、積極的な御検討をいただくとともに、町長、部長をはじめ、町幹部におかれては、1つ目に強いコミットメントとリーダーシップの発揮、2つ目に一般職員までDXの基礎的な共通理解の形成・実践意識の醸成を行える縦串の環境づくり、3つ目に部・室・課をまたがった共通インフラを構築・運営する横串の環境づくり、これらを積極的に推進いただき、より一層の行政サービスの向上や住民とのコミュニケーション向上に向け、もう一步先の公開型GISを見据えていただくことをお願いし、3つ目「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進状況」を終わり、12月定例会議での福嶋保雄の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

東田議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時45分～午前11時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員 それでは、通告どおり質問に入ります。

1点目、「島本町の教職員数について」。

全国公立学校教頭会によりますと、教員不足の実態やGIGAスクール構想の現状に関わる全国調査の結果をまとめられたとのこと。この結果によりますと、令和4年度の始業時点で、本来、配置されるはずの教員が欠員をしていたのは、小学校で13.9%、中学校で15.2%に及んだことが分かりました。

令和3年度から、小学校で6.9ポイント、中学校で5.4ポイント上昇しており、同会は「教員不足が悪化をしている」、人員をやりくりしても「学級担任が配置できず不在の学級が発生した」は17.1%に上っております。また、未配置を受けました副校長・教頭としての関わりにつきましては、小学校では31%が「担任の代替」をし、43.4%が「授業の一部」を担っていた。中学校でも46.9%が「授業以外の活動」を支え、45.9%が「授業の一部」を担っていたということです。

このような全国的に大変厳しい教員不足の背景に基づき、本町の現状をお伺いしたいと思います。

まず、本年9月の民生教育消防常任委員会でも質問をしましたが、全国的に教員不足が大変深刻な状況にあるということで、本町の現状に、その後変化があったのか、伺います。

教育こども部長 それでは、大久保議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

1点目、「島本町の教職員数について」のうち、「本町の現状に、その後変化はあったのか」についてでございます。

議員御指摘のとおり、近年、教員志望者の減少による影響で、全国的に教員不足と

なっている現状でございます。本町におきましても、毎年、出産・育児や病気のために長期に休職する教員が一定数出る中、場合によっては、代替講師を速やかに補充することができず、代替講師が見つかるまでの間、学校内の現員体制の中で対応しなければならない場合もございます。

本町における本年度の欠員状況について申し上げますと、4月8日現在では、小学校で2名、中学校で3名、合わせて5名の欠員がございましたが、12月1日現在では、小学校で1名、中学校で1名、合わせて2名の欠員と、講師の確保に努めた結果、一定解消が図られたところでございます。しかしながら、いまだ完全な欠員解消には至っており、また、これから年度末にかけての産育休の新たな取得や急な病気休職の発生等の状況次第では、欠員状況が再び悪化する懸念もございます。

いずれにいたしましても、教育委員会におきましては、欠員により学校現場の負担が長期化し、教育活動にも大きな影響を及ぼすことのないよう、今後も大阪府教育委員会とも連携して、できる限り速やかに代替講師を補充できるように、引き続き努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 このような現状の中で、第二中学校で1学年理科の中間テストが実施できなかったとお聞きしておりますけれども、事実でしょうか。また、なぜできなかったのか、どのような経緯があるのか、お伺いします。

教育こども部長 次に、「第二中学校での理科の中間テストが実施できなかった経緯」についてでございます。

第二中学校におきましては、1年生の2学期中間テストを10月6日と7日の2日間で実施しておりますが、理科につきましては実施できなかったと報告を受けております。

理由といたしましては、第1学年の理科を担当する教諭が9月中旬から12月末まで急遽休職することになったことにより、予定しておりました中間テストまでの学習範囲が未履修となり、学力の定着度合いを見取る中間テストを実施するには不相当であると学校では判断され、1学年理科の2学期中間テストの実施を見送ったと報告を受けております。

なお、2学期期末テストでは、2学期中間テストまでの学習範囲も含んだ出題とする予定ですが、生徒に過度な負担とならないよう配慮して実施するよう報告を受けております。

以上でございます。

大久保議員 現在は、理科の代替講師の配置などをされまして、授業の遅れは解消されているのでしょうか。また、今後の見込みについて伺います。

教育こども部長 次に、「理科の授業の遅れを解消できているか、また、今後の見込み」についてでございます。

現在、第二中学校においては、第1学年理科の代替講師を配置し、通常どおりの授業を実施いたしております。

なお、代替講師の配置前にも、他学年の教諭が代理で授業を実施するなどして、授業の遅れの解消に努めてまいったほか、代替講師配置後も、授業構成及び実施形態等を工夫して、授業進度の遅れの解消に努めております。

また、今後の見込みにつきましては、全体の時間割等も調整し、3学期末までに第1学年で履修すべき理科の学習範囲を終える予定でございます。

なお、第1学年理科の成績につきましては、定期テストのみならず、普段の授業で実施する小テストや提出物等を総合して評価いたしますことから、生徒に不利益が生じることはございません。

以上でございます。

大久保議員 生徒に不利益が生じることはないかと御答弁ですけれども、実際には、生徒には担当の先生が休まれる等、大変不利益が生じているのではないかと推察をするものです。

そこで、教育長にお聞きをしますけれども、私の議員活動の中で、いろいろな方からお話をお聞きする機会があります。その中で、教育長が自ら第二中学校に行かれてお話をされた後に、教員の方がお休みをされたと聞いておりますけれども、事実でしょうか。また、事実であるならば、どのような事情で、教育長は第二中学校に行かれて、何をお話しされたのか、お伺いします。

中村教育長 次に、「第二中学校の教員が休んだ件」についてでございます。

議員御指摘のとおり、本年9月2日の金曜日に、私と教育推進課職員2名との計3名で、学校長及び教頭の同席の下、第二中学校において、1年生担当の教員2名の事情聴取を行いました。そのヒアリングした教員のうち1名につきまして、9月5日月曜日から、継続してお休みを取られている状況でございます。

今回、私ども教育委員会が教員の事情聴取を行った事情といたしましては、まず、6月に第二中学校であった生徒指導事案に関連して、関係保護者と中学校との間でトラブルが生じ、その保護者から直接、教育委員会に対して申立てがありましたことから、教育委員会も保護者対応に加わったという経緯がございます。

この対応を進めていくに当たりまして、第二中学校で行われた生徒指導に関し、生徒指導をするに至った経緯やその方法について、学校内でどのように話し合いがなされたのか、その事実関係を的確かつ詳細に押さえ、慎重を期して進める必要がございましたことから、生徒指導を行った1年生の担当教員らに対する直接の事情聴取を行ったものでございます。

本来なら、教員の事情聴取に教育長である私に関わるということは過去にはなかったのですが、事案の重大性を踏まえて、自らその場に立ち会うことを提案いたしました。その際、学校管理職からは異を唱えられましたが、自身としては、事情聴取の状況を直

接確認したいとの思いがあり、一切発言しないという約束のもとで、同席することを学校長に提案し、了承いただきました。

しかしながら、当初発言をしないと、学校長と当該事情聴取を受ける2名の教員にも伝えていましたが、事情聴取を進める中で、納得いかない箇所が出てきたため、途中からは、自らも質問を行い、聴取するという形式を取ってしまい、そのことを受けて、1人の教員が、当初の約束と事情聴取の形態が異なる等の理由により、その場を途中退席し、そのまま翌日から休まれております。

個々の聴取内容については、生徒指導事案であるため、お答えは差し控えさせていただきますが、主旨としましては、事実関係や教員らの考え方・意識について尋ねたものでございます。しかしながら、結果として、私の本意が伝わらず、現在まで学校現場に影響をもたらしていることについては、真摯に受け止め、お詫び申し上げたいと思います。

以上でございます。

大久保議員 教育長は、事案の重大性を踏まえて、自らその事情聴取の場に立ち会ったということですが、なぜ、過去に事例のない教員の事情聴取の現場で、一切発言しないとの約束を反故にされたのでしょうか、伺います。

中村教育長 このたび、生徒指導事案に伴う保護者対応に教育委員会も加わる中で、私が自ら教員への事情聴取の場に立ち会うこととしました理由といたしましては、主に2つございます。

1つ目といたしましては、私としては、今回の生徒指導事案が、当事者生徒自身の人権問題となるおそれを有するものであると理解しており、その点で、大変重大な案件であると認識していたものでございます。2つ目といたしましては、約3か月の時間を費やしたにもかかわらず、解決への道筋がなかなか見えてこない状況にある中、先ほどの1つ目の理由からも、私としては、過去になかったんですが、自らが直接事案に当たることで早期解決を図ろうとしたものでございます。

私としては、少しでも早く、この学校事案を解決したいという思いを持っておりましたことから、先ほどの御答弁のとおり、教員への聴取を進める中で、納得いかない箇所が出てきたため、当初は口を挟まないと言っていたのですが、途中からは私自らも質問を行い、聴取するという形式を取ってしまい、結果的に教員や学校長の認識と異なる形での事情聴取となってしまったことにつきましては、改めて反省する次第でございます。

以上でございます。

大久保議員 自ら直接事案に当たることで早期解決を図ろうとしたということですが、結果的には、さらに問題が深刻化しております。また、理科の教員の休職は、教員全体への影響が大変大きいものだと思います。また、この結果が、子供たちへの不利益に大きくつながっているものと私は思います。

教育現場、特に教員からの教育委員会に対する不信感や不満など、どのように解決されていくのでしょうか。御自身の責任の取り方を含めまして、善後策をしっかりとこれからお示しくさせていただきますようお願いいたします。

このような現状を踏まえまして、町長は、本町の教員不足をどのように認識されているのか、お伺いします。

山田町長 本町の教員不足をどのように認識されているかということでございます。

教員不足は全国的な課題であると認識をしております、本町においても、教員の年度途中での出産、介護など、様々な理由により欠員が生じていることは承知をしております。

また、欠員が生じた際には、大阪府に講師登録されている方の中から人選することを基本としているものの、教科や任用時期などの状況によりましては、適任者の確保に苦慮することを、教育委員会から聞き及んでおります。

以上でございます。

大久保議員 大変、申し訳ないんですけども、他人事のように聞こえて仕方がないんですけど、一応、町長も本町の教員不足、認識されているということだと思います。

町長は、この本町の現状を踏まえられて、なぜ、わざわざ現職の校長先生に教育長の要職をお願いすることになったのか、お伺いします。

山田町長 教育長の選任につきましては、本町の教育行政を牽引していただく大変重要なポストでございます。

私は、町長就任以来、「まちづくりは人づくりである」との考えの下、教育・保育の充実は大変重要であると一貫して申し上げてまいりました。本町の教育・保育は、これまでも関係者の御尽力により、英語教育をはじめ、学力の向上や保育内容の充実などが実現できてきたと考えております。

今後は、社会が大きく変化する中で、多様な社会を他者と共存しながら、自分らしく生きていける力を育むことが大切であると考えており、その考えは中村教育長も同じでございました。

そのために、私といたしましては、今後の取組の方向性を共感できる教育長に適任の方であるとの考えから、教育長をお願いすることとしたものでございます。その結果、現在では、みづまるキッズプランの完成に向けて尽力いただいております、新たなカリキュラムにより、本町の保・幼・小の連携はもとより、子供たちには、自分らしく生きていける力が身についていくものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 再度、質問します。

町長は、教員不足の現状を認識しているにもかかわらず、現職の校長先生を教育長の要職にすることで、学校現場の人事が混乱することは考えなかったのでしょうか、伺います。

山田町長 教育長の選任に当たりましては、現職の校長先生を選任する場合、学校管理職の人事に及ぼす影響があることは十分承知をしておりましたが、先ほど御答弁申し上げたように、本町の今後の教育行政の発展を考え、適任者であると判断をしたため、現職の校長先生ではありましたが、お願いをしたものでございます。

以上でございます。

大久保議員 影響は、学校管理職の人事だけではありません。冒頭にも申し上げましたけど、教頭先生が担任の代替や授業の一部を負担しているという事例もあります。

こういったことを考えますと、教育現場全体に影響があるのではないのでしょうか。人事は全体のバランスをよく考えて行ってもらわないと、現場が混乱し、疲弊します。また、本町の今後の教育行政の発展をお考えになったということですが、大人の勝手な思いや都合が、ひいては子供たちに不利益を与えているのではないのでしょうか。

ぜひ、この際、町長は、第二中学校や第一中学校の教育の現場がどのような状態であるのか、どのように疲弊をしているのか、現状把握をぜひともお願いしたいと思います。併せまして、教育委員会におかれましても、大変疲弊をしている状況でありますので、しっかりと対策、対応をお願いします。

次の質問に入ります。

2点目、「島本町の中学校部活動について」です。

部活動と教員の働き方改革を両立させるために、国は、来年度から休日の中学校の部活動を地域のスポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を示しており、これを受け、スポーツ庁は、昨年、有識者会議を設置して課題などを議論してまいりました。

提言案では、部活動の受け皿として、地域のスポーツクラブや民間事業者のほか、保護者会なども想定し、指導者の確保に向けては資格取得や研修の実施を促し、企業やクラブチーム、大学と連携をしている例を参考にすべきだとしております。また、スポーツ団体などに支払う会費が保護者の大きな負担になると参加をためらうおそれがあり、地元企業からの寄附や経済的に困窮する家庭に対する自治体からの補助のほか、国による支援策の実現に向け、検討する必要があるとしております。

今後の部活動の在り方については、全国大会の仕組みが練習の長期化や過熟化の一因になっているとし、開催回数を適正にすべきだと指摘しているほか、学校で教員が指導することが前提でなくなる一方で、部活動の成績が高校入試のアピール材料になっている現状を踏まえまして、生徒の個性や能力を自己評価の資料などで多面的に評価することが望ましいとしております。

このような全国的中学校部活動の大きな流れの中、本町の取組や課題をお伺いしたいと思います。

まず、本町の中学校が運営する部活動数や活動内容、携われている教員等の人数や課題などを伺います。

教育こども部長 続きまして、2点目の「島本町の中学校部活動について」のうち、「部活動数や活動の内容、携わっている教員数や課題など」についてでございます。

まず、部活動数につきましては、令和4年度現在、第一中学校で文化部が4、運動部が8、第二中学校で文化部が3、運動部が7でございます。

次に、活動内容につきましては、部活動ごとに異なりますが、主に文化部については個人作品の制作や文化祭等での演奏等、運動部については中学校体育連盟主催の大会への出場等を目指して、活動しております。

次に、携わる教員数でございますが、第一中学校で文化部が10名、運動部が21名、第二中学校で文化部が4名、運動部が26名でございます。また、部活動指導者派遣事業として、第一中学校の運動部に2名、第二中学校の運動部に9名の地域の方に、部活動指導の御協力をいただいております。

次に、課題といたしましては、教員配置の関係から、教諭が経験のない活動の顧問を担当する可能性があること、担当する部によっては、休日を含めた長時間の部活動に従事する教員がいることなどを把握いたしております。

以上でございます。

大久保議員 第一中学校、第二中学校、併せまして61名の教員の方が、この部活動に携われているということで、約84%の教員の方が関係があるということであります。

教職員が部活動で生徒とともに試合など同行するのに必要な交通費等の特別勤務手当は、その金額など、課題や問題点はないのでしょうか。

教育こども部長 部活動に伴う特別勤務手当に関する再質問でございます。

教職員が週休日等に学校の管理下において行われる部活動に従事した際には、大阪府の職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、特殊勤務手当が支給されております。

なお、特殊勤務手当と同時に旅費が支給されることは認められておりませんので、週休日等に練習試合等を町外で実施した場合、引率する顧問には支給された特殊勤務手当に交通費が含まれていることとなります。そして、中学校体育連盟等が開催する、いわゆる公式戦等を週休日等に引率する場合につきましては、週休日の振替及び旅費の支給で対応することとなっております。

なお、特別勤務手当の課題や問題点についてでございますが、大阪府条例で支給金額等を定められておりますことから、本町としての意見については差し控させていただきます。

以上でございます。

大久保議員 過去に、民生教育消防常任委員会で問題となりました特別勤務手当でありますけれども、そもそも、この手当は町の予算・決算に上がるような性質のものではないと思います。中学校長が大阪府教育庁に申請するものでありまして、なぜ、町議会に第一中学校の特別勤務手当の情報が上ったのか、私は非常に疑問に思っておりますし、ぜひ

ともこれ、第一中学校長にお尋ねくださいとお願いをしておるんですけども、いまだ実現しておりませんので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次の質問です。

島本町は、中学校部活動の今後の運営をどのように計画し、どのようにお考えか、伺います。

また、国は、来年度から休日の中学校の部活動を地域のスポーツクラブなどに段階的に移行していく方針を示しておりますけども、本町の対応はどのようにお考えか、伺います。

教育こども部長 次に、「休日の部活動を地域のスポーツクラブに移行していく国の方針に対する本町の対応」についてでございます。

令和4年6月6日のスポーツ庁長官からの「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」によると、運動部活動の目指す姿として「将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保」、「部活動の意義の継承・発展、新しい価値の創出」、「地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一体的に整備」等が挙げられております。また、改革の方向性として、「休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進を図るもの」とされております。

本町といたしましては、今後、部活動の在り方について、教員、保護者及び地域の方とともに、本町の部活動が目指すべき意義や課題について意見交換を行い、中学校部活動の地域移行への取組を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 よろしく検討のほう、お願いします。

次の質問です。

経産省の提言によりますと、「部活動を社会教育にして、教員の兼業環境整備を求める。」とのことですが、具体的には、部活の地域移行を休日だけではなく平日でも実施すること、地域のスポーツクラブなどと教員が業務委託契約を結ぶことなどが現実的だとしておりますけども、本町の見解をお伺いします。

教育こども部長 次に、「地域のスポーツクラブとの業務委託契約など」についてでございます。

スポーツ庁と文化庁が作成した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」には、学校部活動に対して、「教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理」を、新たな地域クラブ活動の在り方として「地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実」、「指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業」を盛り込むことが示されています。

しかし、現状では関係法令等も未整備であることや財政上の課題が大きいことなど、地域移行の受け皿をどのように確保していくかが大きな課題であると認識をいたしております

以上でございます。

大久保議員 それでは、運動部も文化部も同じような扱いとなるのでしょうか。

教育子ども部長 先ほどの「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（案）」では、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定と記載されておりますので、同様な扱いと認識をいたしております。

以上でございます。

大久保議員 分かりました。同様な扱いということであります。

次の質問です。

部活動の地域移行を受けまして、クラブ活動から離れて、クラブに移行する生徒が増えますと、対外試合や大会への参加資格が問題になると考えられますが、近隣市町村の考え方も含めまして、本町の見解をお伺いします。

教育子ども部長 次に、「対外試合や大会への参加資格の問題」についてでございます。

中学校の運動部活動における公式戦の扱いとなりますのは、各都道府県もしくは市町村地域の中学校体育連盟、いわゆる中体連が運営する大会でございます。

中体連の運営する大会については、中学校の部活動に籍を置く生徒のみに出場資格が与えられていましたが、日本中学校体育連盟が令和4年6月13日に通知いたしました「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について」によりますと、一定の基準を満たした地域スポーツ団体等に対し、令和5年4月1日以降の全国中学校体育大会への参加を認められることになりました。この通知を受けて、大阪府中学校体育連盟等も同様の措置が取られるものと認識をいたしております。

なお、地域スポーツ団体等から中体連の運営する大会へ出場する場合、在籍中学校での大会参加は認めないことも通知されており、同じ市町村、同じ学校での競合という事態は避けられるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 将来的に、このまま少子化が進みますと、中学校部活動が地域スポーツ団体等への移行が加速すると考えられ、学校教員の役割が大きく変わると考えますが、本町の見解をお伺いします。

教育子ども部長 本町におきましては、部活動で生徒たちにどのような力がつくのか、部活動の教育的意義を議論するとともに、生徒を中心に、部活動の在り方を再度見直し、部活動を支える必要な体制を明確にしていきたいと考えております。また、部活動の主

人公である生徒の意見に耳を傾けることを重視し、生徒にとって多様な体験機会を確保することが重要であると認識をいたしております。

一方で、部活動が教職員の超過勤務や負担につながっていることから、必要に応じて部活動の地域移行を検討し、国や府の支援も適宜適切に活用しながら、教職員が働きやすい環境づくりと生徒たちにとって部活動の充実を、セットにして取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 教職員の皆様が働きやすい環境づくりと生徒たちにとっての部活動の充実を、セットにして取り組まれるということですので、ぜひともお願いをしたいと思います。

最後の質問に入ります。

第一中学校の保護者の方から、クラブ活動について、校長先生と懇談を申し入れておられますけども、実現していないということです。教育委員会は、この件に関しまして把握されているのでしょうか。

教育こども部長 次に、「第一中学校保護者からの申入れ」についてでございます。

平成31年3月に策定された島本町部活動ガイドラインには、「開かれた部活動のために」として、「学校と保護者が部活動の意義や目標を共有し、開かれた部活動の推進に努め、活動内容や練習内容・成果などを積極的に公開・発信すること」、さらに「校長は指導・運営に係る体制の構築に努めること」として、「生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、複数顧問の配置や部活動に関する規定を適宜見直す」との記述がございます。

以上の観点からも、保護者の方からの御意見等もお聞きし、部活動に反映させていくことは重要であると考えておりますので、第一中学校長にはヒアリングの上、適切に対応するように指導したところでございます。

以上でございます。

大久保議員 ぜひとも実現のほう、お願いをします。

以上をもちまして、質問を終わります。

東田議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時35分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 令和4年(2022年)12月定例会議の一般質問です。

(I) 「もっと文化を！ 文化振興計画の策定を求めます」。

2001年に制定された文化芸術振興基本法により、大阪府は2005年に文化振興条例を施

行、府民、事業者が協働して、文化の振興に力強く取り組むことをうたっています。その理念に基づき、おおさか文化プラン（大阪府文化振興計画）が策定され、現在は令和3年度からの5年間の第5次計画を推進されています。

本町においても、文化振興計画を策定する必要があると考え、以下、通告に基づき質問いたします。

1) 北摂他団体における文化振興計画策定状況について、どのように把握しておられますか。

教育子ども部長 それでは、戸田議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

(I) 点目「もっと文化を！ 文化振興計画の策定を求めます」のうち、「北摂他団体における文化振興計画策定状況」についてでございます。

三島地域4市の計画策定状況についてでございますが、まず、高槻市におかれましては、令和3年度から令和12年度までの計画期間として、第2期高槻市文化振興ビジョンを策定されております。次に、茨木市におかれましては、平成27年度から令和6年度までの計画期間として、第2期茨木市文化振興ビジョンを策定されております。次に、摂津市におかれましては、平成18年度に摂津市文化振興条例を施行され、平成30年度から令和4年度までの計画期間として、第2期摂津市文化振興計画を策定されております。次に、吹田市におかれましては、平成18年度に吹田市文化振興基本条例を施行され、令和4年度から令和13年度までの計画期間として、第2次吹田市文化振興基本計画を策定されております。

豊能地域3市2町の計画策定状況についてでございますが、豊中市におかれましては、令和3年度から令和9年度までの計画期間として、豊中市文化芸術推進基本計画を策定されております。その他の池田市、箕面市、豊能町、能勢町におかれましては、計画につきましても策定されておられません。

以上でございます。

戸田議員 お示しいただいた他団体においては、計画期間の第2期目を迎えておられるところもでございます。

では、本町ではどうでしょう。

島本町文化推進計画（2006年4月）について問います。

本町にも、川口町政において策定された島本町文化推進計画がありました。文化推進委員会において、共有・検証・見直しが計画的・継続的に行われてきたのでしょうか。計画期間は10年、社会情勢の変化等により適宜見直すこととされていましたが、現在はどうなっていますか。どの程度目的が達成されたのか、事業の進め方に問題がないかを評価する、また、住民による評価も行い、その結果を公表するとされていましたが、できていましたか。

教育子ども部長 次に、「文化推進委員会において、共有・検証・見直しが計画的・継続

的に行われてきたか」についてでございます。

島本町文化推進計画につきましては、多様な文化芸術の保護及び発展や本町固有の歴史文化・自然の次代への継承を目的として、平成18年4月に、平成28年3月までの10年間の計画として策定しておりました。策定後は、必要に応じて、関係各課に進捗状況の確認を行い、内容を取りまとめた上で、文化推進委員会に報告を行い、情報の共有や検証等を行ってまいりました。

次に、「島本町文化推進計画の現在の状況」についてでございます。

本計画の最終年度である平成27年度に進捗状況を確認したところ、社会情勢の変化等により未実施のものもありますが、ほとんどの課題が既に実施済みであり、未実施のものであっても、島本町総合計画や島本町教育・保育重点目標など、ほかの計画等の中で位置づけることにより対応することとし、一定役割は終えたものとして、次期計画は策定しないこととして、平成28年3月に開催した島本町文化推進委員会において報告し、了承されております。

次に、「住民による評価、その公表ができていたか」についてでございます。

住民の皆様による評価につきましては、町の文化の振興に関し教育委員会に意見を具申する役割を担う文化推進委員会委員の皆様、計画の進捗状況及びその内容について報告し、御意見をいただいております。

また、住民の皆さんへの公表につきましては、計画の進捗状況を含め会議資料や会議録を、適宜、文化情報コーナーに配架するとともに、ホームページに掲載し、広く住民の皆様に公表してきたところでございます。

以上でございます。

戸田議員 同計画の策定に御尽力いただいた文化推進委員の方々に、次期計画は策定しないことを報告された、すなわち諮ってはおられません。また、ほとんどの課題が既に実施済みであったという御見解、その認識には大いに疑義があります。

これについては、後ほど再質問で述べますが、こういった本町の姿勢が、文化行政・文化財行政を大きく後退させてきたのではないかと、改めて強く思います。

3) 島本町文化推進計画の策定について、問います。

本町の文化推進計画は実に素晴らしいものでした。これをベースにした新たな計画を策定する必要があると考え、次のように提言します。

基礎データの収集・分析、市民・学校アンケート調査、市内文化芸術団体への聞き取り調査を経て、本町の現状を把握した上で、計画素案を文化推進委員会に諮り、パブリックコメントにかけて策定していただきたい。このように考えています。いかがでしょうか。

これにより、島本町の歴史・文化的特徴と価値を、住民が広く知り得ることになります。実は、ここが重要で、言い換えれば、こういったことなくして、町の歴史文化、文

化遺産の価値を住民が知り、大切にし、次代に引き継ぐ責任を自覚することは難しいと
考えます。同計画の大きな1つの目的であると思います。お考えをお聞かせください。

教育こども部長 次に、「新たな島本町文化推進計画の策定」についてでございます。

平成27年度までの計画を最後に、次期計画は策定しないことといたしました。今後、
改めて計画策定を行うこととなった際には、提案の手法について、参考にさせていただ
きたいと思います。

次に、「島本町の歴史文化的傾向と価値を広く住民へ周知すること」についてござ
います。

文化は時代とともに変化するものであり、継承していくもの、新たに創出されるもの
など、一様ではありません。本町固有の歴史・文化遺産等の価値を住民の方々に知って
いただき、また、それらを受け継いでいくことは大変重要なことであるとの認識に立ち、
適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 文化は時代とともに変化する、まさにそうだと思います。

歴史も研究によって動きます。だからこそ、期間を設けて、文化推進委員会において
検証と見直しが行われることが重要と申し上げます。

4) 生涯学習課の各種事業を計画に沿って実施していくことの重要性について、問い
ます。

長期的な視点に立って、文化振興の総合的な戦略として施策を体系化し、同計画を本
町の文化施策の柱に位置づけておかなければなりません。なぜならば、生涯学習課が担
う文化事業は多様で、あまりにも広範囲ですから、限られた予算と人材で、何を優先し、
何を他に委ねていくべきかが常に問われていると思うからです。

文化推進計画は、生涯学習課における行政改革、選択と集中、新たな展望の指針にな
り得ると考えていますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、「生涯学習課の各種事業を計画に沿って実施していくことの重要
性」についてでございます。

先ほども申し上げましたが、島本町文化推進計画に基づき施策を推進した結果、概ね
達成することができました。これもひとえに関係者の御理解と御協力の賜物であると思
えております。

一旦、本町といたしましては本計画は終了させていただいておりますが、今後も引き
続き、文化施策の充実を図ることは必要であると認識しておりますことから、これまで
同様、必要に応じて、施策の見直しと発展に努めてまいります。

なお、取組の一例ではございますが、住民の皆様々に現代文化にふれあう活動の場の提
供として、各種文化教室を開催したり、また、本町固有の文化を代表するものとして
「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会を組織し、教室・大会事業等を実施した

りしてまいりました。

そして、選択と集中、新たな展望といたしましては、各種文化教室等の内容の刷新を図り、また、「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会は、次年度以降、将棋大会は町内の将棋教室で開催していただき、水無瀬駒を活用した事業への転換を検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、本町における文化振興の推進に努めてまいっている所存です。

以上でございます。

戸田議員 ここは、反論させていただかなければなりません。

計画を終了することとした平成27年の時点では、課題とされていた文化財台帳の編製・整備や文化財専門職員の充実・配置が達成していたとは言えません。また、芸術文化をプロデュースできる人材の育成、指導助言が得られる体制づくりなどは、今なお課題として残されたままで、世代交代という点で重い課題を抱えておられるのではありませんか。

特に、コロナ禍により3年振りの開催となった文化祭の在り方については、ここで検証し、思い切った改革の下、今後の方向性を定めていかなければならないと感じていますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、本計画の最終年度である平成27年度に進捗状況を確認いたしましたところ、社会情勢の変化等により未実施のものもありますが、ほとんどの課題が既に実施済みであり、未実施のものであっても、島本町総合計画や島本町教育・保育重点目標など、他の計画の中で位置づけることにより、対応することといたしました。

例えば、議員から御質問いただきました文化財専門職員の充実・配置につきましては、今年度、1名増の配置を行うなど、当時、できていなかったことを引き続き取り組んでいるところでございます。また、人材育成につきましても、着実に進めていけるよう努めております。

3年振りの文化祭の開催に当たりましては、島本町文化祭事業実行委員会において、コロナ禍であります。文化振興のために、感染症対策を行いつつ、規模を縮小して展示部門のみにした上で、11月2日と3日の2日間で開催し、多くの方に御来場いただくことができました。

文化祭の今後の方向性につきましては、実行委員会で決定いたしますが、今年度と同様の規模内容で開催するのか、これまでの文化祭では模擬店やステージ発表を行っていたものを同様に開催するのか、その際の人員等はどのようにするのがよいのかなど、検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 文化祭で、町に少し、にぎわいが戻ってまいりました。

文化は、にぎわいを想像する力を持っています。今年度、にぎわい創造課が取り組まれている地域再生事業において、町在住の芸術家、音楽家、文化人の把握に努めておられます。活躍されている方、これからの活躍が期待できるプロの方が多くいらっしゃるのではないのでしょうか。御答弁をお願いします。

また、生涯学習課とにぎわい創造課、それぞれが蓄積してきた文化的資源を共有することで得られるものは多いと感じていますが、いかがでしょうか。

それぞれ、よろしく願いいたします。

都市創造部長 現在取り組んでおります地域再生マネージャー事業の1つに、各方面で活躍されている島本町にゆかりのある方々の取材、執筆、編集を行い、魅力ある人を町内外に発信し、今後のまちのにぎわいづくりにつなげることを目的とした事業がございます。

今回の取組を進める中で、既に取材をさせていただいている方や今後の候補者も含め、職業として芸術や文化の分野で活躍されている方々が、町内にも幅広い年代でいらっしゃることも認識いたしております。これらの内容については、必要に応じて、教育子ども部と情報の共有をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

教育子ども部長 生涯学習課所管分につきまして、御答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、にぎわい創造課、そして生涯学習課、両課で蓄積してきた文化的資源を共有することは、新たな可能性が広がるものと認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 島本町が、文化行政として公金を費やして行うのであれば、各種文化教室は、大阪らしさ、島本らしさを追求していくべきではないかというのが、私の強い思いです。町内におられる方にも活躍していただきたい。

保存活用すべきは、埋蔵文化財だけではありません。コロナ禍の中、無形文化財、日本の伝統芸能にも、意識を向けていかなければならないという思いを強くしています。地域住民の交流・発表の機会の提供を決して否定するものではありませんが、そうであれば、主に子供、青少年に目を向けていただきたい。その意味で、将棋への取組は、島本らしさ、伝統文化、青少年育成、全ての点で大変意義ある取組でした。

そこで、問います。

来年度以降も、小・中学生の将棋大会は、国の補助事業という位置づけで継続しているのでしょうか。「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会は、水無瀬駒を活用した事業への転換を検討しているとのことですが、ここを、もう少し詳しく御説明ください。

教育子ども部長 「水無瀬駒」による地域活性化事業実行委員会では、国の補助を活用し、

中将棋教室、将棋教室及び将棋大会を開催してまいりました。次年度以降は、実行委員会で実施した将棋大会等は、町内の将棋教室が国の補助金を活用し、開催すると聞き及んでおります。

次に、水無瀬駒の活用についてでございます。

これまで、水無瀬駒については、将棋教室と併せて中将棋教室を開催し、紹介等を行ってまいりましたが、参加者の多くは小将棋に関心を寄せられることが多いため、現在の方法では一定限界があるものと考えておりました。

今後の展開について検討していたところ、先ほど来申し上げておりますとおり、町内の将棋教室において、国の補助金を活用して、これまで実行委員会で行っていた教室や大会等の実施を検討しているとの相談が本町にあったため、委員長とも相談させていただき、小将棋の普及啓発は町内の教室に担っていただき、水無瀬駒の普及啓発は本町が取り組んでいくことといたしました。

なお、次年度以降の水無瀬駒の普及啓発については、現時点においては検討中でございますことから、国の補助申請は行っておりません。

いずれにいたしましても、今後も引き続き、本町における文化振興の推進に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。

戸田議員 水無瀬神宮は、棋士の方にとって「将棋の聖地」と言われています。今後、開催主体が代わっても、島本町の子供たちが将棋に親しめるよう、引き続き見守っていただきたいと思っております。

さて、本町の文化推進計画には、文化推進委員が主体となった手作り感、地域に根ざした議論の上に作られた素晴らしさがありました。中でも、「環境文化」という視点で、歴史教育と併せて環境教育の推進に取り組むこと、都市景観基本計画の策定やホテルの保護について触れている辺りは秀逸でした。名水、竹林、タケノコは町の特徴であり、三川合流と名水が生み育てるジャパニーズウイスキーという近現代文化がこれに加われれば、島本町の魅力と特徴が浮き彫りになります。

なぜ、計画を更新しなかったのか。生涯学習課の取り組むべき事業は、常に、ここに立ち返って行われなければならないと私は思います。今のままでは、文化施策の目指す方向性が定まらないまま、常に忙しいということになりかねません。

質問します。

さて、環境基本計画の策定には、多くの時間と人を費やし、住民参画で取り込まれました。同じことが、なぜ、文化ではできないのでしょうか。なぜ、文化には予算がつけられないのでしょうか。文化と環境は似ています。範囲が広く、多様で無限大。目指すところを定めておかないと、よい方向性、着地点は見いだせないと思います。御答弁をお願いします。

教育子ども部長 本町といたしましては、本計画は終了させていただいておりますが、今後も引き続き、文化施策の充実を図ることは必要であると認識しておりますことから、これまで同様、必要に応じて施策の見直しと発展に努めてまいり所存でございます。

なお、今後、改めて計画策定を行うことになった際には、提案の手法について、参考とさせていただきます。

以上でございます。

戸田議員 通告の5)点目です。

条例や上位計画との関係性について、問います。

文化推進計画の策定には、文化基本条例等の策定が必須となるのでしょうか。第五次総合計画基本計画第6章に関連する文化施策の個別計画と位置づけ、策定業務にかかる費用を予算化することは、考え方として可能ですか。

例えば、芦屋市は文化基本条例を制定し、基本的な理念を明らかにした上で、文化振興基本計画を作成されています。町のお考えをお示してください。

教育子ども部長 次に、「条例や上位計画との関係性、文化基本条例を制定した上で、文化振興基本計画を策定すること」についてでございます。

文化振興計画の策定に当たっては、あくまでも市町村の任意により制定するものでございまして、条例等の制定は必須事項ではございません。

三島地域の各市で申しますと、高槻市や茨木市は条例を制定されておりましたが、摂津市や吹田市は条例制定されております。その制定内容を見ますと、主なものとしては、文化振興を進めるための基本理念、市民の役割、市の役割、文化振興を推進するための計画を策定することなどの内容が規定されております。

次に、「芦屋市の事例に対する町の考え方」についてでございます。

現在、本町の文化施策の方針につきましては、島本町総合計画や島本町教育・保育重点目標の中で位置付けており、これらの計画等をもとに、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 島本町総合政策の理念の下、ほかの多くの施策がそうであるように、文化についても具体的な計画があってしかるべきではないでしょうか。

最後に、町長と教育長に問います。

大阪は、東アジアをはじめとする諸外国の文明や文化交流の表玄関として、多様な文化を積極的に受け入れ、上方文化を育み、府民はこれを誇りとしてきました。加えて本町の場合は、京都の文化圏との連続性という強みを持ち合わせています。

この点においても、本町の独自性を生かした文化振興を推進していくための基本計画が必要です。今こそ、島本らしさを生かさなければなりません。予算措置が必要になるため、ここで、やりますと即座におっしゃっていただけるとは思っておりません。今後

の方向性として、また、御自身の思いとして、計画策定の必要性について、町長、教育長のお考えをお聞かせください。

中村教育長 次に、「島本町文化振興基本計画策定の必要性に係る教育委員会の考え」についてでございます。

文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、他者と共感しあう心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものでございます。このように、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で、不可欠なものであると考えております。

計画策定は予定しておりませんが、今後も本町が有する歴史文化遺産を後世に継承するとともに、地域に愛着を持てるような文化振興施策を実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

山田町長 「島本町文化振興基本計画策定の必要性」についてでございます。

長い歴史の中で伝えられてきた歴史文化遺産は、住民の貴重な財産であり、大切に保存して、次の世代に伝えていくことが必要であるとともに、観光、にぎわいづくりなど、まちづくりの資源として活用していくことも重要であると、総合計画にうたっております。

現時点では、個別計画がなければ、これらの施策が推進できないものではないと認識をしておりますので、総合計画基本計画の第6章にお示ししております施策方向に基づき、教育委員会と連携して、文化振興施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 施策方向とおっしゃいました。

総合計画における施策の記述は、その政策上、具体性を欠いており、だからこそ、他の分野では様々な個別計画が作られております。文化施策もまた、町民とともに歩むものでなければならぬと申し上げておきたい。

まとめます。

京都との連続性を踏まえることなく、島本町の歴史文化は語れません。水無瀬駒、中将棋、和歌、蹴鞠など、後鳥羽院ゆかりの公家文化、後水尾天皇ゆかりの茶室、茶道、献茶会、華道・洗心流など、水無瀬神宮ゆかりの有形無形の文化財、さらに名水、タケノコ、サントリー山崎蒸溜所、俳諧の祖・山崎宗鑑など、文化が薫る町として、他の追随を許さない資源を持ちながら、島本町は、これまでそれを十分に生かせていなかったのではないのでしょうか。

何より計画を作ることで期待できるのは、生涯学習課の意識改革と住民参画です。し

かるべきときに予算措置がなされるよう強く求めて、今回は、この質問を終わります。

(Ⅱ) 点目です。「JR島本駅西土地区画整理事業～尾山遺跡の池泉跡の復元～」。
まず、公園の名称募集についてです。

JR島本駅西土地区画整理事業における新公園の名称を公募されました。応募状況、選定方法等について、お示してください。

都市創造部長 続きまして、(Ⅱ) 点目の「JR島本駅西土地区画整理事業～尾山遺跡の池泉跡復元～」のうち、「公園名称募集」についてでございます。

JR島本駅西土地区画整理事業における新公園として2つの公園が設置され、本町に移管されることとなっております。これらの公園が住民の皆様に親しまれ、末永く愛着を持っていただけるよう、その名称を、令和4年11月1日から11月16日の期間において公募いたしました。

応募状況については、153人の方から、1号公園には延べ147案、2号公園には延べ105案の応募がございました。

11月30日に、一次選考として、町長や学識経験者等で組織する5名の選考委員会におきまして、1号公園は4案を選定し、2号公園は7案を選定いたしました。その後、最終決定するための二次選考として、ホームページ等に掲載し、主にインターネットによる投票を、住民の皆様に行っていただいているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 これは、素敵な取組であったと思います。

次に、組合との協議について、問います。

区画整理事業1号公園全体平面図によると、同公園には……。

東田議長 この際、暫時休憩します。

(午後1時29分～午後1時30分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 遺跡の復元について、組合側との協議について、問います。

土地区画整理事業1号公園全体平面図によると、同公園には復元のため、5×5メートルの区画が設けられています。尾山遺跡の池泉跡遺構の復元のスペースとして確保されていると思いますが、復元は区画整理事業として行われるのか、それとも、島本町が経費を負担して行うことになるのか、その辺りの状況を御説明ください。

教育こども部長 次に、「移築復元の経費の負担」についてでございます。

令和2年9月25日付で、本町から島本町JR島本駅西土地区画整理組合に、池泉跡の現地説明会の開催と遺構の保存について依頼を行い、組合には移築復元のための池泉跡の3D測量の費用とともに、池泉跡から出土した石や土などの部材を歴史文化資料館に仮置きするための運搬費用を御負担いただきました。

また、1号公園内に移築復元できるように公園内にスペースを確保していただいております。

りますが、組合から令和4年4月25日付で、移築復元については本町において実施するようとの回答がありましたので、今後の移築復元作業については、町長はじめ関係部局が協議し、本町が経費を負担して実施する予定となっております。

以上でございます。

戸田議員 越谷遺跡などの埋蔵文化財調査の実施を求めて、組合側と交渉とも言える厳しい協議を長く続けてこられたことは承知しております。

埋蔵文化財調査が割愛されずに適切に行われることが重要ですから、尾山遺跡の移築・復元を本町が担うことについては、協議の着地点としてはやむを得ぬ部分があったと考えております。

次に、保存活用や整備計画について、確認しておきたいと思います。

生涯学習課におかれましては、現在、どのような準備を、どのように進められておられるのでしょうか。復元のための調査内容、復元の根拠、復元の手法、保存活用計画や整備計画の検討、進捗状況について、御説明ください。

教育こども部長 次に、「保存活用や整備計画の進捗状況」についてでございます。

令和2年12月定例会議における戸田議員からの一般質問において、「復元箇所は発見された場所に近い場所の地上に復元することが望ましい」との考えを御答弁させていただいておりますが、現時点においても、基本的にはその考え方は変わっておりません。

公園内に復元となると、復元の際には既に公園が開設されていることが予想されることや、地下に調整池があるため、復元に際しての有効な深さが場所によっては取れない等の課題もございます。

今後は、池泉跡が見つかった原位置での移築復元にこだわらず、文化財保護の普及啓発の観点、公園利用の有効性、維持管理のしやすさなども考慮し、復元する位置や素材、手法を公園の所管である都市創造部と連携しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 近い場所ではあかんのですと申し上げたい。

2点、質問します。

区画整理事業における事業計画と足並みを揃えて、池泉跡復元のための準備ができなかったのはなぜか、説明を求めます。公園内に場所まで確保しながら、今になって池泉跡が見つかった位置での遺跡復元にこだわらないとは、一体どういうことなのか。発見された場所に復元するのが原則、そうでなければ誤解を招いてしまいます。

西浦門前遺跡の先例、これはやむを得ぬ措置だったのです。本来は望ましいことではありません。御答弁をお願いいたします。

教育こども部長 区画整理事業における公園の事業計画は、組合が施工する内容について定めるものであり、本町が行う事業については、本町において実施設計を行う必要がご

ざいますが、施工方法や内容が十分に定まっていないことから、予算化する暇がなかったため、足並みを揃えての実施ができておりません。

「復元箇所は発見された場所に近い場所の地上に復元することが望ましい」との考え方につきましては、現時点においても、基本的にその考えは変わっておりません。整備を行うといたしましても、公園敷地内の整備となりますことから、公園機能を阻害しない位置での復元ということを念頭に、池泉跡の見つかった原位置での移築復元にはこだわらないというものでございます。

以上でございます。

戸田議員 そもそも、事業計画において確保されていた5平米の敷地は、公園機能を阻害しない位置での復元ということを念頭にしていなかったということなのでしょうか。それとも位置が違うのか、ちょっと分かりかねます。

生涯学習課、都市整備課、組合側との協議は、一体どうなっているのでしょうか。御答弁をお願いします。

教育こども部長 今回、公園内に移築復元の箇所として5平米の位置を示されておりますのは、発掘調査において発見されたおおむねの箇所をお示ししております。

公園整備に当たり、組合との協議は主に都市整備課において行っており、移築復元に関しては、生涯学習課も含めて協議を行いましたが、施工方法や内容が十分に定まっていなかったため、今後の移築復元予定としてお示ししたものでございます。先ほども申し上げましたが、整備を行うといたしましても公園敷地内の整備となりますことから、公園機能を阻害しない位置での復元が必要であると認識をいたしております。

以上でございます。

戸田議員 元の場所ではないというふうに、何度聞いても聞こえるんですけども、庭園は周辺の地形、景観と深い関わりがあり、位置の重要性は、素人の私でも分かります。

遺跡が語る当時の面影を再現するという根源的なことを理解されてないとも思える「おおむねの箇所」という御答弁を大変残念に思います。急ぎ変更、改善する必要があると思います。

まとめます。

この地における鎌倉時代の公家社会を知るという点で、日本史上、極めて重要な遺跡の復元となっております。町の消極的な姿勢を知るにつけ、島本町の文化行政は一体どうなっているのだという思いを強くしています。専門家の御助言を得て、しかるべき手法で成し遂げていただきたい。

そして、改めて申し上げます。

計画の策定には、予算だけでなく、職員の汗も必要です。住民参画には手間暇がかかるという意識が、文化推進委員会や文化財保護審議会において、決まったことを報告するという姿勢となり、長くこれが当たり前になっていたと思います。他の課では、汗を

流してやっておられます。

生涯学習課に必要なのは、計画策定による組織改革、意識改革であると申し上げ、今回は、本質問をこれで終わります。

東田議長 以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時38分～午後 1 時55分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員 1 番目の質問です。「災害時における協定の締結について」です。

今後、30年以内に70%から80%の確立で発生するとされている南海トラフ巨大地震や台風などの大雨による洪水の発生が予想されます。

1 番目の質問です。

災害対策基本法第 2 条第 1 項は「災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう」となっています。

この災害対策基本法第 2 条第 1 項に定める災害及びこれに類する大規模な災害に備え、島本町は、民間事業者などどのような協定を締結していますか。協定先と協定内容について、お尋ねします。

総務部長 それでは、山口議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

1 点目、「災害時における協定の締結について」のうち、「協定先と協定内容」についてでございます。

本町では、災害時等に迅速な応急活動を実施するため、危機管理室に加え、各部局において災害時で担任する事業に係り、民間事業者等と災害協定を締結しているものでございます。

情報支援に関する協定といたしまして放送事業者など 7 事業者、エネルギー供給や食糧・物資支援の協定は小売店など 10 事業者、医療支援に関する協定は医師会など 4 団体、復旧活動に関する協定は社会福祉協議会など 7 団体及び 1 事業者、避難場所の提供・福祉避難所の開設及び運営支援に関する協定は福祉施設など 13 事業者及び 1 団体と締結しているところでございます。

以上でございます。

山口議員 2 つ目の質問に移ります。

協定を締結することによるメリット、デメリットについて、お尋ねします。

総務部長 次に、「協定を締結するメリットとデメリット」についてでございます。

協定を締結することによるメリットは、あらかじめ災害時に行うべき対応について団

体等と協議を行っており、災害時に協定に基づき、迅速に対応を行っていただくことができるものでございます。

基本的に、デメリットについてはないものと考えておりますが、災害の及ぶ範囲は1自治体だけにとどまらないことが考えられるため、近隣市町村が本町と同じ民間事業者などと協定を結んでいる場合、当該事業者が取るべき対応について、タイムラグが発生する可能性がございます。しかしながら、民間事業者が有するノウハウでもって、災害時に迅速にサポートいただけるとのメリットは大変大きく、引き続き災害に関する協定を、あらゆる分野の多くの事業者と締結できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 再質問です。

協定先について、業界ごとの2つから3つの協定先名と説明をしていただくようお願いいたします。

総務部長 協定先の例を幾つか申し上げますと、情報支援に関する協定といたしましては、「災害時における放送等に関する協定」をジェイコムウエストと締結し、災害が発生または発生するおそれがある場合において、住民に正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、協定を締結しています。

エネルギー供給や食糧・物資支援の協定については、「災害発生時におけるダンボール製品の調達に関する協定書」をセツカートン株式会社など締結し、災害におけるダンボールベットなど、避難所の設営に必要な物資の調達に関する協定を締結しています。

また、「災害時における物資等の確保に関する協定書」をコープこうべ及び株式会社ダイエーと締結し、災害時に食料品、飲料水、生活必需品を確保し、住民に迅速かつ円滑な物資の供給を図ることを目的として、協定を締結しています。

医療支援に関する協定としては、健康福祉部において、「災害時の医療救護に関する協定書」を高槻市医師会などと協定を締結し、島本町地域防災計画に基づき、災害救助のうち、医療救護を実施するために必要な事項を定める協定を締結しています。

復旧活動に関する協定としては、「島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を社会福祉協議会と締結し、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定を締結しております。

避難場所に関する協定としては、「福祉避難所等の開設・運営協力等に関する協定」を島本町社会福祉施設地域貢献連絡会並びに当該会員の福祉施設と締結しているところでございます。

以上でございます。

山口議員 相談業務に関してですが、司法書士会や弁護士会などとの災害協定の締結はいかがですか。

総務部長 相談業務につきましては、先ほども御答弁いたしましたように、様々な事案が

あり、民事に関するものなど行政では対応の難しいものや法律的な専門的な知識を要する相談もございます。被災された方々などに的確なアドバイスができることは、とても有効であると思いますので、司法書士会や弁護士会などとの災害協定について、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 相談業務に関して、過去に住民から相談事はありませんでしたか。

総務部長 先ほども相談事例につきまして申し上げたほかに、法律関係では、隣地の家屋が老朽化しており、台風の強風により瓦が相談者敷地内に落ちそうで不安である、また、隣地の擁壁が相談者宅のほうへ一部崩れそうであるなど、民事に関する多くの相談があり、行政で対応が難しい内容の事案については、島本町社会福祉協議会の法律相談を案内するなど、対応したところでございます。

以上でございます。

山口議員 資料によりますと、大阪司法書士会では、現在、大阪府も含めて8つの自治体と災害協定を締結しています。

大阪府も協定を締結していますので、大阪府が大阪司法書士会との仲介をしていただけますが、締結をしている自治体から優先されます。被害者相談業務を円滑、適切に実施し、住民の不安解消と生活の復興を図るために、また、行政職員からの相談も対応していることから、司法書士会や弁護士会と締結していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

自治体間の協定はどのようになっていますか。

総務部長 自治体間の協定としては、「三島地域災害時相互応援に関する協定書」を三島地域の各市と締結し、町独自で十分に被災者の支援をできない場合、物資の提供や人員の派遣について、相互応援協定を結んでいるほか、同様に大山崎町とも相互応援協定を締結しております。

また、「北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定書」を北摂地域の自治体と締結し、災害時の災害廃棄物の処理について相互支援の協定を締結しております。

以上でございます。

山口議員 ライフラインの復旧に関して、管工事業者、建設業者、電力会社、ガス事業者との協定締結はいかがですか。

総務部長 ライフラインの復旧に関しましては、「災害時におけるLPガス等の供給に関する協定書」を一般社団法人大阪府LPガス協会と締結し、災害時における避難所等へLPガスの優先的供給を行う協定を締結しております。

また、上下水道部においては、「大阪府水道震災対策相互応援協定書」を大阪府、また大阪市を除く大阪府域の市町村の水道事業者などと締結し、「災害時等における応急

復旧工事等の協力に関する協定」を島本町管工事協同組合と締結しております。

町内の建設業者とは、協定ではありませんが、災害時における道路、河川等応急対策業務に関する要領に基づき趣旨に賛同する業者を登録しており、迅速な応急復旧に対応することとしております。

電力会社とは、停電時に電力の供給が必要な重要施設について優先的に電力を復旧してもらうよう、確認を取り交わしております。

以上でございます。

山口議員 葬祭業務に関する葬祭業者との業務締結はいかがですか。

総務部長 葬祭業務に関する協定につきましては、「災害時における遺体の安置搬送等の協力に関する協定書」を大阪葬祭事業協同組合と締結し、島本町内で多数の死者が発生した場合の遺体の安置などに関し、迅速かつ円滑な応急対策を図るために必要な事項を定めております。

以上でございます。

山口議員 高槻市や茨木市は、ホームページに災害協定先の一覧を掲載しています。本町も、ホームページに災害協定先の一覧表を載せることはできませんでしょうか。

総務部長 現在、災害協定の一覧は、島本町地域防災計画の中で掲載しておりますが、御指摘のとおり、近隣市町村でも災害協定の一覧を掲載している市町村も多数あることから、今後は災害協定の一覧の掲載をホームページ上で行い、住民や締結先の自治体や民間事業者にも周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 確かに、島本町は地域防災計画に協定締結一覧が記載されています。しかしながら、協定締結や協定解除になった場合、すぐには反映されません。多くの住民の方に分かりやすくするためにも、ホームページに掲載をお願いいたします。

次に、2番目の「美化作業員について」の質問を行います。

1番目ですが、土木費土木管理費土木総務費の会計年度任用職員報酬、作業員の令和3年度決算は411万8,000円、令和4年度予算は417万円ですが、美化等作業員の人数、業務内容と働き方について、お尋ねします。

都市創造部長 続きまして、2点目の「美化等作業員について」のうち、「美化等作業員の人数、業務内容等」についてでございます。

美化等作業員につきましては、現在、3名を雇用いたしております。

美化等作業員の業務内容といたしましては、町が管理しております道路や公園、水路等の草刈りや清掃に加え、舗装や側溝をはじめとする各種インフラ施設の緊急的かつ応急的な補修作業などの日常的な維持管理を行っております。また、インフラ施設以外にも、役場庁舎敷地内をはじめ、町域内の公共施設敷地内の草刈りや樹木の剪定、清掃についても実施しております。

以上でございます。

山口議員 2番目の質問です。

美化等作業員のできた経緯をお尋ねします。

都市創造部長 次に、「美化等作業員のできた経緯」についてでございます。

美化等作業員の方々を雇用することとなった経緯につきまして、過去から、美化作業につきましては、シルバー人材センターへの業務委託を中心に行ってまいりましたが、平成20年度に、国において雇用創出を目的とした緊急雇用創出基金事業が創出されたことを契機に、美化等作業員を雇用し、主な事業内容である道路や公共施設敷地内の除草作業や街路樹の剪定等について、様々な美化作業等の維持管理業務に努めているところでございます。

なお、今後におきましても、美化等作業員につきましては、美化作業をはじめ、様々な維持管理面において、今後も継続的に雇用することで、迅速な対応が可能になるものと考えております。

以上でございます。

山口議員 3番目の質問に移ります。

夏は草刈りなど忙しいと思いますが、繁閑期について、お尋ねします。

都市創造部長 次に、「繁閑期」についてでございます。

美化等作業員の繁閑期につきましては、道路や公園、水路等の草刈りや街路樹等の剪定をはじめ、台風や突発的な集中豪雨に伴う主要な水路のスクリーン清掃などの作業が多い、夏場の暑い時期が繁忙期となっております。

また、美化等作業員の業務内容につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、美化作業以外にも、地域の方々からの御意見や御要望である各種インフラ施設の補修作業も随時実施いたしておりますことから、年間を通じて、現場作業を実施している状況となっております。

以上でございます。

山口議員 再質問に移ります。

現在、美化等作業員は3人ですが、全員が同じ場所で業務に従事することはないと思います。そのような場合、どのように対応していますか。

都市創造部長 美化作業員は3名を雇用しておりますが、各々1か月15日以内の勤務日数となっており、交代で勤務しておりますため、大半は2人体制となりますが、3人体制となる日におきましても、基本的には同じ場所で作業をいたしており、例えば、除草作業を行う際には、草刈り機を使用する者、第三者被害を防ぐために飛散防止ネットを持つ者など、適宜、作業を分担して、適切に対応いたしております。

以上でございます。

山口議員 今年も草の伸び方は早く、道路など歩行者や車の通行に邪魔になっていること

もありました。草刈りの頻度を増やすべきだと思います。

広い地域については、民間事業者やシルバー人材センターに委託したらよいと思いますが、緊急の場合や狭い範囲の草刈りなどは、こまめにできないものでしょうか。そのためには、美化等作業員の人数を増やすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 今年は例年に比べ、特に草の繁茂が早い状況でございます。現在、東大寺公園をはじめとした本町が管理する公園におきましては、民間事業者に委託し、対応しております。また、比較的広範囲となる幹線道路沿いや町有地などの除草作業については、シルバー人材センターに委託しております。また、本町の美化等作業員におきましても、夏から秋にかけての時期につきましては除草の繁忙期となっており、今年度については、特に苦慮している状況となっております。

このことから、草刈りへの要望・苦情は頻繁に寄せられている状況であり、適宜、状況を把握し、歩行者や車両の安全な通行が確保できるよう、優先すべき箇所から順番に行っておりますが、作業が追いついていない状況になる場合もございます。

今後、美化等作業員の増員につきましては、財政状況も鑑みながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

山口議員 私の近くの広瀬一丁目の水無瀬川右岸は、シルバー人材センターが年2回か3回、茨木土木事務所が年1回、草刈りをしてはいますが、道幅も狭く、車は対向車がある場合や歩行者がいる場合は、徐行して通っています。草が伸びているとき、歩行者はどうしても真ん中のほうに寄ってきますので、車は徐行しても、なかなか車が追い越せないという状況でございます。非常に危ない状況だと思います。また、その道は小学校の通学路になっています。

また、東大寺一丁目の水無瀬川左岸ですが、道路上に草が伸びてきてますので、そのときは、車はよけるためにセンターラインの近く、越えるまではいかないと思いますが、はみ出す場合もあるかと思えます。対向車と衝突するなど、危険な状況になるのではないかと考えております。

これら以外にも、危険な場所はあると思えます。たくさんあると思えますので、美化等作業員も大変だと思います、夏の暑い日の作業は大変だと思います。美化等作業員の熱中症対策もしなければなりません。

ただ、1人当たりの年間の人件費は、今年度の予算で約140万円、財政的には大きくないです。ただ、私もいつも経費節減、節減と言ってますので、これが積もり積もれば大きくなるのが分かりますけど、ただ、安全の問題と、どっちをしんしゃくしなければならぬ、どちらが大切なのかということでございますので、やっぱり歩行者や車の安全対策の面から、ぜひとも検討していただいて、危険な箇所があった場合、草取りの頻度を高めていただきたいと思います。

質問は、以上で終わります。

東田議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員 令和4年12月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。

内容は、「島本町と高槻市の行政サービスの違いについて」です。

ある民間企業の調査にはなりますが、島本町が「住み続けたい街」というアンケートで、2年連続1位となりました。それ以外の項目でも、「街の幸福度」2位、「街に誇りがある」4位、「街に愛着がある」5位と、各ランキングで上位に入っており、本町に住んでいる一住民として、私もとても誇らしく思います。

また、そのアンケートに寄せられたコメントには、「今後高齢者となったときに利用しやすい施設等が整備されており、安心して住み続けられる」や「自然が多く、治安もよく住みやすい」、「閑静であるが、駅から近く生活施設が整っている」等、肯定的な意見が多く、今までの行政による地道なまちづくりの努力が、町民一人一人に浸透した結果となっております。まずは、行政並びに町の発展に携わった全ての方々に、敬意を表したいと思います。

ただ、今回の質問のテーマでもある行政サービスの格差が、各自治体間で存在しているのも事実であり、質問を通して、島本町の現状と今後の課題を浮き彫りにできればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

地方自治体間の行政サービスには、当然、ある程度の差はありますが、実際、どのくらいの格差があるかを知っている人は多くありません。事実、どこのまちに住んでも、ほとんど同じではないのかと思われている方も多いのではないのでしょうか。

生活ガイド．comという、自治体間の違いを分析しているサイトがあります。分かりやすいところで言うと、住民票の発行手数料、島本町の発行手数料は1通300円ですが、日本で一番安いところは東京都港区で1通0円です。逆に、一番高いところは夕張市の500円となっております。

また、生活する上で欠かせない水道の料金で言うと、島本町は20立方メートル当たり2,926円ですが、赤穂市が869円となっており、島本町と比べると格安であることが分かります。逆に水道料金が高い自治体は、網走市の6,404円、夕張市の6,978円、久喜市の9,100円となっており、全国で見ると、自治体によって水道料金に大きな差があることが分かります。

ほかにも、お金がかかると言われているのが介護保険の基準額です。介護保険は、各自治体でカスタマイズしていくものであり、むしろ、自治体により隔たりがあつていいものだと言われてはいますが、島本町は5,900円で、一番安い根室市は4,300円、対して一番高いのが大阪市の8,094円となっており、倍近い金額となっております。ほかにも、行政サービス格差の項目は、下水道普及率や小・中学校の耐震化率、こども医療費の年齢

基準など、多岐にわたります。

つまり、住む地域によって、これほどまでに大きな差がつくのが行政サービスであり、住民は、どこに住むのが一番自分にとってメリットが大きいのかを考え、自分の住むまちをチョイスする時代になってきています。

先ほどの例は、全国区で比較しましたので、少し大げさではありますが、近隣自治体を比較した上で住む場所を決める人は、年々増えていると思われまます。とりわけ、島本町は高槻市との比較が話題に上がることが多く、この2つの自治体のサービス内容の違いは、住民にとって大きな関心事となっています。

そこで、質問です。

一概に行政サービスの違いといっても、複雑に絡み合った仕組みの中で、住民に各サービスを提供しているのが、比較するのは難しいでしょうが、島本町と高槻市の行政サービスの違いについて、町民目線で見たとときにどのような違いがあると、行政はお考えでしょうか。

総合政策部長 それでは、中嶋議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

1点目、「島本町と高槻市の行政サービスの違いについて」のうち、「町民目線での両自治体のサービスの違い」についてでございます。

高槻市におかれましては、中核市として本町と異なる権限に基づき行政運営をされており、行政サービスも本町とは異なるものもございしますが、かねてより市営バスによる公共交通網を整備され、近年では大規模かつ魅力的な公園施設の整備のほか、教育や子育て支援の充実、さらには、関西将棋会館の誘致等にも取り組んでおられると認識しております。

なお、両市町の行政サービスの違いにつきまして、昨今、個別に比較した資料等はなく、この場で御答弁することはできかねますが、行政運営を行う上で、近隣を含む他自治体の事例を参考にさせていただくことはございます。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

答弁を聞く限り、少しぼかした答弁になっている印象は否めませんが、おっしゃるとおり、安満遺跡公園の整備や関西将棋会館の誘致等、高槻市は大胆かつ将来を見据えた施策を行っているような印象を受けます。

答弁では、昨今、個別に比較した資料はないとのことですが、行政運営を行う上で、近隣を含む自治体の事例を参考にすることは、当然、あると思います。

では、最近、ほかの自治体を参考にした事例は、どのようなものがございませうか。

総合政策部長 他の自治体の取組を参考にすることにつきましては、常に新聞記事やネットニュースなどを注視し、情報収集と情報共有に努めているところでございます。

昨今で、特に参考にさせていただきました施策につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関連する支援策が多く、自宅療養者支援セットの配達や路線バスの感染防止対策・運行継続支援のほか、事業者応援商品券事業、小中学校の給食費免除事業、小中学校の児童生徒に対する家庭学習環境など、多くの事業で参考にさせていただきました。また、男性トイレへのサンタリーボックスの設置につきましても、個室に貼るポスターなど、他の自治体を参考にさせていただきました。

このほか、新庁舎建設に向けた検討段階においても、契約方法や設備機器に関わる費用などについて、参考にさせていただきました。

以上でございます。

中嶋議員 その採用された事例のうち、高槻市の施策を参考にされた事例があれば、御紹介ください。

総合政策部長 高槻市を参考にさせていただいた事例といたしましては、昨今では、ふれあいセンター浴室のリニューアルに向けた取組がございます。

高槻市では、市立の老人福祉センター5か所について、利用者の大幅な減少と新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式による利用が求められる中、継続が難しいとの結論に至り、新たに浴室スペースを有効活用し、介護予防やICT（情報通信技術）の取組をさらに推進することを目的にリニューアルされました。本町でも同様の課題を抱える中、リニューアルされた施設を視察させていただくなど、浴室廃止後の活用内容などについて、参考にさせていただきました。

また、インフルエンザの流行に備えた小児へのワクチン接種費用の助成につきましても、医師会からの要望もございましたが、高槻市を参考に同等の助成制度を実施させていただくことといたしました。

以上でございます。

中嶋議員 島本町では高槻市と、医師会や歯科医師会、薬剤師会が同じです。比較をする上で、例えば、子ども医療費助成に差があると思います。この点について、問題点や課題はどのようなものがあり、調整されているのでしょうか。

健康福祉部長 議員御指摘のとおり、本町の多数の医療機関は、高槻市の医療機関と同じく、高槻市医師会、高槻市歯科医師会、高槻市薬剤師会に所属しております。

本町が実施する各種事務執行におきましては、医療機関の協力は必要不可欠でございますので、健康診査等をはじめとする各種委託事業や医師等の専門職の参画を必要とする附属機関委員の選任等につきましては、医師会、歯科医師会、薬剤師会と、十分に協議や調整を行うよう留意しながら、3師会の協力の下、事業を進めているところでございます。

子ども医療費助成制度につきましては、令和2年1月から、中学校3年生卒業年度まで、所得制限なしで、通院や入院にかかる医療費の助成を行っておりますが、高槻市で

は医療費助成の対象となる年齢を18歳まで拡充しておられます。

また、高槻市医師会からは令和4年11月7日付で、令和5年度の医療行政に関わる複数の予算要望をいただいております、その一つに、高槻市と同様、子ども医療費助成の対象年齢を拡充するよう、御要望をいただいております。

課題といたしましては、本町の財政的な課題はあるものの、大阪府内でも自治体間の格差が生じていることとございます。そのため、大阪府に対しましては、都道府県としてのさらなる制度の見直しと予算拡充につきまして、要望をしているところでございます。

私からは、以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

今回は、子ども医療費助成の差を例に出させていただきましたが、財政状況の違い等から、その他にも様々な項目で差は生じていることと思います。ただ、高槻市とは自治体の規模も大きく隔たりがあり、ただ単に負担金額の差のみがサービスの格差に直接つながるものではないと理解しています。

そこで、高槻市にはない、小さなまちの豊かな暮らしを掲げる島本町だからこそのサービス内容は、どういった点があると行政は認識しておられるか、御説明、お願いいたします。

総合政策部長 次に、「高槻市にはない、島本町だからこそのサービス」についてでございます。

「豊かな暮らし」とは、必ずしも物やお金で測れるものではなく、そこで暮らす人の価値観など様々ございますが、端的に申し上げれば、生活の満足度が高く、住んでいる方が住み続けたいと思うことができる暮らしであると考えております。

また、民間調査ではございますが、先ほど議員からも御紹介ございましたように、「住み続けたい街」として、昨年は全国1位という栄誉をいただきました。これも、本町の自然環境や交通の利便性など、様々な要因によるものと受け止めておりますが、住まわれている方の思いが、この結果に現れたのではないかと考えております。

なお、御質問の「島本町だからこそのサービス内容」につきましては、町内の保育所等において、国の基準を上回る保育士配置基準を堅持していることや、高齢者に対しては、全国的に早くから介護予防事業として「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」の普及に取り組み、各地域で展開していることなどが、本町の特色であると考えております。また、就学前の遊びや生活を通した学びと就学後の主体的な自己を表現する学びをつなぐ「みづまるキッズプラン」の策定の取組もその一つでございます。

このほか、妊産婦に対しては、助産師や保健師による赤ちゃん訪問、図書館と連携した出会いの絵本事業など、伴走型のきめ細やかな支援を従前から行っております。また、スマホ講座を定期的で開催し、職員が直接スマホ操作を住民の方に教えるなど、小さな

町だからこそできる事業が、本町の特徴であると考えております。

一方で、子供の医療費助成の年齢拡大や小・中学校の給食の無償化など、取り組めていない施策もございますが、本町の限られた財源の中で創意工夫し、豊かな暮らしが実現できるよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

小さい町であるからこそ、きめ細やかな住民サービスができているということが、よく分かる答弁となっていると思います。

島本町の「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」は、確かに島本町ならではの取組ですし、「みづまるキッズプラン」については、まだ完成はしていませんが、取組としては、面白いものになると思います。

では、今後、町としては、島本町らしい行政サービスについて、どのように取り組まれていこうとしていますでしょうか。

総合政策部長 先ほど、島本町だからこそその施策について御答弁申し上げましたが、限られた財源の中で、費用対効果を念頭に、創意工夫した施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

また、先進自治体や近隣自治体での素晴らしい取組につきましても、常に情報収集に努め、単に他の自治体のまねをするのではなく、本町の住民ニーズや諸課題の解決に照らして、必要な施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 その取組を検討される際には、広域的に取り組めることもあるのではないかと思います。

近隣を含む自治体の取組を参考にして施策を考えるだけでなく、広域的な視点で施策を考えることも大切だと思いますが、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

総合政策部長 広域的な取組につきましては、今後、人口減少や高齢化等の影響により、行政課題はますます増加することが予測されます。このような中、自治体単独で行財政改革に取り組むことはもちろんのことではございますが、地域全体で協力して、行政課題に対応していくことが大変重要であると考えております。

本町ではこれまでも、とりわけ高槻市とは広域連携に取り組んできており、し尿処理や旅券発給事務、観光振興、さらには、消防指令事務の共同運用に向けて、取り組んでまいりました。今後も、現行事務の施策のみならず、新たな事務や施策を検討、実施する際には、広域的な課題などにも注視し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

大阪府では、市町村課が作られ、府内におきましての広域連携は、今後、加速していくことと思われます。とりわけ本町におきましては、高槻市との広域連携が必要であると認識しています。

前述させていただきましたが、島本町の住民にとって、高槻市との行政サービスの違いは大きな関心事となっています。高槻市と比べ、足りないサービスも多々あると思いますが、今後、どのようにその差を埋めていくべきか、お考えがあれば、お答えください。

総合政策部長 次に、「今後、どのように差を埋めていくか」についてでございます。

行政サービスにつきましては、自治体ごとに住民ニーズや財政状況が異なっておりますので、必ずしも、他自治体と同様の行政サービスを提供する必要はないものと考えております。一方で、本町が全ての住民の皆様のニーズに答えられているわけではございませんし、他の自治体の行政サービスを実施してほしいといった住民の方からのお声があるのも承知しております。

しかしながら、施策を実施するためには、本町の財政との整合なしには実施できませんことから、今後とも、住民の皆様のお声を聞き、議会の皆様とも議論を重ねながら、優先順位をつけて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 最初の質問で、高槻市とのサービスの差については、比較資料もなく、必ずしも合わせなければならないというものではないとの答弁でした。

確かに、住民ニーズや財政状況も異なる中で、必ずしも合わせていく必要はないのかも知れませんが、住民の方から「高槻市のサービスと比較して、島本町でも同じようなことができないのか」といった質問をいただくことが多くあります。同じような質問が、町行政にも届くことがあると思いますが、その際には、どのようにお答えになっていますでしょうか。

総合政策部長 高槻市に限らず、他自治体での先進的なサービスを本町でも実施してほしいとの要望をいただくことはございますが、その際には、要望内容にもよりますが、予算が必要となるものやマンパワーなどの体制が必要となるものなど、様々ございます。

そのため、政策的に判断を要する場合もございますが、実施できない場合には、予算確保の問題や体制の問題などがある旨、回答させていただくとともに、検討が必要な場合には、検討する旨の回答をさせていただいております。

いずれにいたしましても、全ての要望に応えることは困難でございますので、先ほども御答弁申し上げましたように、住民の皆様のお声を聞き、議会の皆様とも議論を重ねながら、優先順位をつけて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 ありがとうございます。

行政サービスの格差は、まちの魅力の創造に関わることで、どこに住むべきかを選択する際や、そのまちの住民であるという満足度に、大きな影響を与えるものでもあります。

島本町におきましては、「住み続けたい街」ランキングで全国1位になっており、町民の意識としては、この町に愛着を持っておられる方が多くおられることと思います。しかし、高槻市はこんなサービスを提供しているのに、島本町では同じようなことができないのかといった声が本当に多く寄せられるのも事実であり、住民は、隣接する高槻市の行政サービスを比較対照としてよく見えています。

今後も、他自治体、特に隣の高槻市の政策を注視しつつ、小さなまちの豊かな暮らしが実感できるような、島本町らしい政策を進めていただきたいとことを要望し、私の一般質問を終えたいと思います。

ありがとうございます。

東田議長 以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時36分～午後3時25分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議場におられる方に、お願い申し上げます。

スマートフォンなどは、電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、お願いを申し上げます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員 2022年12月の定例会議一般質問を行います。

「ゴミ減量について」です。

可燃ごみの減量は、老朽化した清掃工場を抱える本町として、また、地球温暖化対策としても喫緊の課題です。にもかかわらず、本町で定期収集されるごみ、可燃ごみの1日1人当たりの量の近年の推移を見ると、若干減少気味なもの、ほぼ横ばいです。加えて、可燃ごみ減量に関する具体的な施策も見えず、行政に危機感が感じられません。

そこで、質問です。

「島本町一般廃棄物処理基本計画の定期収集される可燃ごみについて」です。

計画には、可燃ごみの1日1人当たりの排出量の見込み(目標値)が示されています。5年かけて、5%減少する目標値が示されていますが、この値は、具体的にどのような施策に基づいて設定したのですか。5%という数値の理由についても伺います。

都市創造部長 それでは、中田議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

1点目、「ゴミ減量について」のうち、「5%減という目標にした理由」についてでございます。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、生活環境

の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定しており、策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について、十分検討を行い、実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討すべく、策定しているものでございます。

お尋ねの定期収集された可燃ごみの1日1人当たりの排出量の見込みを含め、各種ごみの収集量や搬入量の削減目標を達成するための施策につきましては、計画に示している発生排出抑制方策を、町・住民・事業者、それぞれが主体となって取り組むことにより達成できるものと見込んだものでございます。

次に、削減目標を5%に設定した理由につきましては、計画策定時の直近5年間の実績値から算出した削減率が7%であり、当該削減率から5%の削減目標を設定したものでございます。

以上でございます。

中田議員 ごみ減量は加速していくべきものだと思うのですが、直近5年間の実績値が7%だったにもかかわらず、目標として実績以下の5%に設定した理由を伺います。

都市創造部長 一般廃棄物処理基本計画の策定に当たりましては、環境省が策定しているごみ処理基本計画策定指針に基づき策定する必要があり、特に、ごみ発生量及び処理量の見込みにつきましては、将来人口の予測、排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果、自家処理量等の見込み等を勘案するとともに、近年のごみ発生量が一般的に減少傾向にあることも考慮する必要があります。

可燃ごみの1日1人当たりの削減目標につきましては、全国で統一した目標値が設定されているものではなく、各市町村の状況等を踏まえ設定する必要があることから、本町といたしましては、過去5年間の実績値から5%の目標を設定いたしました。その目標を設定した特段の根拠はなく、よって、短絡的な結果として受け止めた上で、今期、掲げることができた排出抑制方策が、さらに住民一人一人に浸透すると想定した結果として、目標値を5%と設定したものでございます。

なお、過去5年間の削減率7%と比べ、低い目標値を設定しておりますが、削減目標の達成に満足することなく、住民・事業者・行政が主体となって、ごみ発生排出抑制方策に取り組むことにより、可能な限り、可燃ごみの削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 数値目標というのは、それを定めた以上は、その後の行政や住民の行動に影響を与えるものですから、今後は、しっかりした根拠を持って定めていかれるよう、お願いいたします。

また、5%という目標値がそういう値だ、特段の根拠はなると言われましたが、とい

うことが分かりましたから、この点からも、5%ではなく、もっと高い削減率を実現するように努めていくべきだと思います。

次の質問です。

計画では、減量を見込んでいた可燃ごみですが、ここ3年の実際の値はどうなっていますか。定期収集された可燃ごみについて、1日1人当たりの排出量でお答えください。

都市創造部長 次に、「可燃ごみの直近3年間の実績」についてでございます。

令和元年度につきましては448グラム、令和2年度につきましては443グラム、令和3年度につきましては449グラムとなっており、おおむね横ばいの傾向となっております。

なお、横ばいの理由といたしましては、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、テレワーク等自宅での生活が増えたことによるものと分析いたしております。

以上でございます。

中田議員 448、443、449グラムということでした。

現状は、5%削減どころか、可燃ごみについては基準年の値が445グラムだったと思うのですが、それよりも増えてしまっていることが分かりました。可燃ごみの減量のために、施策にてこ入れが必要と考えます。

排出量が横ばいであることについては、環境省の廃棄物に係る全国的な実態調査の数値を見ても、本町とほぼ同様の傾向が見られますので、全国的に起こったコロナ禍によってテレワーク等が増え、自宅生活が増えたことが要因との分析は、本町の場合においても妥当なものと考えます。

とは言え、コロナ禍については今後の見通しは不明確で、テレワーク等の新たな働き方が今後も続くことが予想されます。これらの状況も踏まえて、計画の目標を達成すべく取り組まなくてはならないと考えます。

次の質問です。

一般廃棄物処理基本計画における減量化後の値、つまり目標自体が甘いように思います。本町が置かれた状況及び地球規模の環境問題からして、消極的な値に過ぎます。

そもそも行政は、定期収集される可燃ごみの減量を喫緊の課題と認識しているのでしょうか、伺います。

都市創造部長 次に、「可燃ごみの減量を喫緊の課題として認識しているか」についてでございます。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、ごみ減量の目標値の設定に当たりましては、一般廃棄物処理基本計画策定時の過去5年の実績値から算出した削減率を勘案し、設定したのですが、可燃ごみの発生は、施設の老朽化や焼却に伴う温室効果ガスの発生の原因となることから、積極的に減量化に取り組むべき喫緊の課題であると認識いたしております。

このようなことから、計画に示している削減目標の達成に向け、積極的にごみ排出量

の削減に努めてまいりたいと考えております。

中田議員 可燃ごみの減量化は、施設の老朽化や焼却に伴う温室効果ガスの発生の観点から、積極的に取り組むべき喫緊の課題との認識が、行政にはあるということは分かりました。

であれば、例えば、大阪府循環型社会推進計画では、2021年からの5年間の生活系ごみの排出量を11%減らす目標を掲げています。島本町一般廃棄物処理基本計画にとらわれず、もっと高い目標を掲げるべきではないですか。

都市創造部長 次に、「より高い目標を掲げるべきでは」についてでございます。

現時点におきましては、令和2年3月に策定しました一般廃棄物処理基本計画に記載されている発生排出抑制方策を各主体が取り組むことにより、ごみ排出量を削減し、計画に示している削減目標の達成に努めてまいりますが、可燃ごみの発生に伴う影響を考えますと、目標値にとらわれることなく、より積極的に、ごみ排出量を削減しなければならないものと認識しております。

なお、次回の令和6年度の見直しの際のごみ排出量の削減目標につきましては、本町の現状や、島本町地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえつつ、大阪府循環型社会推進計画等も参考にしながら、ごみの減量化対策を検討するとともに、それらを踏まえた削減目標値を設定してまいりたいと考えております。

中田議員 今、言われましたとおり、次期の計画の目標値についてですが、本町の現状や地球温暖化対策実行計画の内容を踏まえつつ、大阪府循環型社会推進計画等も参考にとこののであれば、当然のことながら目標値はもっと高くなると思われま。この件は、引き続き注視していきたいと思ひます。

また、目標にとらわれず、より積極的に可燃ごみを削減しなければならないというのであれば、これまで以上の対策が必要です。

以下、具体的に提案していきま。す。

可燃ごみの中で悩ましいのは、生ごみとプラスチックごみですが、まずは、生ごみについてです。

生ごみというのは、約8割が水分と言われていま。す。日本では、ほとんどの自治体が生ごみを焼却していま。すが、その水分量の多さから燃えにくく、そもそも焼却処分していること自体に無理があります。また、生ごみは、投入されるほどに炉内の温度が下がります。そこで、高温で燃えるごみが必要となり、溶ければ油となるプラスチックごみは、温室効果ガス発生源であるにもかかわらず、実態としては焼却処分に重宝される要因となっています。また、焼却炉の立ち上げの際に吹き付ける重油の量にも影響してきます。つまり、生ごみが増えると、温室効果ガスを無駄に排出することにもなっています。

このような水分量の多い生ごみを減らすことができれば、焼却に要する時間が短縮さ

れ、焼却施設の負担軽減にもなる上に、余分な二酸化炭素の発生を抑えることができます。さらに、重油代も減ります。

そこで、例えば、家庭で生ごみが処理できるような助成金制度を設けてみてはいかがでしょうか。家庭で生ごみが処理できるような対策は何があると考えておられますか。

都市創造部長 御家庭でできる生ごみの減量化対策といたしましては、生ごみ処理機やコンポストを活用することにより、堆肥化やごみの水分を乾燥させることで、一定ごみの減量化につながるものと認識いたしております。

これらの機器購入にあたっての助成金制度につきましては、本町の財政状況から新たな助成金制度の創設は困難であると、これまで御答弁申し上げておりましたが、廃棄物の減量化や地球温暖化防止の観点からも有効な手段であると認識いたしておりますことから、今後、他自治体の状況や国の補助制度の有無等、情報収集を行い、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。ぜひ検討をよろしくお願いします。

他自治体の状況については、全国では60%以上の自治体、府内では43市町村中18自治体、42%の市町村が助成金制度を設けており、半額で購入できる場合が多いというデータもあります。本町でも、助成金制度を設けるべきでしょう。この生ごみ処理の助成金に対しては、他の議員からも求めがあったと思いますが、このようにニーズが高いものだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

また、一般廃棄物処理基本計画では、ごみ発生排出抑制方策の住民向けの内容として、「生ごみの減量化、堆肥化に努めましょう」とありますが、そもそも、どこまで伝わっているのでしょうか。より訴求力のある周知啓発もしていただきたいと思います。

次に、プラスチックごみです。

2016年から2018年の3年間の島本町の可燃ごみの組成調査結果というのがありますね。それを、水分量を補正して重量比で計算してみました。すると、全体の約3割が生ごみ、約2割がプラスチック類でした。一般に、日常的に排出されるプラスチックごみの約8～9割が、一度だけ使用した後に廃棄されるプラスチック製容器包装が占めると言われています。つまり、概算で本町の可燃ごみの重量の約2割弱が、ワンウェイプラスチックということになります。

ちなみに、重量別の割合では2割ですが、町施設から排出される温室効果ガスの割合で見ると、令和2年度ではプラスチックごみ由来が45%と、ほぼ半分を占めています。地球温暖化対策の上でも、大変重要なことです。にもかかわらず、ごみ全体に占めるプラスチックごみの割合は、近年、島本町でも増加傾向です。

ここで、一度、確認しておきたいと思います。

ごみ減量というと、まずは、プラスチックごみを分別回収したらよいのという意見

が必ず出てきます。本町で、プラスチックごみを分別回収して再資源化できていない理由について、ここで改めて伺っておきます。

都市創造部長 プラスチックごみをリサイクルするためには、異物除去後、一定の大きさの塊に圧縮、いわゆるベール化しなければなりません。現在の清掃工場は、土砂災害警戒区域内であるため、新たな建築物を建設することは不可能であり、また、仮に町内に用地を確保できた場合におきましても、本町が国の交付金の対象外であることから、ベール化するための施設設備導入費を全額単費で負担する必要があります。町単独でのリサイクル処理は困難であると考えております。

また、民間施設での処理につきましても、施設設備導入費は不要であるものの、処理費に加え、当該施設までの運搬コストが生じることとなり、財政的に大きな課題がございます。

さらには、将来的に広域処理を見据えた状況を考慮いたしますと、仮にベール化するための施設設備導入費の確保等が可能な場合においても、より慎重な対応が必要になるものと考えております。

このような理由から、プラスチックごみの再資源化は困難であると考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

プラスチックごみの再資源化が困難である理由としては、用地確保の問題、施設整備費、財政的な問題、そして、将来的なことも考えると、なかなか難しいということは理解いたします。現状、プラスチックごみは焼却せざるを得ないということになっていることですね。であれば、そのプラスチックごみをどう減らしていくかということが、大変重要になってくると思います。

先日、ゼロ・ウェイスト宣言で有名な上勝町に委員会で視察に行ってきました。上勝町では、ごみを45分別しており、リサイクル率が高いことで有名なのですが、そこで強調されていたのは、意外にもリサイクルではなく、リサイクルもですが、リデュースの重要性でした。全国平均20%のリサイクル率を81%にまで高めたものの、結局のところ、リサイクルには限界があるため、そもそもごみを生み出さないことが重要になってくるということです。この件については、先日も報告があったと思います。

清掃工場が老朽化し、プラスチックごみを分別リサイクルすることが困難な状況にある島本町には、ここに参考にすべき点があると感じました。

例えば、最近では肉類をトレーなしパッキングで販売しているところがあります。これに習い、本町の大手スーパーなどに、ごみ減量の取組としてトレーなしパッキングで販売してほしいなど、行政として働きかけをしてみたいかと思いますが。

都市創造部長 事業所が行う廃棄物の減量化対策として、島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例において、事業者が行う廃棄物の減量、事業者が行う廃棄物

の発生の抑制、適正包装等、多量排出事業者の義務、減量等計画書の提出の5項目が定められており、トレーなしパッケージでの販売を含めた適正包装等につきましては、条例の内容を踏まえ、事業者自ら積極的に取り組んでいただいているものと認識いたしております。

なお、本町から事業者への働きかけにつきましては、事業者の事情等もございますが、現在、作成中の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容も踏まえ、働きかけの手法等については、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 消費者としては、いかにプラスチック包装を減らそうと思っても、買物をする
と必ず出てしまうものというのがあります。そのことに関しては、消費者としても声を
上げるものですが、行政など大きな主体として働きかけをして、その部分の仕組みの部
分に働きかけをするという動きを、ぜひしていただきたいと思います。今の話は一例で
すが、その他に関しても、ぜひよろしく願いいたします。

次です。

町内には、昔ながらの量り売りをしているお店もあります。そこに容器を持参すれば、
包装に係るごみは出ません。必要な分だけ買うことは、食品ロスを減らすことにもなり
ます。

食品購入時の容器持参をもっと後押ししてはいかがでしょうか。コロナ禍でテイクア
ウトを始める店が増え、使い捨てプラスチック製容器のごみが増えることが懸念される
現在では、このような取組は重要だと考えます。

都市創造部長 食品ロスを減らすことは、本町におきましても、廃棄物減量化対策の1つ
として有効な手段であると認識いたしており、食品購入時の容器持参等、食品ロスを減
らすための住民に対する意識啓発につきましては、広報誌をはじめ、ごみアプリや各種
SNSを活用し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他使い捨てプラスチック製容器の削減対策といたしまして、町内の飲食業、
食品販売業及び日用品販売業の事業者に対しまして、商工会に御協力いただき、大阪府
の実施するマイ容器・マイボトルサービススポットマップ「Osakaほかさんマップ」
への参加を啓発いたしております。

以上でございます。

中田議員 既に府の事業に参加する形で、使い捨てプラスチック容器の削減対策を始めて
いるという旨の答弁であったと思います。

そのOsakaほかさんマップを見てみましたが、マイ容器・マイボトルが使えるお
店・スポットに登録されている事業者は、島本町に1つしかありませんでした。私が
知っている限り、ほかにも容器持参ができる店は複数あります。町内でマイ容器・マイ
ボトルが使えるお店があるのに、せつかくの周知の制度につながっていません。もっと

登録してもらえるように、町として働きかけをしてはいかがでしょうか。

また、マイボトルが使える給水スポットに至っては、既に設置されているはずの役場や消防署が入っていないのはなぜでしょうか、伺います。

都市創造部長 Osakaほかさんマップは、プラスチックなどの使い捨て容器を捨てないために、マイ容器・マイボトルで食料品や飲み物などを持ち帰ることができるお店・スポットを簡単に探せるウェブサイトで、大阪府において行われている取組でございます。

本町といたしましては、しまもとプラスチックスマート宣言を行っていることや、より多くの店舗が当該ウェブサイトに登録されることで、プラスチックごみ排出量の削減にもつながると考えたことから、昨年12月に、商工会を通じて町内事業所に対し、Osakaほかさんマップの登録について、周知啓発を行ったところでございます。しかしながら、前回、周知啓発を行って以来、新たな事業所もございましてことから、再度、商工会を通じて周知啓発を行い、登録店舗数の増加に努めてまいりたいと考えております。

また、町有施設の給水スポットにつきましても、議員お示しのとおり、現在、ふれあいセンター及び人権文化センターのみとなっておりますことから、住民の皆様が自由に御利用できる施設について、速やかに登録を行いたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 登録店舗数が増えたとして、住民がこのマップの存在自体を知らなければ意味がありませんので、その周知自体にも努めていただきたいと思います。

次の質問です。

ここまでは、ごみを生み出さないための取組についてでしたが、次は、出てしまったごみをどうするかについてです。

本町は、先ほども御答弁いただいたとおり、プラスチックの分別回収ができず、やむなく焼却してしまっています。町の施設での対応ができないのであれば、既に企業で行われているリサイクル事業と連携してみたいはいかがでしょうか。

例えば、コンタクトレンズの会社が空き容器の回収をしています。店舗だけでなく、自治体と協働することで、公共施設内に改修場所を設置している事例や、ほかにもリユース促進として、地域の情報サイトを運営している会社と自治体が連携協定を結んでいる事例もあります。こうした取組、検討してはいかがでしょうか。

都市創造部長 本町では、民間企業と連携したリサイクル事業として、住民の皆様から不要となった携帯電話やスマートフォンなどの回収を、国の小型家電リサイクル法認定事業者と連携して行っており、廃棄物の減量化並びにリサイクル対策に努めているところでございます。

本町といたしましても、廃棄物の減量化並びにリサイクルなどの4R対策は継続して取り組んでいかなければならないものであると認識いたしておりますことから、その他

の民間企業と連携した事業につきましても、実施内容や条件等を踏まえ、可能な限り取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 次に、啓発についてです。

上勝町では、分別したごみについて、資源として売れるもの、それから処理費用がかかるものとして分けた上で、処理にかかる費用、その後、リサイクルされて何になるかまでを、住民に分かりやすく表示していました。

例えばアルミ缶であれば、キログラム当たり160円の収入になり、リサイクルは徳島市で行われ、その後はアルミ製品になるですとか、例えば、ガラス、陶器ですと、こちらは一方でお金がかかるごみであるということで、キログラム当たり43円の処理費がかかり、徳島市でリサイクル化され、その後路盤材になるなど、ごみのコストや行く末を住民に見える化していました。こういった取組は、コストがかからない割に、住民の皆さんにごみ問題の自覚を促す大変よい仕掛けであると感じました。

こうした取組であれば、本町でもすぐにやってみることができるのではないのでしょうか。住民の皆さんに、ごみ問題に関する自覚を促す工夫を求めます。

都市創造部長 本町のごみ処理の状況につきましては、不定期ではありますが、これまで広報誌に4Rやごみの分別等についての内容を掲載し、住民の皆様に廃棄物に対する意識啓発を行ってきたところでございます。

今後におきましても、広報誌をはじめ、ごみアプリやSNSを活用し、ごみ問題に自覚を促すことができる視点を持ちながら、継続して、住民の皆様に廃棄物に関連した意識啓発を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 住民の皆さんに、ごみ問題に関しての自覚を促す視点を持ちながらしていくという御答弁でしたが、そのためには、まずは本町のごみ問題が喫緊の課題であるということ、皆さんに知っていただくことが重要と考えます。

先ほど御答弁いただいたとおり、プラスチックごみを焼却処分するしかない状況や、清掃工場は耐用年数を大幅に超えており、延命化を図りながら何とか運用している状況、さらには、プラスチックごみは大量の温室効果ガス排出源となっており、燃やすしかないような状況——先ほどもありましたが——にある本町は、大幅に減らしていかなければいけないなど、住民として知っておくべきことはたくさんあります。

この部分の理解が進んでこそ、住民の皆さんのごみ問題に対する自覚、意識も高まり、協力が得られるのではないのでしょうか。この点も意識して、取り組んでいただきたいと思っております。

町長に、この点、伺います。

山田町長 先ほど担当部長から答弁をさせていただきましたとおり、プラスチックごみを

含め、廃棄物減量化対策は、住民一人一人の御理解の下、継続して取り組んでいく必要があると認識しておりますことから、意識啓発を行い、行動につなげていただけるよう、広報誌をはじめ、ごみアプリやSNSを活用しながら、清掃工場が老朽化して、町単独で建て直しが困難な状況であることやプラスチックごみの分別回収ができないことなど、情報を発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 最後の質問です。

ごみ問題に自治体の果たす役割は大きいです。大量消費、大量生産、大量廃棄によるごみを、どう処理するかではなく、いかにごみとなるものを生み出さないようにするか、二酸化炭素の排出を抑えていくか、真剣に考える時期に来ていると思います。これに加え、本町の清掃工場の老朽化の問題もあります。行政は、これまで以上に、ごみ問題に危機感を持って取り組まなければならない状況にあると考えます。

確かに、これまでも行政としてプラスチックスマート宣言や給水器の設置、広報での周知など、様々に工夫を重ねて啓発等されてきたことは分かりますが、住民には、その切迫感はなかなか伝わってきていないように感じています。これまで以上の取組を求めます。

最後に、町長に伺います。

山田町長 廃棄物の減量化やリサイクル率の向上等、廃棄物対策は、世界的なプラスチックごみ問題や、清掃工場の耐用年数、また地球温暖化対策の観点からも、積極的かつ継続的に取り組む必要があるものと認識をいたしております。

本町独自の手法による減量策の推進や他自治体との広域連携により、統一した運用を行っていくなど、長期的な視点で見ると様々な手法が想定されますが、いずれにいたしましても、住民・事業者の皆様の協力も得ながら、可能な限り、これまで以上に様々な施策を講じ、廃棄物対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

引き続き、長谷川議員の発言を許します。

長谷川議員 2022年12月議会一般質問、日本共産党・長谷川順子です。

「物価高騰対策支援事業」について、質問いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用についてです。

今、急激な物価高騰が暮らしと営業を直撃しています。コロナ禍も第8波となり、まだ先が見えません。国は、物価高騰への支援のために、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設しました。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支地方交付金の創設です。

今、物の値段が高騰しています。10月以降に値上げされた食料品は約7,000品目に上

り、今後もさらなる物価上昇が予想されます。大企業は円安によって利益を過去最高水準に増やす一方、中小企業は原材料価格の高騰を売上げに転嫁できず、利益を悪化させています。

子供の7人に1人が貧困状態になり、そのうちの半数が独り親世帯です。子供自身も、親に負担をかけないように気を遣っています。子育てにかかる負担を軽減することが必要です。

1、学校給食の無償化についてです。

この6月議会でも一般質問をいたしました。その後、島本町では、今年11月から来年3月までの5か月間、小・中学校の給食費を無償化にしました。その一報を、議員研修中の茨城県で電話を受けて、本当によかったとうれしく思いました。それ以前にも、町独自で2か月間無償化したことがありました。

今、全国で8割を超える自治体が、地方創生臨時交付金などを活用して学校給食の保護者負担を軽減しています。憲法26条で義務教育は無償とすると定めています。学用品と同じように、給食費も無償化とすべきです。

来年3月までの5か月間だけではなく、島本町でも、来年4月以降も引き続き、速やかに小・中学校の給食費の無償化を実現するとの考えはありませんか。町の考えを問います。

教育こども部長 それでは、長谷川議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

1点目、「物価高騰対策支援事業」のうち、「学校給食の無償化」についてでございます。

昨今の物価高騰を受けて、子育て世帯の経済的負担も厳しさを増している状況にあると認識しております。このため、本町におきましては、追加交付された国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、本年11月臨時会議において、給食費無償化に係る予算を御可決いただき、本年11月から令和5年3月までの5か月分の給食費を無償化したところでございます。

近隣でも一部の自治体においては、自治体単独で給食費の無償化に取り組まれておりますが、本町の場合、給食費を町単独で恒常的に無償化することとした場合、年間で1億5,000万円もの予算を確保する必要があり、一般会計予算規模が約120億円の本町にとっては、その財源を単独で確保することは極めて困難な状況にあると言わざるを得ません。

また、義務教育については、憲法第26条第2項において無償とする旨が定められており、その趣旨を踏まえ、現行法においては、授業料及び教科書が無償とされているところでございますが、学校給食費については、その対象とはなっておりません。もし、憲法第26条に規定する義務教育の無償化の範囲として学校給食費を対象とするのであれば、

その費用は、当然のことながら、国において全国一律に整備されるべきものであると認識をいたしております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、一時的な無償化ではなく、継続して無償化に取り組んでいきたいとの思いから、令和5年度国家予算に対する要望といたしまして、学校給食費の無償化を強く求めたところでございます。

来年度以降における無償化の実施の有無や内容につきましては、何かしらの財源がないと厳しい本町といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付等に係る国の動向や町の財政状況などを踏まえて総合的に判断する必要があると考えておりますことから、政策部局や財政部局とともに、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

長谷川議員 回答、ありがとうございます。

小学校の給食費は、1か月17日として、1・2年生4,440円、3・4年生4,320円、5・6年生は4,500円、中学校は一律5,100円とお聞きいたしました。子育て世帯の親の負担は大変です。

回答の中に、島本町としては、一時的な無償化ではなく、継続して無償化に取り組んでいきたいとありました。大阪府でも、既に何年も無償化しているところ、あるいは、期限付きで無償化にしているところ、一部補助などを実施しているところが、11月時点ですが、43市町村中37市町村に広がっております。

どこも厳しい財政状況の中ですが、給食費無償化は、島本町が子供たちの成長を給食によって見守っているというメッセージにもなります。ですから、給食費の無償化を継続したいという思いがあるのなら、町独自に実施すべきではないでしょうか。

町として、国に対して学校給食の無償化を強く求めたとありますが、具体的に、お聞かせください。

教育こども部長 先ほど御答弁いたしましたとおり、本町といたしましては、学校給食費の一時的な無償化ではなく、継続的な無償化に取り組んでまいりたいとの思いから、令和5年度国家予算に対する要望といたしまして、学校給食費の無償化を強く求めたところでございます。

当該要望の具体的な趣旨といたしましては、義務教育については、憲法第26条第2項にいて無償とすると定められており、法律により授業料と教科書が無償とされている中、給食費については、昨今のコロナ禍において、恒常的または臨時的に無償化し始める自治体が増えていること。恒常的に無償化する場合、本町の一般会計の予算規模が120億円であるのに対し、毎年、約1億5,000万円もの予算を確保する必要があること。また、国において食育や給食費の公会計化が進められる中、自治体の業務負担が増加していること。これらの現状を踏まえると、義務教育における給食費の自治体間格差を解消する

ため、教科書と同様に、全国一律に無償化すべきであると考えること。以上のことから、国に対して、学校給食費の無償化を迅速に実施することを要望したものでございます。

以上でございます。

長谷川議員 給食費の無償化を島本町独自で実施することが困難だということをお聞きいたしました。また、国に対して無償化実現の要請を強く求めていることも分かりました。

子供たちの健やかな成長を保障するためにも、引き続き、国に無償化の取組を要請していただくとともに、ぜひ、大阪府に対しても、給食費無償化に向けての取組を要請していただくよう求めます。

以上です。

引き続き、「福祉施設などへの支援として水道料金の基本料金を無料に」することについてです。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、事業者応援として医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する支援などが示されています。

島本町における病院や介護施設、保育所などは、コロナ禍での電力・ガスなどの料金高騰が負担です。これらの施設は、物価や様々なものに費用がかかっても、入居者に転嫁することはできません。

水道代の基本料金を無料にするということについて、町の考えをお聞かせください。

総合政策部長 次に、「福祉施設などの水道料金の基本料金を無料にすること」についてでございます。

水道の基本料金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、令和2年度に7月から10月までの間、半額減免を実施した経過がございます。

しかしながら、継続した支援を行うには、国からの交付金なしに町単独で支援することは困難であると考えておりますことから、現時点では、水道の基本料金を無料にすることは考えておりません。

以上でございます。

長谷川議員 福祉施設などへの水道代の基本料金を無料にする考えはないとの御答弁でしたが、特定の施設ではなく、全世帯に対して、水道料金の基本料金を無料にする考えはありませんか。

総合政策部長 令和2年度に実施いたしました水道料金の基本料金を半額減免した際には、4か月間で約2,000万円の支出となりました。対象を拡大し、基本料金を全額減免すると、年間で約1億2,000万円、月で約1,000万円が見込まれますことから、先ほど御答弁申し上げましたとおり、国からの交付金なしに町単独での実施は困難でございます。

以上でございます。

長谷川議員 水道の基本料金を無料にすることは考えていませんという回答でした。

物価高騰は、まだまだ続きます。島本町にある福祉施設に対し、町独自にでも支援するべきではないでしょうか。

続きまして、「島本町事業者応援商品券（ウイズまる券）について」です。

新型コロナの影響やこの物価高騰の影響により、売上げの減少した事業者を応援すべく、1人当たり4,000円が配られました。10月から来年2月28日まで使用できます。

第2弾とありますけれども、第3弾を考えておられますでしょうか、お聞きいたします。

都市創造部長 次に、「事業者応援商品券の第3弾」についてでございます。

事業者応援商品券事業につきましては、令和2年度に第1弾を実施し、住民の皆様全員に1人当たり4,000円分を配付させていただき、換金金額は約1億2,300万円、換金率は約97%でした。本年度は第2弾を実施し、同じく1人当たり4,000円分を配付させていただいたところでございます。

前回からの変更点といたしましては、面積が500平方メートル以上の店舗及びコンビニエンスストア以外の登録店舗で使える「地元再発見」と、全ての登録店舗で使える「一般券」の2種類につきまして、第1弾は地元再発見、一般券をそれぞれ2,000円ずつとしておりましたが、第2弾は地元再発見を3,000円、一般券を1,000円と、変更させていただきました。

なお、第1弾に対する御意見といたしましては、令和2年12月に実施した公式ラインによるコロナ対策についてのアンケートによると、事業者応援商品券事業については、実に86.3%の方が「満足」「やや満足」と回答していただきました。また、主に使用された箇所としては、スーパーマーケットをはじめ、規模の大きな店舗での利用が傾向としては多かったものの、普段利用しないような店舗を訪れて使用されたケースも多く、事業者アンケートでは、約72%の事業者が「売上げに貢献した」という結果が出ておりますことから、幅広い範囲で一定の経済効果はあったものと認識しております。

第3弾の実施につきましては、現時点で予定はございませんが、今後につきましても、国の交付金の動向にも注視し、引き続き、必要な支援ニーズの把握に努め、検討してまいります。

以上でございます。

長谷川議員 何度も言いますが、今、生活を直撃している物価高騰で、これから冬に向かって光熱費もかかります。暖房費も気にして、使用を減らす方もおられます。

小・中学校の学校給食を無償化にすると、この実現のために要望して、終わります。

以上です。

東田議長 以上で、長谷川議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後4時12分～午後4時30分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、野口議員の発言を許します。

野口議員 令和4年12月定例会議の一般質問をさせていただきます。

高齢化が進む現代において、各自治体により違いがあるかとは思いますが、「島本町における介護サービスの現状と課題について」、お伺いいたします。

現在、島本町には特別養護老人ホームは何か所で、それぞれの入所者数は何名で、空きはありますか。

健康福祉部長 それでは、野口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「島本町における高齢者介護サービスの現状と課題」についてでございます。

本町の特別養護老人ホームの状況についてですが、現在、町内には、特別養護老人ホーム「弥栄の郷」と地域密着型特別養護老人ホーム「島本の郷」の2か所の特別養護老人ホームがございます。

各施設の定員と現在の入居者の状況につきましては、弥栄の郷が定員50名に対し入居者が50名、島本の郷が定員29名に対し入居者が29名となっており、両施設とも、定員数に対して空きがない状況となっております。

以上でございます。

野口議員 弥栄の郷が定員50名、島本の郷が定員29名との御答弁をいただきました。この両施設とも空きがない状況ということでよかったですか。

特別養護老人ホームに入所を希望されている方は、現在、何人ぐらいいらっしゃいますか。すぐに入所できずに、入所待ちで待機されている方への対応はどのようにされていますか。お伺いいたします。

健康福祉部長 再度の御質問でございます。

先ほども御答弁いたしましたとおり、現時点では、両施設とも空きがない状況となっております。

特別養護老人ホームの待機者数につきましては、毎年、大阪府が実施している特別養護老人ホーム入所申込者状況調査において把握をしております。令和4年度調査の数値で申し上げますと、令和4年4月1日時点で、1年以内に特別養護老人ホームの入所を希望する町民の方は51人となっております。しかしながら、この中には介護度が軽い方や、現在介護老人保健施設など別の施設に入所されている方で、町内の特別養護老人ホームの入所を希望されている方も含まれております。

大阪府では、それらを除いた方が、入所希望者の中でも特別養護老人ホームへの入所の必要性が高いと考えられるものと定義をしており、その人数といたしましては、26人となっております。

次に、待機しておられる期間の対応でございます。

特別養護老人ホームに入所が可能となる方につきましては、原則、在宅での生活が困難となった要介護3以上の高齢者の方となります。介護保険の要介護認定を受けた後、訪問介護や通所介護、短期入所といった在宅サービスを活用されている場合と、先ほども御答弁いたしましたように、介護老人保健施設などの施設サービスを利用されている場合があるものと考えておりますが、いずれにせよ、御本人や御家族の状況に応じたケアプランにより提供される各種の介護保険サービスを活用しながら、生活をされているものと認識をしております。

以上でございます。

野口議員 再質問させていただきます。

訪問介護や通所介護、短期入所といった在宅サービスや介護老人保健施設のサービスを利用されながら、待機期間を過ごされているとの御答弁でした。

事務事業成果報告書によりますと、島本町の高齢化率は、令和3年度末時点で27.9%であり、今後も高齢者の方の人数は増えていくのではないかと考えております。当然、様々な支援を必要とする高齢者の方も増えていかれるかと思うんですけども、特に、高齢者の方が入所される施設に関して、島本町としての実情に応じた対応を、今後、どのように進められるおつもりなのか、見解をお伺いいたします。

健康福祉部長 本町における高齢者入所施設の今後の方向性に関する御質問でございます。

議員御指摘のとおり、本町においても、高齢者人口は年々増加しておりまして、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とする第8期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画の推計では、令和4年度の高齢化率を27.8%と試算しており、現状も、ほぼ推計値どおりとなっておりますことから、今後も、高齢者数は増加していくものと認識をしております。

高齢者の入所施設の需要につきましても、一定、増加していく方向性にあるのではないかと考えておりますが、特別養護老人ホーム等の高齢者の入所施設を整備する場合、介護保険財政の中で、施設整備の費用とその後の入所者のサービス費を賄う必要がございます。そのため、第1号被保険者の保険料算定への影響や、広域型特別養護老人ホームであれば、町外の施設を町の住民の方が利用することも可能であることなどの要素も踏まえ、町内での高齢者施設の整備に関するニーズを総合的に勘案していく必要があるものと考えております。

介護保険では、3か年を計画期間とした介護保険事業計画に基づいて事業を実施しており、「高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるまち」を目指して、地域包括ケアシステムの深化・推進に係る取組をはじめ、認知症施策の充実や介護予防と健康づくりの推進、介護サービスの充実強化等の各種施策等を実施しております。

また、計画策定時には、高齢者人口や施設サービスも含めた介護保険サービスの必要

量の現状分析と今後の推計を行っております。令和5年度には、令和6年度から令和8年度の3か年を計画期間とする第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定することとなりますので、その中で、介護保険の施設サービスも含めた、町として取り組むべき必要な高齢者福祉や介護保険に関する施策や事業につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

野口議員 分かりました。

広域型特別養護老人ホームであれば、町外の施設を町民が利用することも可能であるということを理解いたしました。現在、本町としましては、財政的なこともあり、具体的には決まっていないということですね。

それでは、介護サービスを利用することなく、健康寿命を伸ばし、元気に長生きして生活を送れるような施策も併せて考えていただけるよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。

東田議長 以上で、野口議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日12月14日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日12月14日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦勞さまでございました。

(午後4時39分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 福嶋議員 1. 景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う
2. 抜けのない水防災減災取組の推進を
3. 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進状況
- 大久保議員 1. 島本町の教職員数について
2. 島本町の中学校部活動について
- 戸田議員 1. もっと文化を！文化振興計画の策定を求めます
2. JR島本駅西土地地区画整理事業
～尾山遺跡の池泉跡復元～
- 山口議員 1. 災害時における協定の締結について
2. 美化等作業員について
- 中嶋議員 島本町と高槻市の行政サービスの違いについて
- 中田議員 ゴミ減量について
- 長谷川議員 物価高騰対策支援事業について
- 野口議員 島本町における高齢者介護サービスの現状と課題について

令和4年

島本町議会12月定例会議 会議録

第 2 号

令和4年12月14日(水)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第2号)

年 月 日 令和4年12月14日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福島 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	藏垣 武博	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢	総 合 政 策 部 次 長	吉川 展彦

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和4年12月14日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

川嶋議員 1. 避難行動要支援者の避難支援強化について
2. 妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援について

永山議員 1. 「香害」についてさらに進んだ取り組みを
2. 財政見通しの在り方について

伊集院議員 1. PPP（官民連携）／PFI推進について
2. 「こどもまんなか」行政を目指し～児童虐待 vol. 2～

平井議員 「小・中学校区の弾力的運用制度」の廃止について

日程第2 第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第3 第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第4 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第5 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

日程第6 第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）

日程第8 第83号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第9 第84号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を継続いたします。

それでは、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員 おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目、「避難行動要支援者の避難支援強化について」。

災害時の迅速な避難支援を強化するため、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなど、規定等が創設されています。

島本町においても、平成25年8月のゲリラ豪雨での浸水、平成30年の大阪府北部地震、台風19号などで、家屋や公共施設、森林への被害が発生しています。今後も台風などの大雨による洪水の発生、また、南海トラフ地震などの発生が予想される中、一人一人が防災意識を高め、行政・住民間の連携の輪を広げることはもちろんのこと、その上で、災害時に支援が必要な高齢者や障害者の方への避難先や経路などを事前に定めることで、早期避難を目的とする個別避難計画が重要と考えます。

本町の避難行動要支援者に対する避難支援の現状と課題、今後の取組について、伺います。

総務部長 それでは、川嶋議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

「避難行動要支援者の避難支援強化」についてでございます。

避難行動要支援者に対する本町での取組状況ですが、島本町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、平成27年度以来、避難行動要支援者名簿を作成しております。平成28年度からは、名簿登載者の方に加え、対象となる方の転入時や新たに対象となられた方たちのうち、避難支援機関となる自主防災会・自治会、民生委員児童委員協議会、島本町社会福祉協議会などに対し、御本人の同意をいただいた方につきまして、災害時の迅速な安否確認・避難行動支援につながるよう、それらの機関にも名簿を提供しているところでございます。

現在、民生委員児童委員協議会、島本町社会福祉協議会のほか、本制度に協力いただける各地域の自治会・自主防災会にも名簿を提供しておりますが、全ての地域を網羅していない点や、個人情報管理や会員の高齢化などから、現時点においては、名簿の提

供が8団体にとどまっていることが課題であると考えております。

個別避難計画につきましては、おおむね5年程度で作成することが市町村の努力義務となったことで、島本町地域防災計画に基づき、防災担当である危機管理室と担当する福祉推進課、高齢介護課とで協議を行っているところです。

今後の取組につきましては、先進事例などを参考に、優先する地域などを絞り込み、計画作成に当たっては、福祉専門職である介護支援専門員や相談支援専門員などの協力を得るなど、各自治会や自主防災会、民生委員児童委員協議会等と連携し、進めていく予定でございます。

以上でございます。

川嶋議員 平成27年度以来、島本町避難行動要支援者名簿を作成されているとのことですが、名簿の記載内容と活用のイメージについてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

総務部長 避難行動要支援者名簿の記載内容につきましては、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号及び御家庭などの緊急時の連絡先、避難支援等を必要とする事由、自治会などを記載しております。

名簿の活用ですが、あらかじめ名簿の提供について御同意いただいている方全員の名簿を、島本町社会福祉協議会、島本町民生委員児童委員協議会に提供しており、自治会・自主防災会につきましては、各自治会・自主防災会が管轄する地域に居住している方の名簿を抽出して、お渡しをしております。

平常時から名簿を提供し、避難を支援する機関において、避難行動要支援者を共有されることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援、安否確認等に活用していただいております。

以上でございます。

川嶋議員 名簿を各機関に提供することに御同意をいただいた方については、名簿への記載があると認識いたしますが、同意をいただけなかった方への支援体制は、どのように考えておられるのか、伺います。

総務部長 対象者全員の名簿については、町で作成し保管しております。

現に災害が発生、または災害が発生するおそれがあり、生命または身体を保護する必要がある場合は、同意の有無に関わらず、支援機関に名簿や対象者のリストを提供し、安否確認や避難支援に活用することが、災害対策基本法により可能となっております。

以上でございます。

川嶋議員 また、名簿の更新時期はどのようになっているのか、伺います。

総務部長 名簿データの更新作業につきましては、年に2回、データの更新を実施しており、支援機関に提供している名簿につきましては、1年に一度更新を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 自治会・自主防災会にも名簿を提供されておりますが、現時点では8団体にとどまっているとのこと。

全ての地域を網羅するための課題整理については、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

総務部長 本町には、現在、50の自治会と25の自主防災会が結成されておりますが、近年の若年層の自治会離れにより、組織の高齢化が一層進み、加入率も年々低下している現状となっております。

避難支援の中心的な役割として期待している自治会や自主防災会の加入率を増加させることが何よりも重要であると考えており、自治会や自主防災会に加入することのメリットなどもお伝えしながら、加入率を向上させることに、関係部局とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

また、毎年、自治会長連絡協議会や自主防災会連絡協議会において、避難行動要支援者制度について周知を行っており、より多くの自治会・自主防災会と、名簿の提供に係る協定が締結できるよう、引き続き進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 いずれにいたしましても、地域においては、顔の見える地域のつながりがいざというときに生かされると思っております。自治会・自主防災会への加入率の向上に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問です。

高齢者の増加に伴い、認知症の方も増加することが予想されます。そういった方々の多くは要配慮者となりますが、認知症高齢者の災害時支援の取組について、お伺いいたします。

総務部長 認知症の方も避難行動要支援者制度の対象となることから、名簿を作成し、同様に支援機関に名簿を提供しているところです。また、学校体育館などの一次避難所での滞在が難しい方につきましては、二次避難所である福祉避難所へ移動していただくなどの対応をするものでございます。

以上でございます。

川嶋議員 また、避難行動要支援者以外の要配慮者となる対象者は、どのような方になるのか。また、支援体制はどのようになっているのか、お伺いいたします。

総務部長 避難行動要支援者以外の要配慮としては、病院や施設などに入院・入所している方や乳幼児、児童になります。

基本的には、各施設等に入所等している際に災害が発生した場合には、施設管理者において、避難支援などの安全確保を取る必要があります。また、保育園・幼稚園・小学校や病院・福祉施設などにつきましては、水防法の改正に伴い、各施設管理者が避難確保計画の作成と訓練を義務づけられたことから、計画の作成等について支援を実施して

おります。

外国人に対しましても、ホームページを多言語表示にしたほか、翻訳機能のある端末を避難所に配置することや他言語に対応した避難所会話シートを活用し、必要最低限の意思伝達ができるよう、取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

川嶋議員 福祉避難所の体制整備の現状と今後の取組について、伺います。

総務部長 福祉避難所につきましては、平成29年10月に、島本町社会福祉施設地域貢献連絡会と「災害時における福祉避難所等の開設・運営協力等に関する協定」を締結しております。より円滑に福祉避難所運営が行えるように、当連絡会の個々の事業者と、施設の概要や詳細事項などについて個別協定の締結を進めているところであり、現在、9事業所と締結したところです。

引き続き、より多くの事業者と協定が締結でき、要配慮者に対する災害への備えが強固になるよう、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 福祉避難所といたしましては、9施設ということであります。障害者の皆様とか、高齢者の皆様、それぞれの皆様の安心につながる体制づくりの強化、これからもよろしく願いをいたします。

島本町地域防災計画では、「防災上、情報入手が困難な視覚障害者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める」とありますが、整備状況を伺います。

また、「避難所に手話通訳・要約筆記等のボランティアの確保に努める」とされておりますが、これについても、取組状況をお伺いいたします。

総務部長 視覚障害者などへの取組につきましては、情報・意思疎通支援用具として、障害及び程度に応じ、視覚障害者用活字文書読上げ装置や拡大・音声読書器などの用具の給付を行っているところです。

また、災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、島本町社会福祉協議会と「島本町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書」を締結しており、社会福祉協議会と連携し、協力・対応することといたしております。

以上でございます。

川嶋議員 理解いたしました。

次の質問です。

昨今、各地でのゲリラ豪雨の頻発や南海トラフ地震の懸念がある中、水害による淀川氾濫が起きた場合の浸水予想水位が水無瀬駅に掲示されておりますが、周辺の住民の皆様の中には、不安を抱いている方もいらっしゃると思います。

浸水予想水位の根拠と、万一のことを考え、周辺の皆様が高い建物や山側の施設など

に避難できるようにするための体制整備について、確保できているのか、伺います。また、民間企業や施設等との協定を結ぶなど、お考えを聞かせください。

総務部長 阪急水無瀬山側広場の駅舎の柱に掲示している水位につきましては、平成29年6月に、淀川における想定最大規模洪水を対象とした浸水想定区域図を基に、まちごとまちごとハザードマップ事業として、淀川河川事務所において設置していただいたものでございます。予測条件としましては、枚方上流域の24時間総雨量360ミリを条件として、約1,000年に一度の大雨を想定した浸水位予測位置となっております。

体制整備につきましては、避難勧告等判断マニュアルに基づき、气象台や河川事務所等と連携し、淀川の各水位観測地点の水位や予測水位などの情報を参考に、高齢者など避難に時間がかかる人や、時間帯などを考慮して、高齢者等避難開始や避難指示などの避難情報を発令いたします。

また、島本町洪水・土砂災害ハザードマップで、自分の住んでいる場所の予測水位を確認していただき、ハザードマップ裏面の避難行動判定フローを活用し、指定避難所などへの立ち退き避難が必要か、自宅の2階など高い位置への垂直避難が可能かについて、日頃から確認していただくよう周知しているところです。

民間企業との協定につきましては、マンションや企業の一部を、一時避難地として活用する協定を締結しております。基本的には、町が開設する避難所へ早めに避難をしていただくのが最善ですが、逃げ遅れた場合に備え、今後につきましても、協定先の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、例えば、大阪青凌中学高等学校や阪急の尺代グラウンド施設がございましたけれども、このような場所に関しましての避難場所としての協定を締結するなどはできないのか、お伺いいたします。

総務部長 災害時の避難場所としては、基本的には、公共施設による指定避難所の開設を第一に考えておりますが、大規模災害時には、十分な避難場所の確保が難しいことも考えられます。相手先のあることではありますが、多くの民間事業者と災害協定の締結ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 より安心・安全を期すためにも、また、御協力をいただきながらの協議をよろしく願いしておきます。

次の質問です。

自力で避難することが難しい人の対応については、どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

総務部長 災害時の避難情報の発令は、基本的に高齢者など避難に時間がかかる人でも十分に避難所に移動できる時間を考慮して、避難情報の発令をいたしております。障害者

や要介護者など自力で避難することが困難な方については、家族など生活支援者などと災害時の避難について、日頃から話し合うように周知をしているところです。

今後予定している要配慮個別支援計画を策定し、1人も逃げ遅れを出さないように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 近隣市では、避難所への送迎を、市バスを利用してされていると聞き及んでおります。本町も、福祉ふれあいバスを災害時に運行し、避難所へ送迎することなど、可能なのでしょうか。お伺いいたします。

総務部長 災害時における避難所への市バスを利用した運行については、高槻市において実施されております。市内全域ではなく、山間部の檜田、萩谷、川久保地区限定であるとお聞きしておりますが、本町でも、山間部の大沢地区については、平成30年度の台風21号の際に、倒木などにより長期間にわたり停電となったことで、台風が接近する場合については、自治会長に避難の意向を確認し、公用車により送迎を行ったことがございます。

福祉ふれあいバスの災害時の避難所への運行につきましては、今後、関係部署とも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

川嶋議員 避難時には、ほんとに車等、移動手段もない方、また、頼る人もいないなど、たくさんおられると思います。そういう、いざというときに困る方もいらっしゃるかと考えておりますので、ぜひとも検討していただけるよう、要望をしておきます。

次の質問です。

個別避難計画については、現在、各担当課と協議を行っておられるところですが、令和3年度からおおむね5年程度での作成が市町村の努力義務となっていることから、いつまでに、どのように進めていかれるのか、具体的なスケジュールと、お考えをお聞かせください。

総務部長 個別避難計画については、今年度中に福祉推進課、高齢介護課、危機管理室が調整を行い、災害リスクに応じ、優先的に計画を作成する地区などを絞り込む予定です。次年度以降につきましては、福祉団体や自主防災会、自治会、民生委員等に説明を行った後、要支援者及び関係者が集まり、避難行動要支援者の個別避難計画作成に着手する予定でございます。

スケジュールとしては、できるだけ早期に一部対象地域等については計画の作成を完了し、個別避難計画の対象地域等を広げてまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 個別避難計画作成に向けた課題があるとしたら、何でしょうか、お伺いいたします。

総務部長 個別避難計画作成については、日常、要支援者を支援しているケアマネジャーなどの福祉職、民生委員等の理解を得ることや、災害時に支援していただく避難支援実施者に了承を得ることや人材の確保が課題であると考えられます。そのため、制度の趣旨、計画作成の手順など、関係者への理解に努めることが重要と考えております。

以上でございます。

川嶋議員 自治会や自主防災組織など、地域関係者の認識、理解を得ながら、作成を進めていくことも大切と考えます。

どのように取り組んでいかれますか、見解をお聞かせください。

総務部長 社会福祉協議会をはじめとする福祉団体や自主防災会、自治会、民生委員等には十分説明を行い、計画の趣旨、地域関係者の協力の必要性を理解していただき、町と地域関係者、福祉団体等が取り組んでいくために、連携を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 災害発生時に地域で助け合い、関係機関との連携で、逃げ遅れゼロに向けた地域の絆の強化を目指し、命を守るための取組となるよう願いますが、見解をお聞かせ願います。

総務部長 災害時に被害を受ける割合の高い要支援者については、日常、支援を行っているケアマネジャーなどの福祉専門職が災害時に避難を促すことは限界があり、地域の自主防災会・自治会をはじめ、共助による支援を強化することが重要であります。

しかしながら、プライバシーの問題や地域コミュニティの希薄化により、ますます要支援者が孤立し、災害時に逃げ遅れることが考えられます。そのため、個別の避難に関して関係者が集まり、計画を作成することにより、避難の必要性や地域の理解を深めることによって、要支援者が1人でも多く災害から命を守ることができるよう、計画作成を関係課と連携し、取り組んでまいります。

以上でございます。

川嶋議員 近年の災害においても、高齢者や障害者の方が犠牲となっていることが多く、災害における全体の死者のうち、65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%だったとの統計が出ております。

災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要と考えます。関係部局との連携・協議に一体となって取り組んでいただき、自治会単位などでは住民向けのワークショップ等を開催するなど、防災に対する機運を高め、地域の避難に対する考え方なども理解していただき、共通認識を持った取組をお願いいたします。

災害弱者の命を守るための個別避難計画の早期作成に努めていただけるよう強く要望し、1点目の質問を終わります。

続きまして、2点目、「妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援について」。

本年10月28日に決定した政府の総合経済対策に、子育て支援に関して「伴走型相談支援の充実を図る」ことが盛り込まれました。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であり、妊娠期から出産・産後・育児期の各段階に応じた寄り添いと相談体制により、きめ細かく関わることで、困っている妊婦や子育て中の親に対し、ニーズに即した支援を切れ目なく届けるのが目的とされております。

本町の現在の取組と、さらなる支援充実に対するお考えをお聞かせください。

健康福祉部長 続きまして、「妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援」についてでございます。

現在の伴走型支援の取組といたしましては、すこやか推進課に設置しております子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の方と全数面接を行い、一緒にマタニティプランシートを作成することで、出産までに必要な準備や経過の見通しができるように支援するとともに、御夫婦で、妊娠期の過ごし方や出産後の育児のイメージを持ち、安心して出産・育児ができるよう、土曜日・日曜日にパパママクラスを実施しております。

また、面接時に記入していただく妊婦アンケートの各項目のアセスメントにより、出産までに、よりきめ細やかな支援を必要とする要フォロー妊婦や特定妊婦と判断した方については、妊娠中から電話や訪問等で定期的に支援を継続し、出産後早期に、こんにちは赤ちゃん訪問や産後ケア事業、産前産後ヘルパー派遣事業などの必要な支援が開始できるように努めております。

お子様の成長とともに、育児に関する御相談の内容や必要な支援の内容も変化してまいりますので、医療機関や子育て関係機関との連携を図りつつ、育児相談や乳幼児健診、家庭訪問等の母子保健サービスを通じて、妊娠期からの継続した支援を実施してまいります。

また、さらなる支援充実についてでございますが、令和4年11月9日付で、国から「妊婦・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）について」の通知が発出され、国の令和4年度第2次補正予算において、新たな事業予算が計上されております。

同事業の内容といたしましては、妊娠届出時より、妊婦の方や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施するものでございます。

なお、経済的支援といたしましては、令和4年4月以降に出生された全ての方を対象に、出産・子育て応援ギフトとして、妊娠届出時及び出生届出後の合計10万円相当とされており、負担割合は、国が3分の2、都道府県が6分の1、市町村が6分の1となっております。

今後、本事業の実施要綱等の詳細が示されるものと認識しておりますので、国の動向等を注視しながら、事業の実施に向けて検討を進めてまいります。

以上でございます。

川嶋議員 本町での現在の伴走型支援については、種々きめ細かく取り組んでおられることは大変評価いたします。

妊娠届出時に、妊婦の方と全数面接を行い、マタニティプランシートを作成し、また面接時の妊婦アンケートも実施されております。

それぞれの項目と、内容をお伺いいたします。

健康福祉部長 妊婦アンケートは、出産予定病院や里帰りの予定の有無、支援者の状況、身体的・精神的疾患の治療歴、本人や家族の喫煙歴、相談の有無等の内容となっております。

マタニティプランシートは、妊娠中をどのように過ごしたいかという気持ちと気になることを妊婦の方に記入していただき、妊娠初期・中期・後期・出産後の妊婦の方や家族ができることと利用できるサービスを、面接者と一緒にチェックできる内容となっております。

妊娠届出時には、妊婦アンケートの記載内容を基に面接を行い、妊婦の方の状況や気持ちを確認し、初めての御出産の場合はパパママクラスを御案内したり、2人目以降の御出産の場合には、「入院時の上の子の預け先を探す」という項目にチェックをする等、個々に応じたプランを、妊婦の方と一緒に作成しております。

また、マタニティプランシートには、面接者と地区担当保健師氏名、母子保健コーディネーターや地区担当保健師から連絡する時期、連絡方法を記載して、母子健康手帳とともにお渡しし、妊娠中から身近に相談できる支援者がいる旨をお伝えをしております。

以上でございます。

川嶋議員 妊娠届出時より、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るための事業となりますが、新たな取組についてのお考えはあるのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 現段階で国が示している伴走型相談支援といたしましては、妊婦の方や産婦の方と原則全数面接を行うこととされており、面接を実施するタイミングとしては、1回目は妊娠届出時、2回目が妊娠8か月前後、3回目が出産届出から乳児全戸訪問までの間とされております。

先ほど御答弁いたしましたとおり、本町では妊娠届出時に、母子保健コーディネーター等の専門職が全数面接を行い、必要な方には、妊娠中から継続して支援をしております。また、出産後には、こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）として、助産師、保健師が全数家庭訪問しておりますので、これらの取組につきましては、今後も継続して行ってまいりたいと考えております。

現状では、妊娠中の方の支援については、全数ではなく、必要な方に対して行っておりますことから、妊娠8か月前後の妊婦の方に対する面談につきましては、新たな取組として実施予定でございます。

以上でございます。

川嶋議員 妊娠8か月頃の面接は、出産を間近に控えた出産準備や産後のことをより具体的に考え始める時期でもあり、産前休暇を取得し始めるタイミングでもあるかと思えます。どのように取り組まれるお考えか、お聞かせください。

健康福祉部長 国が示している実施方法では、妊娠7か月頃の妊婦に対してのアンケートを送付し、面接希望者やアンケート結果により、支援が必要な方に対して面接を行うこととされております。

本町におきましても、既に継続支援をしている妊婦の方も含め、妊娠8か月の時点でアンケートを送付し、出産に向けた準備や出産後のサポート体制等について把握し、希望される方や支援が必要な方に対して面接を行い、出産後の見通しが立てられるよう、寄り添いながら支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 令和4年4月以降に産まれた全ての方を対象に、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る目的で、妊娠届出時及び出生届出後に合計10万円の経済的支援について、支援のタイミング、支給形態、遡及適用者への支給方法等、どのように取り組まれるお考えか、お聞かせください。

また、家事支援サービスの利用料助成や育児用品の購入費の助成など、町独自の経済的支援の現状についても、お聞かせください。

健康福祉部長 経済的支援につきましては、伴走型相談支援と一体的に実施することとなっております。

出産応援ギフト（5万円相当）は、妊娠届出時の面談後に申請をしていただいた上で支給、子育て応援ギフト（5万円相当）は、出産後に実施しているこんにちは赤ちゃん訪問実施後に、同様に申請していただき、支給する予定としております。

また、対象者の方のうち、既に出産された方につきましては、アンケートを送付し、回答があった方に対して、出産応援ギフトと子育て応援ギフトをまとめて支給（合わせて10万円相当）することになっております。

ギフトの支給形態等の詳細につきましては、現在、検討を進めておりますが、今後、

12月中には国から本事業の実施要領等の詳細が示されるものと認識しておりますので、実施要領等を確認いたしました後、できるだけ早期に事業実施できるよう事務を進めてまいります。

また、町独自の経済的支援の現状についてでございますが、育児用品の購入費助成については実施をしておりませんが、産前・産後ヘルパー派遣事業や産後ケア事業において、生計の主軸となる生計中心者の所得等に応じて、利用料の自己負担額の減額や減免を行っております。

以上でございます。

川嶋議員 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援として、伴走型相談支援の取組は最重要であり、また、昨今の物価高騰による打撃は、子育て世代の方々にとって大変大きなものと考えます。

相談支援、経済的支援の両輪で充実を図り、産み育てやすい環境づくりの向上を目指し、本町の子育て環境がより安心、充実した取組となるよう、また、これらの事業に関しましては継続的な支援となるよう要望し、2問目の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

東田議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時32分～午前10時32分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員 これより、通告に基づいて、2022年12月定例会議の一般質問を行います。

1つ目の質問として、「『香害』についてさらに進んだ取り組みを」についてです。

香害（香りの害）については、以前も一般質問で取り上げましたが、今回、質問するに当たり、改めて確認をしたいと思います。

香害は、柔軟剤や化粧品などの日用品に含まれる人工香料によって、頭痛や倦怠感など、様々な健康被害が生じることを言います。マイクロカプセルなどに人工香料や化学物質を包み込んで、長い時間、その効果を持続させる技術によって、化学物質にさらされる時間が、その量が急増しています。

化学物質は、知らず知らずに私たちの体内に蓄積をして、ある日、突然発症する。そして、発症してしまうと、ごく微量の化学物質であっても過剰に反応するようになって、それを完治させることは難しいとされています。

身の回りに化学物質があふれている今の状況の中では、自分で柔軟剤や抗菌剤の使用を控えていても、周りの人から発せられる香料などで症状を引き起こしてしまうために、対策には周囲の理解が不可欠です。ですが、この健康被害がまだ認知度が低いために、より多くの人に知ってもらうためには、国や自治体の積極的な取組が欠かせないのです。

そこで、島本町において、「香害」「化学物質過敏症」について、町のホームページを使った啓発や周知に取り組めないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

都市創造部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「『香害』についてさらに進んだ取り組みを」のうち、「『香害』『化学物質過敏症』」についての啓発・周知」についてでございます。

香害に関する啓発・周知につきましては、平成30年度及び昨年度の広報しまもとにおきまして、柔軟仕上げ剤の使用などに関する消費者啓発の記事を掲載させていただき、住民の皆様へ広く周知を行いました。また、消費啓発担当課であるにぎわい創造課から各課へ、国が作成したポスターに関する情報提供を行い、役場庁舎をはじめ、ふれあいセンターなどの住民の皆様が利用する公共施設に、現在もポスターの掲示を行っております。

消費啓発施策においては、様々な課題がある中で、特に相談が多い案件やメディアで話題となっている案件などについて、広報しまもと、パンフレットの配架などで随時啓発を行っているところであり、お尋ねのホームページでの消費啓発施策としては、新型コロナウイルスに便乗した悪質商法、ヤミ金融業者、成年年齢の引き下げに関する情報のページをはじめ、独立行政法人国民生活センターのホームページを紹介し、消費者問題に関する様々な案件が閲覧できるような対応を行っております。

なお、御指摘の本町のホームページ内には、香害に特化したページは現時点で作成いたしておりませんが、他市町村において掲載を行っている先進事例もございますことから、これらの内容を参考に、今後、本町においても掲載を行ってまいります。

以上でございます。

永山議員 まずは、香害（香りの害）は、健康被害として懸念される問題であって、消費者問題として御答弁いただいたことについては、若干の違和感のあるところですが。これについては、昨年度の一般質問で、既ににぎわい創造課のほうで御答弁をいただいた経緯やその後の取組を含めての御答弁であったと受け止めています。

その答弁内容についてです。

ホームページに掲載、これを取り組んでいただけるということですね。これまで本町では、広報への記事の掲載に加えて、国が作成した「その香り 困っている人がいるかも？」というポスターを、この庁舎内だけで4か所で掲示されています。ホームページへの掲載は、この取組を前進させるものと評価をいたします。

ただ、重要なのは、香害は日常生活の中の健康被害であるという点です。消費者問題として取り組んでいただくことは重要ですが、消費者問題は、多くの場合、消費者と圧倒的に力の差がある企業との間のトラブル救済などを指すことが多く、香害の問題は、純粋な消費者問題だけで解決できることではないということを、指摘しておきたいと思っております。

ホームページに掲載いただく点について、2つのことを確認したいと思います。

ホームページの掲載に当たっては、今、申し上げましたとおり、健康上の被害であるという点を明確にした発信ができるのかどうか。また、掲載の方法をどうするのかという点です。

現在の町のホームページは、これを見ますと、悪質商法や成年年齢の引き下げに関する問題については、ただ関係先のページをリンクで貼っているだけになっています。香害についても同様の取扱いを予定しているのか、あるいは、町が主体的に問題意識を持って、1つの記事として掲載をする想定なのかをお伺いします。

都市創造部長 消費者問題の啓発を行う上で、今回の香害に関する問題は、消費者庁が厚生労働省などと連携して対応している案件であり、体調に異変を来す方々に対する配慮を求める内容であることも考慮しながら、情報発信を行う予定といたしております。

なお、ホームページ上に掲載していない自治体も多い中で、町として情報発信を行うということは、主体性を持った取組であるものと考えておりますが、具体的な掲載内容につきましては、国が示す情報等を基本とし、既に掲載を行っている他市町村のホームページ等を参考にしながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ほかの自治体を参考にされるということで、北摂で言えば、茨木市や高槻市、吹田市も既にホームページの掲載を行っています。そのほかにも、全国で幾つもある参考にできる団体がありますので、ぜひ検討をして、本町でも理解を深めていただきたいと思っております。

今、取り上げた自治体では、理解を広げるために、ホームページへの記事の掲載だけではなく、国作成のポスターとは別の、自治体の啓発のオリジナルポスターを作成しています。

そこで、次の質問として、広報しまもとの特集記事の企画実現とこれに並行したオリジナルポスターの作成にも取組を広げられるか、伺いたいと思います。

都市創造部長 次に、「広報しまもとの特集及びオリジナルポスターの作成」についてでございます。

多種多様な消費者トラブルの事例がある中で、香害のみに特化した形で、広報しまもとの特集記事やオリジナルのポスターを作成することは予定いたしておりませんが、今後、消費啓発を特集記事のテーマとして扱う際などには、他の事例と併せて、掲載内容について総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 御答弁いただきましたが、香害という問題は、消費者問題という分野の中でも、住民の健康に関わる1つの大きなテーマである、そのようにしっかりと認識をした、今後取り組んでいく、そういう御答弁であると受け止めていますが、その理解でよろしい

のか、今一度、お伺いします。

都市創造部長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、今回の香害に関する問題は、消費者庁が厚生労働省などと連携して対応している案件でありますことから、本町としても同様に、関係部局と連携をしながら対応をしてまいります。

なお、消費者庁においても、本案件につきましては、科学的見地に基づく実態解明が完全になされていない状況の中で、慎重な対応を取られているものと認識いたしておりますことから、本町の消費啓発施策としては、独自の判断基準で情報発信することは現時点で想定いたしておりません。

しかしながら、実態として、現在も多くの方々が苦しんでおられる中で、町としてどのような啓発を行うかにつきましては、健康福祉部と連携を行いながら適宜対応してまいるとともに、今後の国の方針等を注視しながら、本町においても、必要に応じて適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 ただいま、御答弁の中に「健康福祉部との連携」という御発言がありました。

香害は、健康上の被害を中心に、環境にも関連する問題であって、各課横断的に関連する問題であると言えます。ただ、ほかの多くの自治体を見ると、健康・保健衛生に関わる部署で扱うところが多いようです。

そこで、本町において、住民の健康・福祉を担っている健康福祉部でも、同様にホームページ上での記事の掲載、広報への記事の掲載、そして、オリジナルポスターの作成について取り組むことが可能でしょうか、健康福祉部の御答弁を求めます。

健康福祉部長 健康福祉部としての取組についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、香害につきましては、消費者啓発や環境、化学物質過敏症など、複数の視点での周知や広報啓発が可能でございます。健康福祉部といたしましては、従来から周知啓発しております受動喫煙対策の取組のように、化学物質過敏症に対する住民の皆様の理解や周囲への配慮が深まるよう、効果的な啓発の手法について、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今の御答弁、とても前向きなものと受け止めました。

昨年度の受動喫煙に関する広報の記事、これは分かりやすく、踏み込んだものとなっていました。化学物質過敏症についても、積極的な情報発信に取り組まれることを期待したいと思います。

では、子供たちを取り巻く環境という点で、学校現場に視点を移して、お伺いをしたいと思います。

安心できる学びの環境、学校現場での取組として、まず、香害についてどのような認識に立っているか。保育や学校現場での「香り」について、教育委員会としての御見解

をお伺いします。

教育こども部長 次に、「保育・学校現場での『香り』についての教育委員会としての見解」についてでございます。

「香り」は、人の感情や行動に様々な効果を与えるものであり、自分にとっては心地よい香りでも、他の人にとっては不快な場合や具合が悪くなることもあります。柔軟剤や洗剤だけでなく、香水や整髪料、シャンプーや制汗剤などに含まれる人工的な香料を使用したものに対して、敏感に反応する体質をお持ちの方が、頭痛や吐き気などの症状に悩まされる方もおられると認識をいたしております。

このような症状に悩まされる「香害」、「香り害」と申しますが、この香害については、教職員や保護者の理解が必要不可欠であり、教室に入れない、学校に通えないなどのことがないように、配慮が必要であると考えております。

以上でございます。

永山議員 教職員、保護者の方の理解が不可欠とする点については、全くそのとおりであると考えます。

では、香害について、教職員の理解、問題意識は、今現在、どのようになっているのでしょうか。同様に、保育所・幼稚園での理解と問題意識もお答えください。

教育こども部長 次に、「教職員の理解、問題意識、保育所・幼稚園での理解と問題意識」についてでございます。

「香害」につきましては、各小・中学校、幼稚園及び保育所において、職員会議等の場で周知し、教職員全体での共通理解を図っているところでございます。また、各施設において広く周知し、理解を得るために、国の作成した啓発ポスターを掲示しておりますが、まだまだ香害に対する教職員の理解が十分でないとの認識をいたしております。

いずれにいたしましても、全ての子供たちが安心・安全な学校生活を送ることができるように努めるという観点に立ち、今後、より一層、教職員全体で「香害」に係る共通理解を深めてまいりたいと考えております。

永山議員 職員会議で話題にし、施設内でポスター掲示を行っているけれども、まだ十分な理解が進んでいないという実情が分かりましたので、まずは、教職員の理解を深める取組を確実に進めていただきたいと思っております。

次に、具体的な取組を伺います。

本町教育委員会から、保護者宛てに、「香りの害」について通知や連絡文を発送して、理解を求めるということは可能でしょうか。ほかの自治体では、教育委員会が保護者宛てに、「香り」について配慮を求めると通知を複数回発していることから、お伺いをいたします。

教育こども部長 「保護者宛ての通知、連絡文発送の実現」についてでございます。

令和3年8月17日付、教保第1874号にて、大阪府教育庁教育振興室保健体育課長から

市町村教育委員会に対し、「香りの配慮に関する啓発資料の活用について」という表題で、依頼文書の送付がありました。本町におきましては、この依頼文書を受け、同月24日付で各学校園長に対し、啓発資料の活用について周知をしたところでございます。

なお、各小・中学校の保護者への通知及び連絡につきましては、毎年、学校教育上、重要な役割を果たしている教科書を使用することで体調が悪くなるという化学物質過敏症の児童生徒の事例報告を踏まえ、これらの児童生徒が安心して授業を受けることができるよう、求めに応じた対応本を配付しており、今年度におきましても、5月末頃に、本町の各小・中学校に対し、この対応本について周知したところでございます。

保護者への周知につきましては、「香り」についての様々な受止め方があることにも配慮し、啓発ポスター及び対応本の存在を周知することで、「香害」についての理解を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今の御答弁、残念ながら、現時点では化学物質等への対応本を周知する、ポスターによる啓発を行う、それ以上の取組は示せないものと理解をいたしました。

保護者の間にも様々な受け止め方があって、「香り」については、趣味や嗜好の問題という側面も否定することはできません。しかし、この香害という問題は、その本質は、化学物質への曝露ということです。今、香りを楽しんでいる人にとっても、無関係の被害ではないということを理解しておかなければなりません。このことを念頭に、今後の対応について、教育委員会には改めて御検討していただきたいと思っております。

では、もう1つ、具体的な取組を伺います。

児童生徒の健康状態などを把握するために、家庭において記入する健康票、家庭連絡簿というのがございます。これに、香害、化学物質過敏症について、関連する項目を追加する、案内に加えるということは可能でしょうか。これらの項目を積極的に取り入れている自治体もありますが、いかがでしょうか。

教育こども部長 次に、「保健票、家庭連絡簿への『香害』に関する項目や記載の案内」についてでございます。

学校が児童生徒の健康状態を把握し、在学中の健康管理の参考とする保健票や、学校が児童生徒の家庭の状況等を把握するために参考とする家庭連絡簿につきましては、各小・中学校において毎年度当初に各家庭に配付し、新しい様式に記入、もしくは記入済みのもので加筆して提出していただくものでございます。

児童生徒の実態把握をするための有効な手段の1つでありますことから、化学物質過敏症を含めた「香害」等に関わる項目についても、保健票もしくは家庭連絡簿への追加について、今後、学校現場の意見を踏まえた上で、検討してまいりたいと考えております。

永山議員 子供の健康に直結することですので、ぜひ、取り組んでいただきたいと思いま

す。学校現場でこれを議論していただく中で、教職員の理解もさらに深まるものと考えます。

1 番目の質問の最後の 1 問です。

香害問題について、教育現場から見える課題について、教育長のお考えをお伺いしたいと思います。お願いします。

中村教育長 次に、「教育現場から見える課題」についてでございます。

現時点における教育現場から見える課題といたしましては、まずは、教職員や保護者への「香害（香り害）」についての正しい理解を深めることです。その上で、全ての子供たちが安心安全な学校生活を送ることができるよう、「香害（香り害）」で悩む児童生徒の実態を把握するとともに、様々な感覚を持っている人への配慮と、お互いの違いを認め合える学習環境を築いていくことが重要であると認識いたしております。

以上でございます。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

（午前10時53分～午前11時10分まで休憩）

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永山議員 引き続き、2つ目の質問として、「財政収支見通しの在り方について」を伺ってまいります。

町財政において、将来を見通した安定した財政運営が求められています。そのために重要な役割を担っているのが財政収支見通しですが、島本町の財政を見ると、普通会計中期財政収支見通しと島本町中長期財政シミュレーションというのが存在しています。

そもそも、なぜ、中期財政収支見通しと島本町中長期財政シミュレーションといった2種類の収支見通しが重複して存在することになったのか。その理由と、それぞれの設置目的、また、その相違点について、御説明をお願いします。

総務部長 続きまして、2点目の「財政見通しの在り方について」のうち、「見通し、シミュレーションが2種類存在した理由等」についてでございます。

令和2年度に大阪府におかれまして、財政基盤が脆弱である町村の将来課題への対応策の検討などを個別にサポートする取組の1つとして、府と府内10町村が共同で「町村の将来のあり方に関する勉強会」を立ち上げられました。

一部自治体におかれましては、財政収支見通しに関連する資料を作成されていない状況もあったことから、課題解決の1つの手法として、大阪府と共同で中長期財政シミュレーションを作成することとなったものの、本町におきましては、これまでも町独自で普通会計中期財政収支見通しを作成していたことから、結果として、収支見通しに関する資料が、この間、2種類存在することとなりました。

それぞれの作成目的といたしましては、町の普通会計中期財政収支見通しにつきましては、現在の財政状況等から将来の収支を推計し、今後の財政運営の参考とするために

作成しておりました。一方、大阪府と共同で作成いたしました中長期財政シミュレーションにつきましては、将来の課題が長期的財政収支にどのような影響を与えるか分析するとともに、広域連携や行財政改革の推進などの取組を検討するために作成するものと聞き及んでおります。

また、それぞれの相違点についてでございますが、1点目といたしまして、推計期間を町では5年間としているものの、府との共同作成分では15年間としていること。2点目といたしまして、収支不足時の基金取崩しを、町では普通会計の全基金を対象としているものの、府との共同分では財政調整基金のみで行うこと。3点目といたしまして、建設事業費の推計を、町では各課に照会した数値を基に行っているものの、府との共同分では、過去の決算額の平均値に、今後、各自治体の特有の理由により想定される大型事業費を盛り込んだ算定になっていること。4点目といたしまして、その他各数値につきまして、直近の決算額に対する伸び率の推計などで、相違点があるものと認識しております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、経緯とそれぞれの目的については分かりました。

では、両者の正確性、精度という点はどうでしょうか。推計期間については、どうでしょう。5年間という短い期間で見通しを立てる町独自の収支見通しのほうが、大阪府と共同作成する中長期財政シミュレーションよりも精度が上がるといったことはあるのでしょうか。

また、収支不足の基金取崩しについてですが、府との共同作成分では、収支不足に際して、島本町基金条例に設けられた13ある基金のうちで、財政調整基金だけを取崩しの対象とするという、実際とかけ離れた前提が取られていて、これもまた町作成に比べて精度を欠くのではないのか。

さらに、建設事業費についてはどうか。町では、各課が上げた具体的な数字を基にするのに対し、共同作成分は推計値を用いるということ。こうした点でも、やはり、共同作成分よりも、これまで町が作成していたもののほうが精度が高いのではないのか。

最後に、用いる係数の違いについても、その精度、影響を及ぼすものかどうか。

これら4点について、御説明ください。

総務部長 まず、相違点、1点目についてでございます。

通常、推計期間が長くなるほど、後年の精度は下がるものと認識しておりますが、町作成分、大阪府の共同作成分、ともに前年度の決算を基に一定の係数を掛けての推計であることから、同じ5年以内の範囲であれば、精度に差はないものと考えております。なお、大阪府との共同作成分につきましては、本町作成分と比較し、より長期的な見通しとなっているものでございます。

次に、相違点の2点目でございます。

財源不足が生じた際に、本町が保有する基金のうち、どの基金を活用し取崩しを行うか等の判断によるものであり、基金全体の保有額が変動するものではないことから、精度自体に影響を与えるものではございません。なお、大阪府との共同作成分につきまして、令和3年度決算を基とした令和4年度推計に当たりましては、ホームページ等への公表に際しまして、財政調整基金以外の各種基金が所定の目的に応じて活用できることを明示するとともに、推計内に各種基金保有額の記載が可能であるか等、大阪府と協議してまいりたいと考えております。

次に、相違点の3点目でございます。

各課への照会により予定する工事を積み上げる手法につきましては、実施設計等を行っておらず、見込額で報告される工事もあるほか、突発的な工事や制度変更による財源の変更等も想定されます。このため、大阪府との共同作成分の推計方法である実績額を基に推計するものと比較し、どちらの精度が高いかにつきましては、一概に申し上げることはできないものと考えております。

次に、相違点の4点目でございます。

町作成分と大阪府との共同作成分に用いる係数に違いはあるものの、いずれも過去の伸び率等を勘案し、機械的に推計しているものであることから、この点に関しましては、どちらの精度が高いかにつきましては、一概に申し上げることはできないものでございます。

以上でございます。

永山議員 今の御答弁から、多少の差はあれど、精度は似たり寄ったりであり、どちらがよいとか、単純には言い切れないということは理解いたしました。

1点、基金の取崩しについて確認をしておきたいのですが、これまで、町の推計においても、個別の事業と各基金とについて、綿密な見通しを立てていたわけではないと考えていいのでしょうか。

つまり、府と共同作成をしたシミュレーションの基金残高の数字、これに財政調整基金以外の残り12基金の残高を加えれば、これまで町が作成してきた収支見通しと結果的にほぼ同じ結論に落ち着いてくるということで、よろしいのでしょうか。

総務部長 町作成分の推計につきましては、前年度決算を基に、現在の財政状況がそのまま続いた場合、どのように推移していくのかということの基本として行っていたものであり、将来予測を緻密に行っていたものではございません。

また、大阪府との共同作成分につきましても、町作成分と推計方法はほとんど同じであるため、採用する伸び率の違い等により数値の増減はあり、収支不足額について、財政調整基金のみを取り崩すのか、他の基金も含むのかという違いはあるものの、収支の方向性としては同様であるものと認識いたしております。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御説明、了解いたしました。

ただ、府と共同作成された中長期財政シミュレーションでは、表の上では、基金の残高がわずかとなってしまって、財政再建団体に転落してしまうのではというような印象を抱かせるおそれがあると思います。また、データの切り取り方によっては、いたずらに不安を煽るようなことにもなりかねません。

財政状況を正しく理解するという事は、住民自治という観点からも、大変重要ですが……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。今後も、住民の町財政への正しい理解に十分配慮をして、誤解を生じさせない、適切な情報提供に取り組んでいただきたい、取り組まねばならないと思います。

では、次に、これまで島本町単独で作成をしてきた中期財政収支見通しの作成中止の方針を固められたことについてを伺いたいと思います。

作成中止に至った要因、中止することのメリットとデメリットについて、お答えください。

総務部長 次に、「普通会計収支見通しの作成中止に至った要因等」についてでございます。

本町で作成しておりました普通会計中期収支見通しの作成を中止した経緯でございますが、何より、推計方法の違いはあれど、同様な収支見通しを複数作成する必要がないことが理由でございます。

また、将来の財政状況を推計するための資料が2種類存在した場合、その差異の分析等への事務負担が発生すること及び住民の方々などに混乱が生じる可能性があることと併せ、当面の間、継続して府との共同作成が行われると聞き及んでいることなどから、町の普通会計中期収支見通しについては作成を中止し、府との共同作成分である中長期財政シミュレーションに一本化したものでございます。

なお、町独自の作成を中止したことによるメリットといたしましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、住民の方々などに混乱が生じないこと、事務負担を軽減できること及びおおむね同じルールで算定することから、他町村との財政比較が容易に行うことができることなどがございます。

一方、デメリットといたしましては、府との共同作成分は、他の町村との調整があることなどから、おおむね年度末に完成することとなり、お示しさせていただく時期がこれまでと比べますと遅くなること及び一定のルール、様式に基づいて作成することから、町特有の決算状況や掲載したい情報が、必ずしも府の推計には反映されないことが想定されるものでございます。

以上でございます。

永山議員 これまでの御答弁の内容から、収支見通しの一本化については、事務作業の効率化という観点から、ある程度、理解ができるものと受止めました。

ただ、デメリットとして挙げられたシミュレーションの完成時期が年度末になること、これについては、問題はないでしょうか。

収支見通しは将来的な予測を次の予算編成に生かすという役割があります。このことは、地方公共団体金融支援機構が作成した収支見通しに関する報告書の中でも触れられています。この点からすると、収支見通しの完成が予算編成を終えた後というのは、問題があるのではないですか。

また、予算審議に当たって、議員、議会に一定の収支見通しも示されないことについて、これをよしとするものなのか、お考えを聞きたいと思います。

総務部長 従来の収支見通しにおきまして、各課に照会していた建設事業費の見込みにつきましては、現在も予算作成時に継続して実施しております。

御指摘のシミュレーション時期が遅れることによる予算編成への影響についてでございますが、前年度決算等を基に、各部へのヒアリング、町長査定等を行っていることから、特に支障となるとは考えてはおりません。

また、これまでは町作成分を決算委員会開催時にお示ししておりましたが、今年度から、大阪府との共同作成分を予算委員会開催時にお示しさせていただき予定といたしており、お示しする時期は遅れるものの、議員の皆様方には、予算委員会等で御審議いただけるものと認識いたしております。

以上でございます。

永山議員 予算編成においては、独自の収支見通しそのものは作成はしないものの、歳出の見通しについて、建設事業費見込みは、これまでどおり作成を継続させるということは分かりました。

また、時期がずれ込むものの、予算審議に間に合うように、何らかの見通しを議員に示す予定であるということも分かりました。

最後になりますが、今後の「財政収支見通しの在り方」についての改善点について、お考えをお伺いしたいと思います。

総務部長 次に、「今後の財政状況見通しの在り方」についてでございます。

先程も御答弁申し上げましたとおり、統一ルール化することで、掲載されない町特有の決算状況・情報として、各町村により基金の設置目的が異なることから、統一的な取扱いは難しいものの、財政調整基金以外の基金の活用方法やその他の事項について、府との共同作成である中長期財政シミュレーションに反映することができるよう要望していくほか、町のホームページにおきましても、必要に応じ、補足説明をしてみたいと考えております。

また、「島本町のおさいふ事情」におきましても、府との共同作成分である中長期財政シミュレーションの結果を掲載するとともに、分かりやすい解説に努めてまいります。

以上でございます。

永山議員 ここまで、町独自の収支見通しの作成を中止することの妥当性について質問を
してまいりましたが、民主的な財政運営を目指す上では、町財政に関わる情報は行政・
議会・住民それぞれが共有できるということが最も重要です。

今回の事務の見直しと併せて、議会、住民への正しい情報の共有ということにも取り
組んでいただきたいと思います。

具体的には、財政シミュレーション推計表の基金残高の項目に、他の12基金の残高も
盛り込む、あるいは、これを補完する資料の提供を実施すること。また、議会へ引き続
き建設事業費の見込みを示すことです。

以上の必要性をしっかりと認識の上で、これらを実現していただくことを強く求め、
私の質問を終わります。

東田議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員 1点目、「PPP（官民連携）／PFI推進について」。

国では、令和3年6月に「PPP／PFI推進アクションプラン」を改正したことを
はじめ、地方公共団体等へのPPP／PFI導入促進に向けた積極的な支援等を実施し
ていますが、地方公共団体におけるPPP／PFIの導入実績には、人口の規模等によ
り大きな差があり、特に人口20万人未満の地方公共団体においてPPP／PFIの導入
が進んでいない現状に、以下を伺ってまいります。

本町行政を鑑みますと、当然、大阪府のバックアップがないと、進捗を図るには厳し
い現実もあろうかと推測できますが、①まずは、本町としてPPP／PFIの必要性に
対し、どのような見解をお持ちか、お伺いします。

総合政策部長 それでは、伊集院議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

まず、1点目「PPP（官民連携）／PFI推進について」のうち、「本町の見解」
についてでございます。

PPP／PFIの必要性につきましては、本町といたしましても、公共施設の整備、
管理運営をしていく上で、民間の資金や経営能力・技術力などのノウハウを活用してい
くことは有意義であると認識しており、PFIはその手法の1つであると考えておりま
す。

過去には、「島本町新庁舎建設基本計画」の中で、設計、施工、維持管理を包括的に
委託するPFIの手法と町が設計や工事を直接発注する従来の手法などを比較検討を
行ったこともございます。比較の結果、PFIは事前の導入可能性調査などに時間を要
し、事業期間が長くなることや物価変動への対応が困難なことから、従来の手法を選
択しましたが、今後、公共施設を整備する際には、PFIを手法の1つとして、検討し
ていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 今後の部分、お聞きしました。

私も会派としても、長年「ありとあらゆる公共施設の老朽化・耐震化に対して、計画を立てていくべき」と訴えまして、島本町も、この公共施設総合管理計画を策定いただき、また、見直しにおいても、計画の中間地点での改定版も、先般作成いただいたところであります。

この改定版におきまして、本町として、多額の費用を要するであろう施設や課題施設等の認識を改めてお伺いします。

総合政策部長 公共施設総合管理計画につきましては、令和4年3月に改定しており、その基本的な方針の中で、施設保有量の圧縮を掲げております。策定当初の平成28年度から現在にかけて、施設数は46施設から44施設に圧縮するとともに、個別施設の長寿命化計画を策定するなどして、特定財源を最大限活用し、今後の維持管理費用についても、できる限り削減していくこととしております。

一方、耐震化できていない施設や老朽化が進んでいる施設などもありますことから、今後においては、PFIなどの手法も検討の上、公共施設の効率的・効果的な整備、管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 44施設へと圧縮された部分、前倒しをしながら頑張っていたいただいと、一定の評価はしております。

そこで、「民間能力の活用」、これについてお伺いします。

現在、日本におけるPFI事業の数は、令和2年度の末時点で875件から、現時点においても着実に増加傾向であります。島本町においても、やはり、町民サービス向上や公的負担抑制への観点等から、インフラの整備や維持管理等における民間能力の活用が重要と考えております。

まずは、これまでの取組をお伺いいたします。

総合政策部長 次に、「これまでの取組」についてでございます。

公共施設の整備において、民間の能力を活用したPFI事業の実績はありませんが、PPP（官民連携）の1つである指定管理者制度を用いて、旧やまぶき園の運営を行っていたことやふれあいセンターの維持管理・運営に民間活力を活用しております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

それでは、③の「最優先検討規程の作成について」、お伺いします。

令和3年6月、内閣府及び総務省の連名で、PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定に関する要請が、各自治体に発出されたところです。

本町においては、このPPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定状況はどうなっていますか、伺うとともに、大阪府の策定状況は調査されているか、お伺いいたします。

総合政策部長 次に、「PPP／PFI手法導入優先的検討規程の策定状況」についてでございます。

PPP／PFI手法導入優先的検討規程とは、公共施設の整備等を行う際、従来の手法に優先して、PFI手法を導入するかどうかを検討する基準を定めるものと認識しております。優先規程の策定につきましては、内閣府及び総務省の要請では、人口10万人以上の団体については、令和5年度末までに策定することとされておりますが、人口10万人未満の団体においては、必要に応じて取り組むこととされております。

内閣府が策定している「多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針」において、対象事業は10億円以上と規定されております。

このため、本町においては、PPP／PFI手法導入優先規程を定めても、対象となる事業がほとんどないことから、現在、策定する予定はございませんが、今後、公共施設の新規整備や建て替え等の事業を進める際には、PFIを手法の1つとして検討していく必要があると考えております。

なお、令和3年3月末時点でございますが、府内では政令指定都市を除くと、7団体が優先規程を策定されており、いずれも人口20万人以上の団体となっております。

以上でございます。

伊集院議員 その対象事業の10億円以上と規定されている点において、対象事業を複数施設等、例えばスポーツ関係とか、消防関係とか、どういうふうなくくり方にするかは別として、施設の合わせた対象ということで持っていくことも可能なのか。1点の施設だけではなく、複合的な施設というか、事業、この点は合わせても可能かどうかをお伺いします。

総合政策部長 お尋ねの件につきましては、複数施設をまとめてPFI事業を導入するかの検討の対象とすることは可能となっております。

以上でございます。

伊集院議員 現時点の対象事業の規程、指針においての内容において、御答弁いただきました。しかしながら、本町としても、複合的にしていくこともいろいろ鑑みて、検討ぐらいは可能かと思っております。

そこで、④です。

「地域プラットフォーム等への参画状況について」、お伺いします。

現在、全国各地で地域プラットフォームや内閣府・国交省と協定を結んだ協定プラットフォームが形成され、官民対話等を通じて、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力、提案力、事業推進力の向上を図り、その能力や提案を活用したPPP／PFI事業の形成につながっていると聞き及びます。

まず、本町の参画状況をお伺いします。

総合政策部長 次に、「地域プラットフォーム等への参画状況」についてでございます。

PPP／PFI地域プラットフォームとは、地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、PPP／PFI事業のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体的なPPP／PFI案件の形成を目指した取組であると認識しておりますが、大阪府内に、PPP／PFI地域プラットフォームがないなどの現状がありますことから、本町は参画をしておりません。

今後、PFIの検討を行う際には、内閣府のPPP／PFI専門家派遣制度を活用しながら、町に専門家を招聘し、PFIに必要な専門的知識の習得や案件の形成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 冒頭に言いましたように、大阪府内では協力が必要不可欠なんですけど、実質上、プラットフォームがない現状であるということ。また、専門家を招聘されるということは、一定の把握をされているんだなということを理解いたしました。

実は、今までスケールが大きくなると、島本町としては、先延ばしと言うとよくないんですが、なかなか第一歩が踏み出せないということを危惧しておりまして、私も、例えば、体育館、プール等の課題においても、総合的視点も必要であると考えております。

内閣府のPPP／PFIの専門家派遣制度に、これは謝礼金や旅費を内閣府が負担してくれるので、ぜひとも活用していただきたいなということで、今回、テーマを上げております。専門家派遣による支援については、やはり地方公共団体の職員と話し合える、我々地方議員においては、コンサルやPFI関係団体だけではなく、小さな自治体として、その手前の支援を求めてまいりました。

そこで、令和3年9月に行政実務専門家の枠の拡充が実現できまして、当時の3か月ほどの令和3年11月16日時点では、既に調整中を含め、13人の行政実務専門家派遣実績があります。聞き及ぶにも、この制度は複数回の派遣も可能であり、派遣後も、内閣府職員が引き続き相談にも乗っていただけるということをお願いしておりますので、大変人気が高く、想定以上に手が挙がってきているとも聞き及びますので、早急に、申込みだけでも取り急いでいただきたいということをお願いしておきます。

そこで、民間活力を活用するにも、例えば、先ほど例にありました体育館のみでといくと、なかなか、民間企業が手を挙げてくれることがないのではないかとというふうに想定します。そういった中で、体育館やプール等、スポーツにおいて健康増進、介護予防等のまちづくりの観点も必要であり、あくまでも選択肢の1つとしても、最低限総合的な整備の検討も必要と鑑みまして、PFIの活用も検討する必要に対しましての見解をお伺いするとともに、PFIの検討や事業を実施する場合、国の補助金など支援があるのかどうか、お伺いいたします。

総合政策部長 体育館やプールを総合的に整備する場合には、事業の規模から、従来の手法だけでなく、PFIについても検討していく必要があると考えております。そのため、

先ほども御答弁申し上げましたとおり、内閣府の専門家派遣制度を活用してまいりたいと考えております。

また、国からの補助金などの支援につきましては、PFIの検討や事業の推進段階におきまして、適正な専門家を派遣していただけるほか、PFI事業の実施段階におきましては、整備した施設が最終的に町に移管されるようなPFIの手法であれば、町が直接整備する場合と同様に、国の補助金や交付税措置が受けられるという認識をしておりますが、検討する際には、詳細な補助要件や先進事例なども参考に検討を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

伊集院議員 尽力いただきたいと思っております。

内閣府も、各自治体の要望や陳情、課題などを受けまして、いろんな事案を収集しながら、各自治体にも寄り添えるように、この派遣制度を実施されております。まずは島本町の課題から、今後の島本町のまちづくりに専門家を加え、検証が先に必要と思いますので、この制度を活用するため、招聘してまいりたいという答弁もありましたので、そこをよろしくをお願いします。

今回は、この件においてはここでとどめ、2点目「『こどもまんなか』行政を目指し～児童虐待vol.2」に、入らせていただきます。

平成22年12月一般質問において、加入台帳、いわゆる管理台帳の未実施を指摘し、決算委員会等で、その年度内に吹田子ども家庭センターの指導を受けられ、早急に是正されたことを確認させていただいております。

また、幼・保をはじめ、子供に係る一元化の必要性や機構改革なども訴え、段階を経ながらであります。御尽力いただきました本町においては、国のこども家庭庁よりも先駆けて、分散されている子供に係る事務等も含めて、子育て支援課等の設置や拡充を推進していただきました。

その意気込みが途切れないように、以下をお伺いしていきます。

①まず、大きな観点を1点。

国としては、全国展開を目指していく方針で示しております「各市町村における令和6年度からのこども家庭センターの設置に努めること」になっておりますが、島本町として、設置に関して、どのような方向性、方針をお持ちか、お伺いします。

総合政策部長 続きまして、「『こどもまんなか』行政を目指し～児童虐待vol.2～」について、御答弁申し上げます。

本年6月に児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月に施行されますが、この改正により、こども家庭センターの設置に係る努力義務が市町村に課されることとなりました。

こども家庭センターにつきましては、既存の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包

括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で、組織を見直し、全ての妊産婦・子育て世代・子どもの包括的な相談支援等を行う機関として、その設置に努めることとされており、本町におきましても、センターを設置する方針で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 こども家庭センター、設置する方針で考えているということは、大変評価したいと思っております。

まさか、よい答弁が来ると思わなくて、ちょっと質問の順番を間違えたかもしれませんが、この令和6年度の設置を見据えて、施設の整備、また統括支援員の配置など、国の財源であります母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業及び同運営事業を活用して、準備を進めてはいかがか、お伺いいたします。

総合政策部長 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業につきましては、施設整備費が補助対象であると理解しております。

本町におきましては、現在のところ、新たな施設を整備することは想定しておりません。しかしながら、今後、こども家庭センターの体制が決まり、施設の改修整備等が必要となった場合には、活用させていただきたいと考えております。

また、同じく運営事業につきましても活用したいと考えておりますが、一体的相談支援機関運営支援については、児童人口1万人以上の相談支援機関が対象とされているなど、活用の可否を判断するだけの詳細が示されておりませんので、今後、補助要件等が確認できましたら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

整備においては、現在、島本町新庁舎建設実施設計書等が出てきている状況ではありますが、御答弁の中で、補助要件等が確認できたらということをお伺いしておりますので、その点、準備もよろしく願います。

そして、その児童福祉法の一部改正、年度が違う部分、施行時期が違う部分もありますが、ヤングケアラーの支援も含めまして、令和6年度から、訪問家事支援の事業や、孤立する妊婦の生活支援事業が制度化されます。本町においても、現在の実施の事業、先ほど来、他の議員からもいろんな質問が出ておりましたが、これらの現時点での事業の拡充や見直しに、サービスの整備を進めていくべきと考えております。

例えば、国の子育て世帯訪問支援臨時特例事業や特定妊婦等支援整備事業に、臨時特例事業などを活用して、これらの事業を実施していく考え方があるのかどうか、見解をお伺いします。

健康福祉部長 議員御指摘のとおり、児童福祉法の一部改正を受けまして、要支援児童・要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問により家事支援や育児支援を行

う子育て世帯訪問支援事業など、子育て家庭への支援の充実を図るための新たな事業を実施する必要性があることは認識をしているところでございます。

現在、島本町社会福祉協議会に委託して実施しております産前・産後ヘルパー派遣事業や家庭児童相談として実施している養育支援訪問事業との位置づけにつきましては、今後、国から事業の詳細等が示されるものと考えておりますので、それらを踏まえた上で、関係機関との協議や検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 さきの一体的相談支援のことや御答弁、これまで来ていましたが、こども家庭センターの設置する方針に向け、この相談機関では、サポートプランの作成なども担うわけですが、この点においての御説明をお願いします。

健康福祉部長 サポートプランについての御質問でございます。

現時点で示されております国資料によりますと、新たに設置いたしますこども家庭センターでは、主に虐待対応を含めた児童福祉の相談等を担当する子ども家庭支援員等と主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施することとされております。

特定妊婦、要支援児童等に該当し、児童福祉と母子保健の双方の支援が必要と判断されました場合には、保健師等と子ども家庭支援員等が、支援が必要な妊産婦やお子様の意見を確認した上で、支援の種類や内容、利用頻度や期間等を記載したサポートプランを作成いたしまして、両者が連携協力して、サポートプランに基づく支援を実施するようなフロー図となっております。

以上でございます。

伊集院議員 ありがとうございます。

このタイミングで質疑しておりますのは、予算に国費の活用だけではなくて、先ほどもありましたように、事業において委託していることもあります。こういった中で協議等、また時間も必要であるため、準備や整備を早期に始めていただきたいということも酌み取っていただきますようお願いしまして、一旦、サブタイトルのほうの児童虐待部分に入ります。

冒頭に申しました過去の指摘や議論から、また9月、この島本町議会で民生教育消防常任委員会の皆様で決算審議もいただいたところでありますので、答弁において重複を避け、省略していきます。ただ、現時点での本町の現状で把握しきれなかったことを確認させていただきます。

本町として、平成26年度に大きな機構改革もいただき、法改正等にも迅速に対応していただけてきました。明文化されることにより表れてくる数字や、社会として児童虐待防止への意識改革などがされてきたことによるものでもあらうと考えますが、この10年間で、ひたすら右肩上がりである、5倍強の令和3年度決算では、253件の御相談件数

です。相談できる、つながりがあるルーツの確保が一定できているんだということで、この点においては、逆に評価したいと思っております。

令和3年度の事務事業成果報告書では、要保護児童対策地域協議会の項目が消え、答弁では、処遇困難なケースの調査や進行管理会議7回が開催されているということは伺いました。

ここで確認したいのは、過去は、代表者会議や実務担当者会議、事務担当者会議などがあったと考えております。法改正での体制強化など、これまでの経緯において進行管理会議等、会議の整理がなされたのか、要保護児童対策地域協議会である会議の種別をお伺いします。

教育こども部長 要保護児童対策地域協議会の会議の種別についてのお尋ねでございます。

令和3年度につきましては、代表者会議を1回、実務担当者会議を7回、それぞれ開催したところでございます。開催内容といたしましては、代表者会議につきましては、書面開催として令和2年度における同協議会の活動状況や相談件数、構成機関ごとの取組内容を情報共有させていただき、実務担当者会議につきましては、要保護児童等の進行管理及び新規ケースの検討を行ったものでございます。

なお、事務事業成果報告書につきましては、令和2年度まで代表者会議について掲載しておりましたが、令和3年度から掲載項目の整理を図ったところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

要保護児童数の増において、87件、104件、122件、3年間でも数字が上がっております。児童虐待においては、確かに、すぐさま解決できるものではないので、持続的な事案とか、一旦改善が見えて数字が減ってるけど、また再発する事案、こういったことがありますので、単年度で読み取れる数字ではないと理解しております。委員会答弁では、引き続きのケアを行っていく児童として、令和4年6月時点で136人とお伺いしました。

そこで、過去に管理台帳の作成を指摘し、作成いただいて改善された、現在で言う要保護児童台帳において、できれば新規台帳の作成数と内訳数を年度ごとにお伺いしたいと思えます。

教育こども部長 要保護児童台帳における新規ケースの件数についてのお尋ねでございます。

令和3年度につきましては、会議において検討した結果、新たに要保護児童として台帳に掲載することとなった事案及び既に同台帳に掲載中であり、再度通告のあった事案を合わせて、延べ118件となっております。

主たる虐待種別による内訳といたしましては、身体的虐待が38件、心理的虐待が56件、ネグレクト24件、性的虐待については0件でございます。

また、令和2年度の件数につきましては、延べ90件、主たる虐待種別による内訳とし

ましては、身体的虐待37件、心理的虐待43件、ネグレクト9件、性的虐待1件となっております。

以上のとおり、新規ケースの増加に伴って、要保護児童として進行管理を行う事案が増加していることから、引き続き吹田子ども家庭センターや高槻警察署をはじめとする関係機関と緊密な連携を図り、適切な対応に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 合わせて、延べ件数での御答弁でした。

新規の数といった部分は、このラインが難しいいんであろうとは推測しますが、追々、確認をさせていただきます。

今回は、ちょっと1点に絞りますが、転入転出において、自治体間での移管について、お伺いします。

大阪府もありますし、各自治体ともあります。うまくそれぞれ自治体間での移管について、いけてるのかどうか、この移管内容に関わるもの、詳細など、実態などをお伺いします。

教育子ども部長 要保護児童台帳掲載事案の市町村間の移管についてのお尋ねでございます。

本町の要保護児童台帳における転入及び転出に伴う他市町村との移管につきましては、都道府県を経由せず、直接、相手方市町村と移管の手続を行っており、移管の状況につきましては、要保護児童対策地域協議会において、吹田子ども家庭センターをはじめとする構成機関と共有しているものでございます。

移管に当たりましては、ケース移管票により、対象児童、家族構成、新規住所、連絡先、概要、これまでの支援の内容や状況、特に注意すべきリスクや課題等について、情報提供を行っております。ケース移管票の様式や項目につきましては、都道府県等により一部異なる点がございますが、おおむね同様の内容となっており、相手方市町村の担当者と電話連絡等による詳細な情報共有を行うことで、相互に連携して、その後の対応に遺漏がないよう図っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

都道府県等による一部異なる点というのは、先ほど御答弁の中で、おおむね同様の内容とおっしゃっていましたが、確認させていただきます。一部異なるという、レイアウトのことが違うぐらいのレベルだということ解釈していいかどうかを確認させていただきます。

教育子ども部長 今、議員からございましたように、レイアウトレベルの話でございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

現時点では、今年の児童虐待月間というのも終わったところではありますが、虐待を受けている子供においては、例えば虫歯や歯周病など、歯科疾患の罹患率が高いということが分かっております。歯科疾患から児童虐待の発見につながるような取組などは、本町においてされているかどうか、お伺いいたします。

教育こども部長 歯科疾患の罹患率がネグレクトの児童で一般の児童より高いことに対する本町の取組についてのお尋ねでございます。

ネグレクトの事案におきましては、食事や生活環境の維持に不適切な養育状態が認められ、児童の身の回りの衛生状態の課題の1つとして、歯科疾患に罹患し、また治療することなく放置されるケースがあるものと認識をいたしております。

本町の取組といたしましては、乳幼児健診で虫歯の本数が多い児童については、すこやか推進課において、他の養育状況等も併せてアセスメントを実施し、必要に応じて子育て支援課に通告を受けているところでございます。その後の対応といたしましては、家庭児童相談員による面接や訪問におきまして、対象家庭の養育能力の向上を図るべく、食事・洗濯・清掃・後片付けといった家事全般にわたる相談、支援及び指導を行うとともに、乳幼児健診や予防接種、健康管理について適切に受診等が行われるよう、個々の事案の実情に応じた対応を行っているところでございます。

今後につきましても、歯科疾患の対応を含む児童の健康管理について、適切な家事・育児が実施されるよう図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

先ほど答弁にありましたように、本町としては、尽力している部分は理解しております。また、改革的な観点で、いろんな議論を進めていただきたいということでとどめておきますが、次に入ります。

虐待の中に、いわゆる旧統一教会の問題に関して、保護者の宗教の信仰と虐待相談対応に関し、本年10月に厚生労働省から考え方が示されましたが、本町は通知が届いているのかどうかを確認させていただくとともに、どのように把握しているのか。そして、そのような児童に対して、どのようにサポートすべきと考えているか、お伺いします。

教育こども部長 保護者の宗教の信仰に係る児童虐待等の相談に関する本町の把握及び支援方法についてのお尋ねでございます。

ただいま議員から御紹介いただきました考え方につきましては、令和4年10月6日付、厚生労働省子ども家庭局長名の通知文書「市町村及び児童相談所における虐待相談対応について」により把握しているところでございます。

同通知において示された内容といたしましては、まず、基本的考え方として、児童虐待防止法に該当する行為を保護者が行った場合には、宗教の信仰等保護者の意図にかかわらず児童虐待に該当しうるものであること。次に、具体例として、保護者の宗教の信

仰といったことを理由とするものであっても、例えば、身体的暴行を加える、適切な食事を与えない、重大な病気になっても適切に医療を受けさせない、言葉による脅迫、子どもの心・自尊心を傷つけるような言動を繰り返す行、といったことは、児童虐待に該当するものであること。最後に、個別の事例に関し、児童虐待であるかどうかの判断は、子どもの状況、保護者の状況、生活環境等に照らし、総合的に判断されたいこと。また、その際には、保護者の信仰に関連することのみをもって消極的な対応を取らず、また、子どもの側に立って判断すべきであることが示されております。

本町といたしましても、同通知の内容に沿って、保護者の意図にかかわらず、児童虐待に該当する場合には、適切に対応を行うべきと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。

一定の把握をされているということで理解しますが、確かに、今、救済的なことで議論がされております。私としても、ほんとに難しいラインで、例えば、ものによっては断食とか、いろいろながありますが、子供の権利もあります。また、憲法で信教の自由ということもあります。どのラインで、どういう部分で判断していくかというのが、大変難しいラインになってくると思います。

令和4年11月10日で、「旧統一教会」問題関係省庁の連絡会議で、被害者の救済に向けた総合的相談体制の充実強化を図るための方策が示されております。その中、(6)こども・若者の救済の部分において、具体的な対応の留意点を整理したQ&Aを、現在、取り急ぎ省庁で作られておりますので、今後も注視していただきたいと思っております。

最後になりますが、幅広く、健康福祉部、教育こども部、総合政策部、種々飛びましたが、今すぐではないんですけども、例えば、この大きな改正の中、今後、平成26年に島本町は機構改革をしていただいて、その際に少し触れましたが、予算を持つ町長部局で、本来ならトータルの組織を持つべきかなという意見を考えておりましたが、現在、それぞれの部署が連携取れているということも把握しております。

ただ、今後、「こどもがまんなか」という長期的な視点を持ち、段階的でも、こういうトータル部分、町長部局で担うということを検討するぐらいはしていただけるのかどうか、確認させていただきたいと思っております。要は、妊産婦・子育て世代・子ども、こういったところのそれぞれの事業が大きく多岐にわたっておりますので、この点において、1つの町長部局で担うという考え方があるか、最後に見解をお伺いして、終わります。

総合政策部長 本町では、保育と幼児教育の一体的な運営などの主旨により、平成26年度以降、教育こども部が児童福祉施策の大部分を担っております。家庭児童相談につきましても、保育所、学童保育室などの施策と同様に教育こども部が担当しておりますが、本業務においては、福祉部門及び教育機関の双方との連携が不可欠であり、現状では適切に連携が図られているものと認識しております。

なお、今後の体制につきましては、業務水準が後退することのないよう留意するとともに、慎重な判断が必要であると認識しております。

また、こども家庭センターの組織体制につきましても、国から複数のパターン案が示されておりますので、本町の規模や体制などから、最も本町に適した体制が取れるよう、関係部局と意見交換等を行いながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時05分～午後1時00分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、平井議員の発言を許します。

平井議員 それでは、一般質問を行います。

「小・中学校区の弾力的運用制度の廃止について」でございます。

小・中学校区の弾力的運用制度に関し、近年の大規模住宅開発に伴う児童生徒数の増加傾向などの事情を踏まえ、令和4年度の入学者及び転入学児への適用を最後に、本制度を廃止し、令和5年度以降の小・中学校に入学される児童生徒については、原則本制度が利用できないため、現在、住んでいる校区内の指定校に入学することになります。

小・中学校区の弾力的運用制度の廃止に反対するものではございませんが、今回の小・中学校区の弾力的運用制度を廃止するに当たり、特例措置を設けられ、一定の配慮がなされてますが、小・中学校区の弾力的運用制度を廃止することに伴い、一部の児童が小学校の入学を迎える際に、兄弟と同じ小学校に通学することができなくなると聞いています。

このような状況を教育委員会としてはどのように考えているのか、お伺いをいたします。

教育こども部長 それでは、平井議員の一般質問に、御答弁申し上げます。

「小・中学校区の弾力的運用制度の廃止」についてでございます。

小・中学校区の弾力的運用制度につきましては、通学する際の距離・時間の利便性や安全性、または、友人関係等による個別の事情といった事由により、校区外の学校への通学を希望する児童生徒に対し、小学校については平成16年度から、中学校については平成18年度から運用してまいりました。

制度開始から15年以上が経過する中で、近年の大規模住宅開発により、一部の校区では児童生徒数が増加傾向にあること、また、議会等からも御指摘のあった、同じ自治会内で通学する学校が異なることによる地域コミュニティの課題を考慮し、当初、令和3年度の入学者等への適用を最後に、本制度を廃止することといたしました。

しかしながら、廃止に関する保護者への周知に係る実質的な周知期間の短さから、特

に、令和4年度就学予定者のいる一部の御家庭に対しましては、その就学準備に少なからず影響を与えてしまうこととなり、該当の保護者をはじめ関係者の方々から、廃止時期の延長について御要望を頂きました。

これを受けて、教育委員会といたしましても、改めて十分な期間を確保した上で周知の徹底に努め、本制度を円滑に廃止することができますよう、廃止時期を1年延ばし、令和4年度の入学者等への適用を最後にするよう改めたものでございます。

本制度の廃止に当たりましては、激変緩和及び家庭負担への配慮を目的とした経過措置を設けております。その内容といたしましては、令和4年度時点で本制度を利用して選択校に在学している兄や姉がいる場合、この兄や姉がその小学校または中学校に在学している間に限り、例外的に弟や妹も同じ選択校に入学できるというものでございます。したがって、令和4年度時点で選択校に在学していた子がその小学校または中学校を卒業した場合、それ以降に入学する弟や妹は、校区の学校に入学していただくこととなります。

令和4年度時点で選択校に在学する子を基準といたしましたのは、本制度が廃止されたにもかかわらず、特例措置によって、特定の多子世帯のみが長期にわたり本制度の適用を受け続けることを避けることを意図したものでございます。

このため、議員御指摘のとおり、例えば3人きょうだいの場合、2人目の子は1人目の子と同じ選択校に入学できたにもかかわらず、その後1人目の子が卒業したために、3人目の子は選択校に入学できず、2人目の子と3人目の子が違う学校に通学しなければならない状況が生じることも想定されます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今回、本町の地域の実情を踏まえ、校区の弾力的運用制度を廃止させていただくに当たりまして、早期の完全廃止を期しながらも、激変緩和その他の家庭配慮との均衡を図る観点から、一定の特例措置を設けさせていただいた点につきまして、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

平井議員 ただいまの答弁に対して、ちょっと確認をしてみたいのですが、小・中学校区の弾力的運用制度は、通学する距離や安全性、利便性などの事由により、校区外の学校に通学を希望する児童生徒に対し運用されてきたとのことですが、今回の制度廃止により、特に小学校に通う児童にとっては、通学距離が長くなると、安全面で不安を覚える保護者の方もいると思いますが、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

教育こども部長 議員御指摘のとおり、選択校のときと比べて通学距離が長くなることに伴い、指定校に通学するに当たって、その通学路上の安全面に対し不安を覚えられる保護者の方も、一部いらっしゃるかと存じます。

当該通学路における安全面につきましては、調整区域に居住されている児童の中には、現に指定校に通学している児童もおりますことから、実態といたしましては、現状にお

いて安全の確保は一定できているものと認識をいたしております。

また、町内の各通学路の安全確保といたしましても、毎年度実施する通学路交通安全プログラムの活動を通じて、関係部局及び関係機関が連携して、通学路の改善や課題解決に努めているところであり、調整区域から指定校までにおける通学路の安全につきましても、引き続き学校等とも協力して、その確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 次に、小・中学校区の弾力的運用制度開始から15年以上経過する中で、近年の大規模住宅開発により、一部の校区では生徒数が増加傾向にあること、また、同じ自治会内で通学する学校が異なることにより、地域コミュニティの課題を考慮し、制度の廃止をするとのことですが、地域コミュニティの課題はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

教育こども部長 校区の弾力的運用制度の廃止理由の1つとして挙げております地域コミュニティの課題について申し上げますと、平成25年6月に、当時の島本町住民委員会から提出された第15期提言におきまして、「学校選択制見直し——子ども会の育成と活性化——」が項目の1つとして掲げられ、その中で、「小学校にあっては、同じマンションや同じ地区で居住していても各家庭の選択によって通う小学校が異なるという現象が起き、そのことが地域で子供を育む組織である『子ども会』の分裂を招く結果となり、その運営等に微妙な影を落としている」こと、「このことが地域力、地縁の希薄化を招き、地域の教育力を減退させることに繋がっている」ことが指摘され、これらを踏まえ、学校選択制、すなわち校区の弾力的運用制度の存廃に関する検討について、要望がなされた経緯がございます。

また、教育委員会におきましては、この住民委員会からの指摘がありました地域コミュニティの課題を踏まえまして、平成29年7月に、小学校の調整区域のうち、水無瀬二丁目8番、ライオンズマンション水無瀬壱番館及び弐番館の区域を設定区域から除外した経緯がございます。

以上でございます。

平井議員 同一自治会内で異なる学校に通学していることにより、子ども会の分裂を招く結果となり、その運営等に微妙な影を落としていること、このことが地域力、地縁の希薄化を招き、地域の教育力を減退させることに繋がっていることが指摘されたことを踏まえて、校区の弾力的運用制度廃止に至ったとの答弁であったと理解いたしますが、自治会と校区は別であり、制度を廃止しても、解消されない地域があるというふうに理解しております。

このようなことからすると、地域コミュニティの課題と整合性が取れてないというふうに思いますけれども、その辺はいかがですか。

教育こども部長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、校区の弾力的運用制度を廃止いたしましたのは、近年の大規模住宅開発により、一部の校区では児童生徒数が増加傾向にあることに加え、本制度に起因する地域コミュニティの課題が、一部の地域では以前から内在していたことの2点が主な理由でございます。

議員御指摘のとおり、例えば、山崎自治会や東大寺自治会のような大きな自治会では、自治会の区域がもともと2つの小学校区に分かれているところもありますため、本制度を廃止したといたしましても、これにより、地域コミュニティの課題が完全に解消されるものではございません。

しかしながら、住民委員会から過去に指摘のあった校区の弾力的運用制度に関する課題として挙げられましたのは、例えば、小学校の調整区域の1つに、マンションのユニライフ山崎がある山崎三丁目1番・2番の区域があり、当該区域には、同じ域内にユニライフ山崎自治会があります。このような地域の場合、もともと本来であれば、自治会の区域に住む児童はみな同じ校区の小学校に通学するところ、本制度が作られたために、自治会内で2つの学校に分かれて通学する状況を生んでいることであると認識しており、ここで言う地域コミュニティの課題とは、校区の弾力的運用制度を原因とする課題であると理解をいたしております。

このため、教育委員会といたしましては、この地域住民から挙げられた地域的課題の解消を図ることも目的の1つに、今回、本制度を廃止したものである点について、改めて御理解賜りますようお願い申し上げます。

平井議員 そうしたら、現在、小・中学校区の弾力的運用制度を利用し、選択校に通学している児童生徒は何人おられるのか、お伺いいたします。

教育こども部長 令和4年4月1日現在における校区の弾力的運用制度の利用者数で申し上げますと、まず、小学校につきましては、調整区域全体で指定校に通学する児童が46名、選択校に通学する児童が49名おります。

調整区域別で申し上げますと、A区域（山崎三丁目1番・2番）——ユニライフ山崎がある地域でございますが——につきましては、指定校が14名、選択校が13名でございます。そして、B地域——百山の開発地域以外の地域でございますが——につきましては、指定校が17名、選択校が28名でございます。C区域——若山台二丁目1番、若山台の第四団地の一部の地域——では、指定校が5名、選択校が6名でございます。そして、D区域——若山台一丁目2番ほか、若山荘周辺でございますが——については、指定校が10名、選択校が2名でございます。

続いて、中学校につきましては、第二中学校区から第一中学校に本制度を利用して通学する生徒が69名おります。反対に、第一中学校区から第二中学校に通学する生徒はおりません。

以上でございます。

平井議員 そうしたら、小・中学校区の弾力的運用制度を利用し選択校に通学されている児童生徒は合計で118人いるとのことですが、118人中、今回の制度廃止によって、兄や姉と別々の小・中学校に通学することになる児童生徒は、現時点で何人おられますか、お伺いします。

教育こども部長 議員お示しの児童生徒がおられる世帯につきましては、現在のところ、2世帯ほどいらっしゃる認識をいたしております。

平井議員 現時点で、兄や姉と別々の学校に通学することになる児童生徒は2世帯ほどいるとのことですが、この2世帯は、小学校というふうに理解していいですか。

教育こども部長 議員おっしゃったとおり、2世帯とも小学校を想定しております。以上です。

平井議員 別々の小学校に通学することになる児童が2人ほどいるということですが、中学校であればまだしも、小学校1年生が兄や姉と違う学校に通学しなければならない状況を、小学校1年生が理解できますか。兄や姉と同じ小学校に通学することがよい教育環境というふうに思いますが、どのように考えていますか。答弁を求めます。

教育こども部長 教育委員会といたしましては、一人一人の児童に対して、その児童の家庭環境等がどのような状況であっても、等しく良好な教育環境を提供できるように取り組んでまいりたいと考えております。

確かに、議員御指摘のとおり、上のきょうだいと一緒に同じ学校に登校できないことにより、新入学生である児童に対して、一時的にも孤独感や寂寥感を与えてしまうかもしれません。これまでどおりに、日常の学校生活において、児童に安心感や充実感を与え、クラスメートらとともに楽しい学校生活を送ってもらえるよう、学校と教育委員会が協力して、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 それから、令和4年度時点で選択校に在学している児童を基準としたのは、本制度廃止にもかかわらず、特例措置によって、特定の多子世帯のみが長期にわたり本制度の適用を受け続けることを避けることを意図したものであるとのことですが、確かに、第3子、第4子の出産の可能性は否定しませんが、限りなく少数であるというふうに思っております。

そういうことからすると、長期にわたり、この問題が解消されないとは考えにくいんですが、この際、見直すべきというふうに思っておりますけれども、その辺についての考え方をお伺いします。

教育こども部長 初めに御答弁申し上げましたとおり、校区の弾力的運用制度の廃止に当たりましては、早期の完全廃止を期したところ、激変緩和及び保護者の負担軽減を図る観点に一定配慮し、本制度の廃止後も、一部の世帯に対しては、引き続き本制度を適用する特例措置を設けたところでございます。

さらに、廃止年度につきましても、当初、令和3年度をもって廃止といたしておりましたが、保護者や関係者からの御意見等踏まえまして、令和4年度に就学を控えた御家庭全体への本制度廃止に伴う影響の実態に鑑み、廃止年度を令和4年度に延長する見直しを講じたところでございます。

これらによって、実質、小学校については令和9年度までの、中学校については令和6年度までの経過措置期間を設け、制度移行を図るものでございます。

教育委員会といたしましても、当然のことながら、御家庭の個々の御事情や御希望に全てお応えすることができれば最もよいものと考えておりますが、全ての方々の御事情も千差万別でありますので、全ての方々の御事情にかなった制度改正を行うということも厳しい状況にございます。

いずれにいたしましても、該当される保護者の皆様に御理解いただけるよう、引き続き、しっかりと説明を尽くしてまいりたいと考えております。

平井議員 次に、別々の小学校に通学した場合の保護者の負担についてお聞きしますが、例えば、朝の通学路の旗の当番をはじめ、運動会、授業参観、PTA行事など、同じ日に重なる可能性を考えれば、保護者の負担は大きいと思っております。

特に、独り親家庭においては保護者の負担は計り知れないというふうに思いますが、そのような保護者の負担を教育委員会はどのように考えているのか、お伺いします。

教育こども部長 きょうだい間で在籍する小学校、または、中学校が異なることとなった場合における保護者の負担につきましては、議員御指摘のとおり、例えば、学校間での移動に要する負担や、2つの学校で同じ当番、役員等を担うことによる負担が考えられます。独り親家庭ともなれば、その負担は一層重くなることも十分に承知いたしておりますが、それらの保護者負担に対する学校運営上の対応につきましては、現時点におきまして、直ちにその方向性をお示しすることはいたしかねます。

いずれにいたしましても、今後、該当する御家庭が出て、対応に関する御要望等を個別にいただきました際には、運用においてどのような対応を図ることが可能であるか等について、学校とも連携して、真摯に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 そしたら、教育長にお聞きしますが、今回の小・中学校区の弾力的運用制度廃止するに当たり、特例措置を設けられたことには一定理解をしておりますけども、不十分というふうに、先ほどからの答弁を聞いて考えています。

中学生であれば理解するかも知れませんが、小学校1年生の児童に、別々の学校に行く状況が理解していただけますか。兄や姉と一緒に同じ学校に行くのを楽しみにしているのではないのでしょうか。これが当たり前の姿ではないのか。

教育委員会は、教育の充実をはじめ、教育環境をよくする役割を担っているのではないですか。到底納得できる内容ではございませんが、教育長として汚点を残すことにな

りませんか。この辺について、教育長の答弁を求めます。

中村教育長 校区の弾力的運用制度につきましては、さきに御答弁申し上げましたとおり、制度開始から15年以上が経過する中で、近年における本町の情勢や実情を踏まえまして、原則廃止としたものでございます。

教育委員会といたしましても、当然のことながら、制度の見直しに当たりましては、御家庭の個々の御事情や御希望に全てお応えすることができれば最もよいと考えております。しかしながら、このたびの制度廃止におきましては、制度運用と激変緩和等との均衡を図る観点から、総合的に判断いたしまして、先ほど御説明申し上げました特例措置のみを残すこととしたものでございます。

議員御懸念の点につきましても、教育委員会といたしましては、該当される保護者の方々に御理解いただけるよう、まずは引き続き、しっかりと説明を尽くしてまいりますとともに、該当の児童に良好な教育環境を提供できますよう、学校と教育委員会が連携・協力し、必要な対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 先ほどから答弁聞いてますと、教育委員会で一旦決定したことを、やっぱり再考することは困難であるというふうに聞こえるんですけども、それというのは、教育委員会の組織を守るためというふうにしかな受け取れません。児童生徒のことを第一に考えるとは思えない。

このような教育環境では、2021年度に「住み続けたい街」全国1位となったことを誇りに思えるんですか。その辺について、見解を求めます。

中村教育長 教育委員会におきましては、これまでも所管する教育・保育の環境の整備や充実を推進するため、様々な取組を実行してまいりました。

近年の例で申し上げますと、小・中学校におきましては、体育館における夏の暑さ対策としてのスポットバズーカの整備、全学校への通級指導教室への整備、また、英語特例校による英語教育の拡充がございまして、就学前保育におきましては、保育基盤整備加速化方針に基づく短期間での待機児童の解消、民間保育所及び認定こども園等の民間活力の活用による利用者から選択していただける保育基盤の整備、また、長年続いた保育所定員の弾力的運用の解消がございまして。

現在、本町の教育・保育行政を推進する重責をあくからせていただいております私として、教育環境の面でも、本町が住民の方々にとって「住み続けたい街」であり続けることができますよう、引き続き、みづまるキッズプラン、その他教育施策の実現に向けて邁進し、本町教育行政の発展充実に、微力ではございますが、誠心誠意尽くしてまいります所存でございます。

以上でございます。

平井議員 答弁の中で、兄や姉と違う小学校に通うことにより、一時的に孤立感を与える

可能性、これというのは、ややもすれば、その小学校1年生の児童が学校へ行けなくなる状況を生み出す可能性だってあるというふうに思っているんですね。また、一方で、保護者の負担についても認識しているということは先ほどの答弁で理解いたしますが、必ずしも、よい教育環境でないということを認められているというふうに思っております。

このような状況の中で再検討すらしめないということは、到底、納得できる答弁ではないというふうに思っております。確かに、教育や保育環境などの充実を図ってきたことに対しては、一定理解をしますけれども、今までの努力が報われないというふうに思っております。

教育長も、各小学校の教壇に立ち、子供たちに愛情を持って接してこられたのではないですか。この際、勇気を持って再考すべきではないですか。まだ遅くないというふうに思っておるんですけども、それについての見解を伺いたいと思います。

中村教育長 先ほど御答弁申し上げましたとおり、教育委員会といたしましては、住民一人一人の御事情に合わせて、その都度、制度改正を繰り返すということは大変困難でございます。

その上で、これまでどおり千差万別の家庭事情、その他の事情を持つ児童一人一人に良好な教育環境を整えるとともに、御家庭にも普段からできる限り寄り添うよう努めることにより、全ての児童が楽しい学校生活を送り、健やかに成長していくことができますよう、引き続き学校と教育委員会が密に連携し、対応を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 これ以上、申し上げませんが、最後まで前向きな答弁がいただけなくて、非常に残念だというふうに思っております。

確かに、学校現場と保護者、教育委員会と連携を密にして、よりよい環境をつくっていく、それは結構なことだと思いますけど、別々の小学校に1年生の子供が通うんですよ……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。そういうことがよい環境をつくるというたつて、到底理解できないですよ、これ……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

教育長と部長においても、あと何年後にそういう事態が発生するか分からないですけども、校長先生もそうですけど、今の立場におられるかどうか分からない状況の中で、約束はできないと思いますけどね。やはり、そういうことからしますと、改めて、まだ時間もあると思うんで、一度見直すことが必要だというふうに思っております。

それと、もし、対象になる保護者の方が、教育長に直接お話ししたいというふうなことがあれば、教育長は会って、お話を聞いていただけますか。

中村教育長 先ほど申し上げましたように、御家庭にもできる限り寄り添うよう努めたいと思っております。その時々に応じ、対話を重視し、適切に対応してまいりたいと思

ます。

以上でございます。

平井議員 今の答弁、ちょっとよく分からないんですけども、お会いして、お話を聞いていただけますか。その対象になる保護者の方が、もし、教育長と直接お話をしたいというのであれば、それを受け入れていただけますか。

中村教育長 すみません、この場で確約はできかねますが、その内容に応じ、対話を重視したいという姿勢はいつも持っておりますので、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

平井議員 昨日の中学校の課題に対しては、重要と思って、教育長自らが学校現場に出向いて、お話を聞きに行かれました。この件も、同じように重要な案件ではないですか。それからいったら、保護者の方から申し出があれば、しっかりとお話を聞く姿勢を持っていただきたい。これ以上、申し上げませんが、それをお願いしておきます。

それと、この先何年後にこういう状況になるのか分かりませんが、それまでに一度検討して、再考していただきたいということだけ申し上げて、私の一般質問を終わります。

東田議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（案）説明

それでは、第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

提案理由は、現委員の任期満了に伴い、新たに選任するものです。

今回、選任の同意を求めます小田利昭氏については、現委員の森山慎基氏が、令和4年12月22日付けで任期を満了されることにより、新たな委員として選任するものです。

略歴については、77の2ページに記載しているとおりです。

任期については、令和4年12月23日から令和7年12月22日までです。

以上、簡単ではありますが、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3、第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて(案)説明

それでは、第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて、御説明申し上げます。

提案理由は、任期満了に伴い、再任するものです。

氏名、住所等については、記載のとおりです。

なお、島本町大字部落財産区管理会条例第2条第2項に基づき、財産区管理委員は7名まで任命することができますが、大字山崎財産区管理会からの推薦者が6名であったため、当該6名に対する選任の同意をいただくものです。

任期については、令和5年1月28日から令和9年1月27日までです。

以上、簡単ではありますが、大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4、第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について(案)説明

それでは、第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

国においては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、従来、個人情報取扱事業者(民間事業者)、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等について、それぞれ分かれていた規律が、個人情報の保護に関する法律に統合されました。

これを受け、法律の範囲内で地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めた法施行条例を新たに制定し、それに伴い、島本町個人情報保護条例を廃止するとともに、関係条例の一部改正を行うものです。

それでは、本条例の内容について、条文に沿って御説明申し上げます。

本条例は7条からなる本則と8条からなる附則で構成しています。

第1条では、本条例の趣旨について規定しています。

第2条では、定義について規定しています。

第1項に本条例で使用する用語は、法において使用する用語の例によることを定め、

第2項に本条例における実施機関を定めています。

第3条では、手数料等について規定しています。

開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付及び送付に要する費用は請求者の負担とするものです。

第4条では、開示決定等の期限について規定しています。

現行条例での取扱いや開示請求者の利益等の観点を踏まえ、開示決定等の期限を、法よりも短い「開示請求があった日から15日以内」とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日以内に限り延長することができることとしています。

第5条では、開示決定等の期限の特例について規定しています。

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき、当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うとされています。

第6条では、運営審議会への諮問について規定しています。

本条例を改正する場合など、地域の代表者や有識者等から意見を聴くことが特に必要と認めるときは、既存の附属機関である島本町情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問できることとしています。

第7条では、委任について規定しています。

本条例で定めるもののほか、本条例の実施のため必要な事項は規則で定めることとしています。

続いて、附則です。

附則第1条では、本条例の施行期日は改正法の施行期日である令和5年4月1日とすることを規定しています。

附則第2条では、島本町個人情報保護条例の廃止について規定し、附則第3条、第4条で、同条例に関する経過措置について規定しています。

附則第5条から第8条までについては、島本町情報公開条例、島本町情報公開・個人情報保護審査会条例、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例及び島本町債権の管理に関する条例の一部改正について、規定しています。

以上、簡単ではありますが、島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものとどめていただ

くとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第79号議案について、お伺いいたします。

これまで、住民の個人情報に関して、各自治体が制定する個人情報保護条例が個人情報の保護・擁護をしてまいりました。

今回、この個人情報保護条例を廃止して、国が定める個人情報保護法の下で統一化されることについて、住民がどのように影響を受けるのでしょうか。大きく変わる点をお示しいただいて、個人情報の保護が後退する懸念がないかについて、御答弁をお願いします。

総合政策部長 今回の個人情報保護に関する規律の統合によりまして、地方公共団体における個人情報保護施策の後退につながるのではないかなど、一部では懸念される御意見があることは承知をしております。

その一例といたしまして、法では、個人情報を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報は含まれておりません。ただし、死者に関する情報が、同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として、法の保護の対象となるとされております。一方、本町の現行条例では、その解釈において、死者に関する情報についても、生存する個人に関する情報と同様に保護の対象としております。

この点、相違はございますが、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、独自に定めることは可能とされております。

また、法では、国や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に、議会は地方公共団体の機関から除外され、一部の規定を除き適用を受けないことも現行条例との大きな相違点となっておりますが、それぞれの議会において、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいとされております。

さらに、自己情報の開示に係る決定期限につきましては、法では、開示請求があった日から30日以内と規定されておりますが、本町では、現行の取扱い及び開示請求者の利益等の観点を踏まえ、本条例において、法よりも短い開示請求があった日から15日以内と規定しており、手数料についても現行と同様の取扱いとしております。

そのほかにも、現行条例と法では、規定の仕方や表現等に相違点がございますが、本町といたしましては、本町におけるこれまでの取組を踏まえつつ、法改正による統一的なルールや国から示される詳細なガイドライン等を遵守し、制度が後退したと評価を受けることがないよう、住民の皆様の個人情報の保護に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めるものということですが、附則第2条にあるように、これにより、島本町個人情報保護条例を廃止することになります。

廃止されようとしている本町の条例は、第1条において、「人権擁護に関する基本条例第1条の目的を達成するうえにおいて個人に関する情報の保護が必要不可欠であること」を述べ、「住民の基本的人権を擁護することを目的」としていることを述べています。また、第2条 基本理念において、「個人情報を取り扱うすべてのものは、個人の尊厳を旨とし、積極的に基本的人権の擁護に努めなければならない」としております。

一方、今回、新たに定める条例は、国の法律の施行条例となっています。そこで、国の個人情報の保護に関する法律について問います。大きく理念について問うものです。

同法は、住民の基本的人権を擁護することを目的としているのでしょうか。第1条 目的に「基本的人権の擁護」という文言はありますか。「デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み」、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出」、「活力ある経済社会」、「豊かな国民生活の実現に資するものであること」、「個人情報の有用性に配慮しつつ」というような前提の下、「個人の権利利益を保護することを目的」としているのではありませんか。

本町が条例でうたっている基本的人権の擁護、個人の尊厳という言葉は見受けられないのでしょうか。

答弁をお願いいたします。

総合政策部長 個人情報の保護に関する法律に関する御質問でございます。

法の目的を定めた第1条には、「個人の権利利益を保護することを目的」という表現があり、基本理念を定めた第3条におきまして、「個人情報は、個人の人格尊厳の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。」と規定されております。

同法に基づき、閣議決定により定められた個人情報の保護に関する基本方針においても、「個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関係を有するものであり、『個人が個人として尊重される』ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきこと」などが示されております。

個人情報保護の考え方は、憲法第13条から導かれるものであり、条文に用いられる文言の違いはございますが、個人情報の適正な取扱いにより、個人の尊重と権利利益の保護を図るという基本的な理念は、現行条例に共通するものであるというふうに理解をしております。

以上でございます。

戸田議員 今回の法改正は、官民を越えた、また、地域を越えたデータの利活用を主な目的として、それに対応するために、これまで各自治体の人権擁護の視点から経験を積み

上げ、制定してきた条例を廃止させ、自治体独自の考え方や運用を許容されないものと、ガイドラインで定めて否定するものではないかと危惧しております。基本理念が失われるのではないかと危惧して、改めて問います。いかがでしょうか。

島本町個人情報保護制度の趣旨と解説（平成30年3月）は、現行の条例の基本理念の解説として、「個人情報はある意味で、個人そのものである」とし、「相互の人格が尊重され、不当な干渉から自己が保護される」こと、すなわち「個人の尊厳」を旨として、「人権擁護に努めなければならない」としています。そして、おっしゃるように、その尊厳とは「憲法第13条に依拠する概念である」ことを高らかに述べています。素晴らしかったと思います。

御答弁をお願いいたします。

総合政策部長 個人情報保護に関する法律は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大している状況を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守等、必要な保護措置を講ずるものであると認識をしております。

また、今回の法改正は、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、地方公共団体ごとの条例の規定や運用の相違が支障となりうること。また、求められる保護水準を満たさない団体があること。ルールや運用の統一を図ることで、公衆衛生や災害対応等の場面で生じうる全国的な課題に対する適切かつ迅速な対応に寄与することなどに対応するものであると理解をしております。

今回、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体等について、それぞれ分かれていた規律が、個人情報の保護に関する法律に統合され、国から独立した権限を有する行政法人である個人情報保護委員会が一元的に管理することとなります。これにより、法的安定性を担保する必要から、各機関による自由な法解釈には一定の制限が設けられますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、憲法第13条の下、個人の尊重と権利利益の保護を図るという基本的な理念が失われるものではないと認識しており、引き続き、この理念及び各種の責務等に関する規律を遵守し、住民の皆様の権利擁護に努めてまいります。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第5、第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について（案）説明

それでは、第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことを可能とするため、新たに条例を制定するものです。

本条例は、8の条文と附則で構成しています。

第1条では本条例の目的を、第2条では用語の定義を定めています。

第3条から第6条までにおいては、他の条例等により書面等で行うことが規定されている手続等については、当該条例等の規定にかかわらず、オンラインや電磁的記録により行うことができる旨を規定しています。

第7条では、他の条例等により、住民票の写しなどの書面を申請等に際し、添付することが規定されているものについて、町の機関等が添付書面等の情報を入手し、または参照することができる場合には、当該他の条例等の規定にかかわらず、添付することを要しない旨を規定しています。

第8条では、行政手続のオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により公表することを規定しています。

第9条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等に委任することを規定しています。

施行期日は令和5年4月1日です。

以上、簡単ではありますが、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。本案は、所管の常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものとどめていただくとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

永山議員 大綱的ということですので、ざっくり質問いたします。

本条例について、現在の書面による手続以外に、プラスアルファでオンラインによる申請手続ができるようにするもの、その土台になる条例であると考えます。

確認なんですけれども、これまで行ってきました書面による手続を望まれている住民の方から見れば、書面手続ができなくなるというようなものではない、そういう理解でいいか、確認です。お願いします。

総合政策部長 議員御認識のとおり、書面による手続につきましても、並行して、これまでどおり取り扱うことには変わりはありません。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は、総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時43分～午後2時05分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、総務建設水道常任委員会の日程を、職員から報告させます。

議会事務局長 それでは、総務建設水道常任委員会の日程について、御報告いたします。

12月19日(月)、開議時間は午前10時でございます。

以上でございます。

東田議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

日程第6、第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について(案)説明

それでは、第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

提案理由は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、関係条例の整備を行うものです。

具体的な改正内容について、議案資料に基づき御説明申し上げます。

「2 議案の概要」を御覧ください。

本条例は、11条からなる本則と附則で構成しています。

第1条では、職員の定年等に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、定年を65歳とすること、管理監督職勤務上限年齢を60歳とすること、定年前再任用短時間勤務職員を採用できることとすること、定年を段階的に引き上げること、暫定再任用職員の任用等の経過措置に関すること等について規定するものです。

第2条では、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、第3条では、島本町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、それぞれ規定しています。

これらは、再任用制度の見直しに伴う引用条項の整理等を行うものです。

第4条では、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、60歳を超える職員の給料月額の特例措置、すなわち、60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額を、その者の給料月額に100分の70を乗じて得た額とすることについて、職員の意に反する降給の事由として規定するものです。

第5条では、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、給料等の額が減少する場合における減給の効果として、減給する額が現に受ける給料等の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該10分の1に相当する額を減給する額とすることについて規定するものです。

第6条では、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間等について規定するものです。

第7条では、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、定年引上げに伴い、育児休業等を取得できない職員の範囲を変更するものです。

第8条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、60歳を超える職員の給料月額の特例措置、定年前再任用短時間勤務職員の給与、暫定再任用職員の給与に係る経過措置等について規定するものです。

第9条では、職員の退職手当に関する条例の一部改正について規定しています。

これは、退職手当の基本額の特例として、60歳以後に給料月額が減額された場合に、減額前の給料月額を用いて退職手当の基本額を算定すること等について規定するものです。

第10条では、島本町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

について規定しています。

これは、再任用制度の見直しに伴う引用条項及び文言の整理を行うものです。

第11条では、島本町職員の再任用に関する条例の廃止について規定しています。

これは、再任用制度の見直しに伴い、同条例を廃止するものです。

なお、これらの改正規定については、国から示された条例例等を参照しており、施行期日は令和5年4月1日ですが、第9条の一部規定については公布の日、第8条の一部規定については令和9年4月1日としています。

以上、簡単ではありますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年引上げを行う法改正を受け、本町既存の関係条例の改廃を行うための条例制定です。これに並行して、現在の再任用制度は経過措置を設けて廃止していくこととなります。

うち、職員の定年等に関する条例の一部改正について問います。第3章 管理監督職 勤務上限年齢制の導入に関してです。いわゆる役職定年制と言われるものです。

その目的は、組織の新陳代謝の確保と活力の維持にあり、60歳到達前に管理職手当の支給を受けていた職員、等級は5級から7級に当たる者が、60歳に到達した後は係長級職員、4級に位置づけられるものと認識しております。

そこで、現在の再任用参与職と新制度における役職定年制との関係について、確認しておきたいと思えます。

再任用参与職は5級に位置づけられていますが、60歳到達時に部長、次長級である職員は、新制度の下では係長級の職員と同様に4級に位置づけられると認識します。よって、60歳到達時に部長、次長級である職員の職務上の位置づけは、再任用制度における従前のものとは異なるものになると思えます。部長級、次長級の職員の職制上の位置付け、処遇の変化、給与額等にどういった変化が起こるのでしょうか。定年延長が不利益になるのではないかと懸念し、説明を求めるものです。

次に、退職手当についてです。

現行の再任用制度においては、60歳定年時に支払われる退職金が、暫定措置を経て、最終的に65歳定年時に支払われることになると思えます。人生設計、特に住宅ローンの返済などにおいて、御自身が描いておられたプランと異なる状況が生まれることになります。こういったことについて、どのようにお考えでしょうか。

年金制度とリンクして定年を引き上げるという国の方針が、一人一人にもたらす影響を思い、あえて問うものです。

また、職員から意見聴取をされましたか。組合との協議は行われたのでしょうか。
御答弁をお願いいたします。

総合政策部長 それでは、まず、職制上の位置づけの変化につきまして、御答弁申し上げます。

議員御認識のとおり、管理監督職勤務上限年齢制の導入によりまして、管理職に就く職員は、原則60歳に達した翌年度以降、非管理職に降任することになります。本町では現行、部長級または次長級で退職し、再任用フルタイム勤務をする職員について、参与として管理職である5級に位置づけておりますが、改正後の制度においては、60歳到達後、非管理職のうち最上位の職制上の段階である4級、係長級に位置づけられることとなります。

次に、処遇の変化についてでございます。

給料月額、60歳到達の翌年度以降、60歳前の7割水準になりますが、60歳到達時の給料月額は職員によって異なり、減額後の金額についても同様でございます。一方、賞与の支給月数は60歳前と同様で、直近では年間4.4月となっております。これを現行の再任用参与の処遇水準と比較いたしますと、月例給では、次長級職員として退職した場合などで、若干支給額が少なくなるケースが想定されます。ただし、再任用職員の賞与支給月数は一般の職員より抑えられており、直近では年間2.3月となっておりますことから、賞与の金額に大きな差があり、年間収入で不利になることはないものと認識しております。

次に、退職手当についてでございます。

職員のライフプランは様々であると思っておりますが、今回の制度改正に伴い、何らかの影響を受ける職員はいるものと理解をしております。一方で、年間収入等の処遇面では現行より改善されますことから、60歳以降の生活設計にプラスになる要素も大いにあるものと認識をしております。

なお、職員のうち、令和5年4月時点で年齢55歳以上となる者には、事前に定年引上げ制度の概要を案内するとともに、60歳到達後の働き方に関する現時点での各職員の意向の把握に努めておりますほか、職員団体とも事前に制度移行に向けた協議を継続して行っております。

以上でございます。

山口議員 管理職についてお尋ねしますが、管理職が定年を迎えた場合、降任等による欠員補充が困難であるなど、公務の運営に著しい支障がある場合には、本人の同意を得て引き続き管理職として1年間勤務させることができるとありますが、仮に、管理職として引き継いだ場合、給料はどのようになりますか。

総合政策部次長 改正後の職員の定年等に関する条例第9条に、管理監督職勤務上限年齢による降任等の特例について、規定をいたします。

この中で、降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生じる一定の事由があると認められる場合におきましては、本人の同意を得た上で、1年単位で当該管理職ポストに継続して勤務させることができるとされており、こうした場合におきましては、原則給料月額7割措置は行わないこととなっております。

以上でございます。

山口議員 管理職として引き続き継続させる場合、この「著しい支障」がある場合、これについて、どなたが判断するのか。もし、間違った運用の仕方があった場合、後任があるにも関わらず、結局、任命権者が、この管理職はそのまま置いておきたいという判断した場合、そういう間違った運用の仕方を防止するような仕組みというのがありますか。

総合政策部次長 誰が判断するのかということについては、条例上は、任命権者による判断ということになっております。

また、この判断を行うに際してのシステムというか、例えば合議制の機関を置くようなことは、現状、国からは示されておりません。ただ、条例上で特例任用できる場合を限定列挙して定めるということですので、このことが恣意的な判断を防止するシステムと言えるのではないかなというふうに考えております。

地方公務員法には、13条で平等取扱いの原則についても定められておりますし、条例で特例に当たると、そういったことが客観的に説明できないにもかかわらず管理職に留任するということは、この平等取扱いの原則に反し、公平性を欠くと考えられますので、このような疑念を抱かれることがないよう、適切に制度運用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 人1の資料請求によって、これまでの再任用制度を活用した場合と制度改正を行った場合との比較、9年間の比較をしていただいて、町財政に対する影響は最大で6,400万円ということが分かりました。先ほどの質疑からも、期末手当等は正規職員並みの月数になるということで、若干上がる方向であるということも分かったんですが、ここで気になるのは、組織の新陳代謝についてのことです。

若年世代への影響、例えば、町財政には影響があるわけで、これで新規の採用を控えることがあったりするのかなどうか、また、昇進しにくくなるということがあったりするのかなということは、ここで確認しておきたいです。

総合政策部長 まず、新規採用への影響についてでございます。

国の通知において、定年引上げ後における職員の年齢構成や退職者数等の見通しを踏まえた中長期的な観点からの定員管理及び新規採用職員の確保が必要であることが示されております。

本町では、従前から再任用フルタイム勤務職員を含めた定員管理の下、各年度におけ

る職員退職見込み及び60歳以上の常勤職員数の動向を踏まえ、職員の新規採用を行っております。このため、制度改正により新規採用の抑制にはつながらぬものと認識をしておりますが、引き続き職員の知識技術の継承や年齢構成の平準化等を念頭に、計画的な職員採用に努めてまいりたいと考えております。

次に、昇任への影響についてでございます。

定年引上げに際しまして、組織の新陳代謝の確保と活力の維持を目的として、管理監督職上限年齢制が導入され、管理職に就く職員は、60歳に達した翌年度以降、原則として非管理職に降任することとなります。これにより欠員となる管理職ポストは、60歳未満の職員が担うこととなりますので、制度改正により、管理職登用の抑制につながることはないものと認識をしております。

また、係長級職員については、管理職に就いていた職員が係長級に降任することで、今後、60代の係長が徐々に増加することが想定されます。しかしながら、将来の組織を担う管理職候補者を計画的に育成する必要があるため、係長級職員の定員制限を設ける予定もございませんので、制度改正が係長級への昇任を抑制することにはならないと考えております。

これらの事項については、職員団体との協議の際にも意見として伺っており、中長期的な人材確保及び人材育成の必要性についての認識を共有しておりますので、制度導入後も適宜意見交換等を行いながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につき、永山、戸田より、賛成の立場から討論を行います。

若年労働力人口が減少していく中、意欲も能力も兼ね備えた職員が60歳を迎えても同じ職場で活躍できる場があることは、意義のあることです。複雑・高度化していく行政課題において、職務経験の豊かさが必要になることもあるでしょう。次世代への知識、技術、経験の継承を期待するところです。

若手中堅職員の昇進機会を確保し、組織全体としての活力を維持していく趣旨から、60歳以降は原則として管理職を担わないこととする管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制が導入されます。また、60歳以降定年までの間に退職した職員を、本人の

意向を踏まえ、定年まで短時間勤務の職で再任用することができる、定年前再任用短時間勤務制も設けられているとのことです。

新制度においては、これまで本町が独自に設けていた再任用参与職というものはなくなり、また、選考審査会における選考もなくなり、常勤職員の定年年齢である65歳までが任期となる点は、むしろ望ましいことと思っております。

給与月額が60歳前の7割水準となる制度設計、退職手当の支給時期は定年延長後の実際の退職時に支給され、ピーク時特例が適用されるとのことです。民間での職務経験のある職員の採用とその活躍を思うと、60歳の時点で勤続年数が35年に満たない者に、以降の勤続期間が上乘せされることも望ましい点と言えます。

今回の定年年齢の引上げは、年金支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられたことと関連しており、その意味では大変複雑な思いです。対象となる職員にとっては、人生設計を揺るがす大きな変更であり、近い将来、60歳を超える職員にとっては、マラソンの最終局面において走行距離が延長されるようなものです。住宅ローンを退職金で完済する人生設計をしている場合には、厳しい変化となります。

最後に、これまでも再任用フルタイム勤務職員は、定数条例上の定員に含まれていましたが、新制度においては、選考委員会における選考がなくなること、また、1年ごとの更新ではなく65歳までが任期となることから、採用抑制に関する懸念は一定存在すると考えています。

組織の活力維持のみならず、若年層の雇用を積極的に行うことが、地方自治体の責務であると思えますし、また、若年層や途中採用の職員のスキルやセンスを生かしていくことが求められている、変革の時代を迎えていると感じています。

引き続き、中長期的視野に立ち、計画的、戦略的な採用に努めてくださいと申し上げまして、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7、第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第7号)を議題といた

します。

令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）（案）説明

それでは、第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、光熱水費の値上げ、事業費確定に伴う予算等について、提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億6,407万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を145億5,375万8,000円とするもので、款項別の内容については、82の3ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりです。

次に、第2条の繰越明許費については、82の8ページの「第2表 繰越明許費」にお示ししている1件となっており、その内容については、82の36ページの次に添付してあります「繰越明許費に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第3条の債務負担行為の追加については、82の9ページからの「第3表 債務負担行為補正」にお示ししている22件となっており、その内容については、「債務負担行為（追加設定）に関する資料」に記載のとおりです。

次に、第4条の地方債については、82の12ページの「第4表 地方債補正」にお示ししている2件となっており、第一小学校、第二中学校の高架水槽改修工事の財源及び臨時財政対策債に係るものです。

続きまして、歳入歳出補正予算の内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、御説明申し上げます。

82の15ページからの「歳入」です。

第10款 地方特例交付金、第1項 地方特例交付金、第1目 地方特例交付金、第1節 地方特例交付金563万2,000円の増額、第11款 地方交付税、第1項 地方交付税、第1目 地方交付税、第1節 地方交付税1億6,192万6,000円の増額については、確定によるものです。

次に、第14款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 総務使用料、第1節 ふれあいセンター使用料35万5,000円の減額については、浴室廃止に伴う確定です。

第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 総務費国庫補助金、第1節 総務管理費補助金466万4,000円の増額については、マイナンバー制度の情報連携のため、戸籍情報システムの改修に係る特定財源が措置されるものです。

次に、第2目 民生費国庫補助金、第1節 児童福祉費補助金55万5,000円の増額については、学童保育室の人件費に係る特定財源が措置されたものです。

次に、第3目 衛生費国庫補助金、第1節 保健衛生費補助金73万6,000円の増額については、3歳6か月児健康診査時に使用する屈折検査機器の購入及び新型コロナウイルスワクチン接種時に運行する福祉ふれあいバスの軽油に係る特定財源が措置されたものです。

次に、第5目 教育費国庫補助金、第1節 学校施設整備費補助金62万5,000円の増額については、小中学校におけるプロジェクターの購入に係る特定財源が措置されたものです。

次に、第16款 府支出金、第2項 府補助金、第2目 民生費府補助金、第1節 児童福祉費補助金55万5,000円の増額については、学童保育室の人件費に係る特定財源が措置されたものです。

次に、第3目 衛生費府補助金、第1節 保健衛生費補助金933万1,000円の増額については、高齢者へのインフルエンザワクチン接種に係る特定財源が措置されたものです。

次に、第20款 諸収入、第4項 雑入、第3目 雑入、第1節 雑入500万円の減額については、COOL CHOICE普及啓発事業において、補助要件が見直されたため、事業実施を見送ったものです。

次に、第21款 町債、第1項 町債、第5目 教育債、第1節 学校教育施設等整備事業債1,500万円の増額及び第6目 臨時財政対策債、第1節 臨時財政対策債2,959万3,000円の減額については、先ほど御説明しました「第4表 地方債補正」のとおりです。

続きまして、82の18ページからの「歳出」です。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費、第10節 需用費14万2,000円の増額については、会議録のページ数増によるものです。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第2目 財産管理費、第10節 需用費231万6,000円の増額については、電気使用料の値上げ及び水道・下水道使用料の減です。

次に、第14節 工事請負費3万3,000円の増額については、内線電話増設工事に係るものです。

次に、第17節 備品購入費52万9,000円の増額については、事務機及び公用車の事故防止対策として、バックモニター、カーナビゲーションを購入するものです。

次に、第3目 防災計画費、第10節 需用費2万円の増額については、電気使用料の値上げによるものです。

次に、第5目 財務会計費、第10節 需用費51万8,000円の減額については、予算書作成時のファイルを購入するもの及び予算書、決算書の自己作成によるものです。

次に、第12節 委託料154万円の増額については、決算統計作成時の各種諸表の変更に伴う財務会計システムの改修に係るものです。

次に、第13節 使用料及び賃借料5万6,000円の増額については、予算書作成に係るコピー代です。

次に、第11目 人権文化センター費、第10節 需用費28万8,000円の増額については、電気使用料の値上がりによるものです。

次に、第12節 委託料16万円の増額については、貸館の利用増により、施設開閉等業務が増となったものです。

次に、第12目 公平委員会費、第8節 旅費5,000円の増額については、会議出席時等の費用弁償です。

次に、第13目 財政調整基金等積立金、第24節 積立金9,015万9,000円の増額については、財政調整基金に積立てを行うものです。

次に、第14目 ふれあいセンター管理費、第12節 委託料1,909万円の増額については、光熱水費の値上げ、修繕箇所の増及び新型コロナウイルス感染症対策に係るものです。

次に、第2項 徴税费、第3目 固定資産評価審査委員会費、第8節 旅費2,000円の増額については、会議出席時等の費用弁償です。

次に、第3項 戸籍住民基本台帳費、第1目 戸籍住民基本台帳費、第10節 需用費2万5,000円の減額については、確定によるものです。

次に、第12節 委託料466万4,000円の増額については、マイナンバー制度の情報連携のための戸籍システム改修に係るものです。

次に、第17節 備品購入費1万6,000円の減額については、確定によるものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費、第1目 社会福祉総務費、第1節 報酬32万4,000円の増額については、職員の休職に伴い、会計年度任用職員を任用するものです。

次に、第7節 報償費3万3,000円の減額、第12節 委託料40万7,000円の減額及び第13節 使用料及び賃借料10万4,000円の減額については、確定によるものです。

次に、第2目 障害者福祉費、第1節 報酬146万2,000円の増額については、職員の休職に伴い、会計年度任用職員を任用するものです。

次に、第18節 負担金、補助及び交付金8万1,000円の減額については、補助金交付団体の解散によるものです。

次に、第4目 高齢者福祉費、第10節 需用費2,000円の増額については、福祉ふれあいバスに使用する排気ガス尿素水溶液を購入するものです。

次に、第8目 福祉医療助成費、第11節 役務費4万4,000円の減額については、レセプトのCD作成業務が不要となったものです。

次に、第3項 生活保護費、第1目 生活保護総務費、第11節 役務費10万3,000円の増額、第12節 委託料25万円の増額及び第17節 備品購入費32万1,000円の増額については、生活保護システム更新に伴う各種事務費、パソコン等の購入費です。

次に、第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第3目 子育て支援事業費、第17節 備品購入費142万円の増額については、3歳6か月児健康診査時に使用する屈折検査機器を購入するものです。

次に、第4目 予防費、第10節 需用費2万7,000円の増額については、新型コロナウイルスワクチン接種時に運行する福祉ふれあいバスの軽油代です。

次に、第2項 環境衛生費、第1目 生活環境総務費、第11節 役務費7万5,000円の増額については、狂犬病の案内通知を本年度に限って2回送付するものです。

次に、第2目 環境保全費、第12節 委託料500万円の減額については、COOL CHOICE普及啓発事業において、補助要件が見直されたため、事業実施を見送ったものです。

次に、第3項 清掃費、第2目 塵芥処理費、第10節 需用費821万9,000円の増額については、電気使用料の値上げによるものです。

次に、第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工振興費、第11節 役務費2万5,000円の増額については、ふるさと納税ワンストップ申請の増等によるものです。

次に、第18節 負担金、補助及び交付金720万円の減額については、確定によるものです。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 浸水対策事業費、第10節 需用費7万円の増額及び第3目 公園費、第10節 需用費22万4,000円の増額については、電気使用料の値上がりによるものです。

次に、第5項 住宅費、第1目 住宅管理費、第10節 需用費52万1,000円の増額については、町営住宅退去時の修繕用品の購入、郵便局対応の納付書の作成及び電気使用料の値上げによるものです。

次に、第6項 交通防犯対策費、第2目 防犯費、第10節 需用費210万円の増額については、電気使用料の値上げ及び防犯灯修繕箇所の増によるものです。

次に、第9款 教育費、第1項 教育総務費、第3目 教育センター費、第10節 需用費25万円の増額については、電気使用料の値上げによるものです。

次に、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、第10節 需用費1,858万円の増額については、光熱水費の値上げによるものです。

次に、第11節 役務費15万円の増額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、保護者との電話連絡が増となったものです。

次に、第14節 工事請負費937万6,000円の増額については、第一小学校の高架水槽改修工事に係るものです。

次に、第3項 中学校費、第1目 学校管理費、第10節 需用費930万円の増額については、光熱水費の値上げによるものです。

次に、第11節 役務費25万円の増額については、新型コロナウイルス感染症に伴い、

保護者との電話連絡が増となったものです。

次に、第14節 工事請負費827万3,000円の増額については、第二中学校の高架水槽改修工事に係るものです。

次に、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、第3節 職員手当等9,000円の増額については、支給対象者の増によるものです。

次に、第5項 社会教育費、第8目 スポーツ振興費、第10節 需用費117万1,000円の増額については、電気使用料の値上げによるものです。

次に、第11款 公債費、第1項 公債費、第1目 元金、第22節 償還金、利子及び割引料109万4,000円の増額については、償還元金の増によるものです。

次に、第2目 利子、第22節 償還金、利子及び割引料509万6,000円の減額については、利子の変動によるものです。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

大久保議員 それでは、第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）の中の債務負担行為、新庁舎建設工事30億5,000万円について、3点、お伺いしたいと思います。

1点目、今回の債務負担行為の額は、建物に要するのみの金額か、全体としましては、どれぐらいの予算を想定されているのか。

2点目、今後、ウクライナ危機により建築資材高騰が懸念されておりますが、本町としましては、どれぐらいの上がり幅であれば、本事業が実行可能と考えておられるのでしょうか。

3点目です。他市町村において、庁舎の入札不調が散見されております。現在の情勢から考えれば、本町におきましても例外ではないと考えますが、町長の御覚悟と見解を。また、入札不調とならないための措置、入札不調となった場合の措置等、お考えがあれば、お聞かせください。

総務部長 まず、1点目にいただきました、今回、債務負担行為を設定する30.5億円につきましては、新庁舎建設工事に係るもののみとなっております。

その他、現時点において新庁舎建設に当たり、建設工事費の30.5億円のほかに予定しているものの中で、主なものといたしましては、工事監理費で約8,000万円、机等の備品購入に約2億300万円、古い備品の処分に1,200万円、引っ越し代に約1,500万円、電話やLAN配線の移転に約3,700万円、電算機器類・システムの移転費用に約3億900万円、臨時駐車場賃借料に500万円等で計6億6,000万円程度の支出を見込んでおり、庁舎

建設工事に係るものと合計いたしますと、約37億1,000万円の支出を予定しております。

なお、これら経費については、現時点の想定額であり、変更の可能性があるとともに、ほかにも必要な経費が発生することが想定されるため、適切なタイミングで予算を要求してまいりたいと考えております。

2点目についてでございます。

御指摘のとおり、昨今では世界的な原材料及び原油等エネルギーの品不足や価格高騰の影響を受けて、建設工事の資材価格が急激に高騰しております。特に鉄や木材の価格が高騰しており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時需要が減少していましたが、世界の経済活動の再開によりまして需要が急拡大したことにより、原材料の価格が上昇しているものと考えられます。

新庁舎建設に係る工事費につきましても、例外なく影響を受けており、今回、当初予定しておりました工事費より約20%程度の増額となったものでございますが、現時点では、補正予算で提案させていただいた金額の範囲内での契約を予定しております。もし、予算に不足が生じるような事態が発生した場合については、その都度、町財政への影響などを精査の上、改めて議会で御審議いただきたく考えておりますので、工事費の上限金額をお示しすることはできかねます。

なお、現状の町財政につきましては、令和2年度に庁舎整備等検討チームにおいて、事業費を見直した後の収支見通しにおいて、令和3年度末時点での積立基金残高は約31.1億円となっておりますが、実績では約48.6億円と、約17.5億円の増えとなったこと、また、職員提案のあった歳入確保策においても、ふるさと納税が令和2年度実績約2,600万円から、令和4年度予算現額において約2.7億円となっていることや、令和4年度から基金の債権運用を開始するなど、自主財源の確保にも努めているところであり、不測の事態が生じた際には、状況の変化も考慮し、適切に対応いたしたく考えております。

それから、3点目におきまして、近隣市町村での公共工事入札不調が散見されているという点についてでございます。

御指摘のとおり、昨今におきまして急激に建設資材が高騰しているため、他自治体の公共事業において価格が合わず、入札不調が起きていることについては認識をしているところでございます。

予定価格の設定につきましては、できるだけ最新の単価を反映することや、資材の納期を鑑み、適切な工事期間を設定するなど、入札不調対策を講じてまいります。このとおり入札が成立するよう、万全の措置を講ずるものですが、万が一、不調となった場合には、新庁舎建設は避けて通ることができない事業と考えるため、再度入札すべく工事価格の精査を行い、その予算について、議会において御審議いただきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

山田町長 私の覚悟と見解ということでございますけれども、本町の現役庁舎は昭和47年11月の建設から、既に50年が経過をしており、耐震性能の不足や建物の老朽化などの問題を抱えていることにつきましては、議員の皆様も御承知のとおりでございます。

こうした中、日本各地で発生した大規模地震により、多くの自治体庁舎が被害を受け、災害対応や行政機能に影響を与えたことから、庁舎の重要性が改めて認識されたところであり、庁舎の耐震化については、今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震や付近の断層帯における大規模地震の際にも、防災拠点として、建物を補修することなく使用できること、十分な防災機能を確保することが必要となります。

資材価格の高騰がどれほど入札に影響するかにつきましては、懸念をしているところではございますが、早期に来庁者や職員の安全の確保、住民の生命財産を守る防災拠点としての機能を維持できるよう、不退転の覚悟を持って、本事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 分かりました。

もう1点だけ、再質問させていただきます。

万が一、不調となった場合は、再度入札すべく工事価格の精査を行い、その予算については議会において審議するということなんですけれども、そうなった場合、他の事業にも影響のあることかと思えます。町立体育館、学校プール等、影響があると思うんですけども、この約48.6億円の全基金をシミュレーションに使われると思うんですけども、この建設費の増加について、基金残高が収支見通しの見込みより増加したということで対応できるという見解だと思うんですけども、全ての基金が使えるわけではないと思えます。

この点について、再度、確認させていただきます。

総務部長 議員御指摘のとおり、特定目的基金については、島本町基金条例に規定する設置の目的に合うものにしか使用はできません。

令和3年度末時点において、一般会計に係る積立基金残高約48億円のうち、毎年度発生し得る歳出に対して取崩しが可能な財政調整基金、減債基金及び公共施設整備積立基金が約44億円と大半を占めていることから、設置目的の違いにより、基金残高があるにもかかわらず収支不足に対応できないということはないものと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 続きまして、債務負担行為補正、新庁舎建設工事で、2点、御質問させていただきたいと思えます。

新庁舎建て替えの時期と大阪万博の建設時期が重なってくると思われます。それに伴って、人件費や資材の高騰、また、そもそも人の確保が難しくなると想定できます。仮に世の中の情勢が変化して、完成までに、契約時と比べ大きく予算が膨らんだ場合、入札業者はどのような対応になりますか。また、そういったリスクは想定していますか

しょうか。

もう1点です。

新庁舎建設事業は、本町において大変大きな事業となります。財政難の中での事業ということで懸念しております。大きな予算を伴う本事業を進めることができると判断した財政状況の説明を求めます。また、今後の返済シミュレーションの説明をお願いいたします。

総務部長 まず、1点目の大阪万博との建設時期と重なっているということと、予算が膨らんだ場合についてのリスクの想定等について、御質問いただきました。

様々な要因によりまして、今後、情勢が変化することはあり得ることと思いますが、それが今よりも好転するのか、さらに悪化するのかを予測することは非常に困難でございます。現時点において、本町といたしましては、30億5千万円の範囲内において工事を実施できるものと考え、今回、予算計上させていただいております。

しかし、契約額を見直さないといけないというような状況になった際には、事業者と内容について協議し、額を精査した上で、必要額について予算計上させていただきますので、その予算について、議会において御審議いただきたいと思っております。

2点目につきまして、財政難での事業、財政状況の説明や今後の返済シミュレーションにつきましての御質問でございます。

令和2年度に庁舎整備等検討チームにおきまして、新庁舎建設に係る必要面積の圧縮等による工事費の見直しやふるさと納税の拡充といった歳入確保策を検討し、令和2年12月定例会議におきまして、庁舎整備にかかる設計業務に関して補正予算を御可決いただいた、その結果、本年11月に設計業務が完了したものでございます。

今回、建材等の高騰により、工事費は増額となったものの、令和2年度に庁舎整備等検討チームにおきまして見直しを行った収支見通しと比較しますと、令和3年度末時点での普通会計における積立基金残高は約17.5億円の上振れとなっております。このため、基金残高の増加が工事費の増額分を上回っていたことから、財政運営への影響は限定的であると判断したものでございます。

次に、今後の返済シミュレーションについてでございます。

借入条件を30年償還、据置3年、固定金利0.9%の半年賦、元利均等償還としますと、償還額は約33億5,000万円に対しまして、交付税措置が約7億5,000万円となることから、交付税措置の差引き約26億円を支出することとなりますが、町の支出額を償還期間30年で平均いたしますと、年間約9,000万円の支出を見込んでおります。

以上でございます。

戸田議員 数点にわたり問いますので、取りこぼれがないようにしたいと思います。

まず、繰越明許費です。

戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修業務委託です。令和2年度、令和3年度、

4年度に引き続き、令和5年度も、戸籍をマイナンバーと連携させるためのシステム改修業務を行われます。国の補助金を活用するため、繰越明許による予算計上を行うとのことで、その必要性は理解します。

質問します。

令和5年度の業務内容は、具体的にどのようなものになりますか。一連の連携業務の作業が完了した後、何が、どのように変わるのか。住民側、行政側、両方の側面から御説明ください。また、連携するに当たり、新たに必要となるランニングコストというものはあるのでしょうか。

次、各施設における電気料金の増額についてです。

大変大きな金額になっております。資料人2によると、ふれあいセンターにおけるUSENでんきとの契約において、基本料金の単価に特に著しい変化が見られます。資料の数字によると、値上げ前の単価は1キロワット当たり742.5円、値上げ後が2,776.07円となっています。

そこで、質問します。

経費削減効果が期待され、実際、当初、その成果が見られた新電力会社との契約ですが、資料を見れば、真逆の事態を招いていることとなります。どういった事情によるものなのか、説明を求めます。

もう1つ、電力の基本料金は、最大需要電力を基準に設定されると認識します。契約電力に対し、使用電力量が少ないほど低減効果が高まるとのこと。30分ごとの平均使用電力のうち、月間の最大値で基本料金が決まることなど、これを住民がよく理解して、夏場の空調を適切に使用することで、電気料金は一定抑制できるのではないのでしょうか。基本料金が安くなる、この仕組みの周知の徹底が必要と考え、具体的な周知を求めます。いかがでしょうか。

次に、商工振興費、通信運搬費、郵便料2万5,000円についてです。

ふるさと納税に係るものです。納税者の切手の貼り忘れが多いとのことでしたが、本来、納税者が負担すべき郵送料を町が負担することが、果たして妥当なのかという疑問が若干ございます。町が負担すると判断されたのは、どのような視点から検討された結果なのでしょう。

また、委託業者に納税者の情報を提供するに当たり、個人情報保護に関する配慮はどのようにされてきたのでしょうか。また、今回、どのように改善されますか。納税に関わる個人情報になっております。御答弁をお願いします。

次に、学校管理費、学校高架水槽改修工事です。工事費が、第一小学校2,344万円、第二中学校2,068万3,000円と大変大きな金額になっております。担当職員同席の下、各屋上について現場を拝見しました。お忙しい中、ありがとうございました。多額の工事費が必要であることは、おおむね理解できました。

今回、新たに設置する高架水槽設備の特徴、材質、一般的に考えられる耐用年数、工事手法について、御説明ください。

実施設計費用に係る審議の議会答弁等によりますと、現在の第一小学校の高架水槽は、一般的な耐用年数25年を超えて、既に50年以上が経過しているとのことでした。他校においても同様に耐用年数を超え、それなりの経年劣化が進んでいると思われまます。今回は、全校の状況を確認された上で、二中、一小を優先して工事を行うこととされていますが、今後の年次計画の指針となる全校的な更新計画のようなものは作成しておられますか。

それから次は、債務負担行為です。

新庁舎建設工事、限度額30億5,000万円について問います。

当初の事業計画費を大きく増額しての債務負担行為になっております。当初試算では27億2,000万円、今回の試算では32億5,890万円という建設に係る費用とのこと、うち工事費として30億5,000万円が、今回、計上されています。議案書において、たった1行のこの記載は、大変重たいものです。

1回目、日本建設業連合会が公表しておられる鉄や木材などの資材価格の高騰が、40%、80%というような数字であるのに対して、比べて工事費は約20%増と、比較的抑えた数字になっているようです。工事費を精査して抑制されたことによるものかと思えますが、その抑制とは、具体的にどういったものなのか、御説明をお願いします。

プロジェクトチームを設置して、事業費の見直しを行う以前、令和元年6月、基本計画における見込みが31億4,000万円であったと記憶します。それに迫る規模になっている一方で、材質のクォリティーだけが著しい低下を招いているのではないかと懸念していますが、どういうところを、どのような指針、考え方でもって、どのように変更されたのですか。改めて確認したいと思います。

以上、1回目の質問です。

健康福祉部長 戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム改修業務委託466万4,000円の繰越明許費につきましての御質問でございます。

令和元年5月に戸籍法の改正が行われまして以降、戸籍事務へマイナンバー制度を導入するため、毎年、段階的に戸籍情報システムの改修を行ってまいりました。具体的には、令和2年度には戸籍情報システムに戸籍副本データの送信機能や符号取得機能を構築いたしまして、令和3年度には戸籍副本データ全件送信を行い、今年度——令和4年度でございますが、令和4年度には情報提供用個人識別符号取得作業を行ったところでございます。

これらの作業につきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入のための準備作業として行ったものでございまして、これらを用いて、実際にシステムを稼働させるための改修が今回の主な作業内容となっております。

これらの作業が完了いたしまして、本格運用されました際には、行政手続等における戸籍謄抄本の省略や本籍地以外での戸籍謄抄本の発行などができるものとなります。これによりまして、住民の方にとりましては、手続等に添付を必要としていた戸籍謄抄本をわざわざ本籍地から取り寄せる必要がなくなります。また、行政側にとりましても、戸籍謄抄本の発行件数が減るなど、事務の効率化が図られるものと思っております。

最後に、連携後のランニングコストにつきましては、現在、戸籍システムの使用につきましては、システム会社と使用料に関する契約を締結して運用しております。今回の改正につきましても、本格運用をした際には、これまで紙等で他市町村に郵送していた戸籍の届出書につきましてもデータで送信することとなるため、届出書を読み取るためのスキャナーを新たに使用する必要が発生いたしますことから、その月額使用料など、毎月2,200円——税込みでございますが、それらの支出が発生する見込みとなっております。

以上でございます。

総務部長 施設における電気料金の増額に対してのお尋ねでございます。

本町では、平成28年度から高圧受電施設について新電力の供給を開始しており、見積り合わせによる、できるだけ安価な事業者と契約し、電気代の節減に努めてまいりました。平成30年度から、全ての町施設がUSENとの契約になり、ふれあいセンターは契約電力が500キロワットとなっておりますが、上限を超える月が発生したため、令和2年11月から契約電力を570キロワットに変更しております。

この契約上、変更後1年以内に解約を行うと、その期間中の電気料金の20%を請求されることになったことから、ふれあいセンターを外した形で、令和3年度の調達を指名競争入札で行っており、結果、ふれあいセンター以外の公共施設は関西電力と契約し、ふれあいセンターについてはUSENと契約したままとなっております。

ふれあいセンターにつきましては、本年度に入り、事業者から受入電気料金単価見直しについて通知がございましたので、より安価での契約を検討するため、見積依頼を行いましたが、世界的に液化天然ガスや石炭等、発電用燃料の供給不足により、電力需給の逼迫や燃料価格の高騰が生じて、電力価格の高騰または供給停止といった事態になっており、全ての事業者から、見積り不可及び切替受付不可となったものでございます。

続きまして、最大需要電力についてのお尋ねでございます。

先ほど御答弁させていただいたふれあいセンターの使用電力が上限を超えた月というのは、8月、9月と、まさに夏場でございましたので、議員の御質問にあるように、夏場の空調を適切に利用することは極めて重要であると考えております。本町といたしましては、昨今の酷暑の中、施設利用者の健康面に配慮しながらも、引き続き節電に係る周知に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、債務負担行為の新庁舎建設に係りまして、資材価格の高騰に対して工事

費を抑制した、その具体例はというお尋ねでございます。

新庁舎建設に係る工事費の抑制に当たっての考え方、指針につきましては、基本計画や基本設計でお示ししている内容であります、役場庁舎に標準的に求められる性能や機能は維持しつつ、また、各法令を遵守した上で、内部や外部に使用する材料や設備機器の選定を工夫することで、抑制を図っております。

具体的には、建物の外観のデザインとして採用していますルーバーの設置範囲を見直したこと。使用する内部・外部の建材、設備機器は特殊な建材を使用せず、一般的な建材を採用したこと。電気、空調、換気等の設備機器については、建物規模に応じた経済的、より安価な設備となるよう確認・調整を図るなど、工事費の抑制に努めたところでございます。

ついでには、建物の耐震性能を低下させたり、必要な設備機器を取りやめたり、法的に必要な省エネの性能を遵守しないなどの処置はしておりませんので、御理解賜りたいと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 続きまして、ふるさと島本応援寄附金事業に係る2点の御質問でございます。

まず、返信用切手につきましては、原則的には、本来、寄附者に御用意いただき、送付いただく必要がございます。料金不足の郵便物につきましては、郵便局員の方が窓口で随時来られ、受け取るかどうかを確認されます。ふるさと納税の業務に関しては、数ある市町村の中から寄附者が本町を選択いただき、多額の寄付を行っていただいていること、また、ワンストップサービス事務を非常にタイトなスケジュールで実施していること、さらに、多くの自治体において行政側で郵便料金を負担する制度を導入している状況となっております。

これらのことから、現状は町で切手を貼り付け、受け取りを行うことが望ましいと判断しているところでございますが、より公平性の高い制度とするため、今後、他自治体と同様、全ての寄附者に対して、郵便代を負担することについても検討してまいりたいと考えております。

次に、個人情報に関する御質問でございます。

ふるさと納税に係る業務委託を行う際は、契約書、仕様書において、個人情報の管理や保護に関する厳格かつ具体的な対応を記載いたしております。また、今回の補正予算の内容にも含まれております個人番号を含む個人情報保護に係る書類を送付する際には、通常郵便よりも高いセキュリティーが必要でありますことから、ゆうパックのセキュリティー便を活用し、より厳重かつ安全に送付できるように配慮いたしております。

なお、昨年度までは、ワンストップ申請については、申請書は郵送のみの対応とさせていただきます、町の職員で一連の事務作業を行っていましたが、申請件数が大幅に増加

していること、また、申請者の御負担等も考慮し、オンラインの申請による受付を開始いたしております。これにより、行政及び利用者にとっても、セキュリティーを担保しつつ、より円滑かつ効率的な方法により、申請手続が行えるよう改善したところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 高架水槽改修工事についての2点のお尋ねでございます。

初めに、今回、新たに設置する高架水槽の工事概要等についてでございます。

まず、新たに設置する高架水槽についてですが、既設のFRP製の高架水槽と比較して、強度等、屋外で使用する際の耐久性——耐候性と申しますが——に優れたステンレス製の高架水槽の採用を予定しております。

耐用年数につきましては、文部科学省作成の学校施設の長寿命化改修の手引によりますと、ステンレス製のものは30年、FRP製のものは25年とされております。FRP製のものの場合は設置後の経年により耐久性能が低下するのに対し、ステンレス製のものは強度等耐候性に優れているため、経年による耐久性能の低下が起こりにくく、FRP製のものよりも長く使用することができるものと考えられております。

工事手法につきましては、工場で受注生産された高架水槽を、現地において、移動式クレーン等で屋上まで持ち上げて運び入れ、既設の高架水槽と取り替えるものでございます。なお、現地での設備の交換作業自体は、1日で完了する予定でございます。

続いて、今後の年次計画の指針となる更新計画の作成についてでございます。

各施設の建物ごとの全体的な修繕や改修につきましては、令和3年6月に策定した島本町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に実施してまいりますとともに、受水槽及び高架水槽の具体的な修繕や更新につきましては、各設備の設置年度を踏まえつつ、毎年度実施しております設備点検の結果を基に、その必要性を個別に見定めることにより、適切な維持管理を図るよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時54分～午後3時10分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

戸田議員 戸籍情報システム改修業務について、丁寧な分かりやすい御答弁であったかと思えます。スキャナーによる届出の読み取りなど、案外、アナログであるのだなという印象は持ちました。

質問します。

そもそも、戸籍事務へのマイナンバー制度導入にあたり、どのようなセキュリティーが講じられていますか。1点です。

それから、各施設における電気料金の増額補正について。

節電の周知に努めていただきたい、よろしくお願ひしたいということと、加えて、1点、確認しておきたいことがあります。過去、USENでんきより価格変更にある通知があった際に、関西電力に切り替えるという選択肢もあったということなのではないでしょうか。確認しておきたいと思います。

ふるさと納税については、料金不足と郵送料の負担については、今後の公平性に鑑みた方向性も含めて理解したところです。

本来、ふるさと納税については、税の三原則、公平・中立・簡素、そのどれにも抵触します。地方税の原則にもそぐわない、寄附の理念を歪めるもので、地方公共団体以外の様々な団体への寄附との間にある不平等制も問題です。納税個人情報をも民間事業者と共有することにもなっております。

オンラインの申請による受付を開始されているとのことですが、セキュリティーを担保しつつ、申請手続が行えるようにしたとおっしゃる改善とは、具体的にどのようなものですか。御説明をお願いいたします。

学校管理費、小・中学校の高架水槽改修工事についてです。

この2つの必要性は理解しているつもりですが、このような規模の予算については、本来ならば、年次計画に基づいて、当初予算に計上されるのが望ましいと私は考えています。今後の計画的な更新の指針として、学校施設の長寿命化計画の個別計画が存在することの意義は大きいと思います。残る全ての小・中学校を対象とした更新計画があつてしかるべきではないでしょうか。

また、2,000万円を超える工事が、今後、数年のうちに確実に必要になるであろうということは明白——私はそう思っていますが、財政収支見通しの歳出には組み入れられていないのではないのでしょうか。確認します。

新庁舎に関わつてです。ちょっと視点を変えて、ユニバーサルデザイン計画について問います。

案内サインに「和」の伝統色、琥珀色、水縹色を取り入れることになった経緯として、にぎわい創造課の地域再生マネージャー事業におけるデザイン計画があるとのことですが、それはどのようなものなのでしょうか。この2色の取り合わせは、大変落ち着いていて、品格があり、個人的にはとても好きな色なのですが、視覚障害のある方への見え方としてはどうなのかなという若干の懸念があります。これらを検討されての結果ですか。

以上、2回目の質問です。

健康福祉部長 戸籍事務へのマイナンバー制度導入に当たり、再度の御質問でございます。

戸籍事務へのマイナンバー制度の導入に当たりましては、個人番号と戸籍情報を連携することになりますが、その際、個人番号を直接用いて情報の照会、提供を行うのではなく、個人ごとに符号を割り当てまして、この符号でやりとりをする仕組みとなっております。

り、本人を特定できる氏名等の情報を用いないこととなっております。

この符号は、同一人物であっても、行政機関ごとに異なる符号が割り当てられています。これは、万が一、個人番号の不正利用があったといたしましても、全ての情報が漏えいすることがないように対策を講じたものでございます。

なお、この個人番号ごとに符号を割り当てる作業が、今年度実施した情報提供用個人識別符号取得作業になります。

このほか、法令上の個人情報の保護措置として、戸籍事務に従事する者が戸籍に関する事項を不正提供した場合の罰則などが戸籍法に新たに規定されたところでございます。

以上でございます。

総務部長 電気料金におきますUSENでんきより価格変更にかかる通知があった際の取扱いについてのお尋ねでございます。

新電力会社から供給停止となった事業者に対しましては、セーフティーネットとして、関西電力が受入れを行うこととなりますが、本町の場合、他社で受入れが可能な状況であったことから、新規での受入れはできないとのことでございました。

以上でございます。

都市創造部長 ふるさと島本応援寄附金事業に係ります再度のお尋ねでございます。

オンライン申請につきましては、寄附者がオンラインワンストップ申請サービスを利用して行うものであり、書面にて申請内容を郵送いただくことや役場内に個人情報が記載された申請書を複数年にわたって保管する必要がなくなり、物理的な情報漏えいのリスクを減らすよう改善したものでございます。

なお、当該サービスについては、マイナンバーカードに記載されている情報の取扱いが認められております署名検証者主務大臣認定を受け、非常に厳重なセキュリティー管理がなされているものでございます。

今後につきましては、郵送とオンライン申請を併用しつつ、積極的に寄附者へオンライン申請への誘導を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、庁舎建設に係りますデザインについての御質問でございます。

現在、取り組んでおります地域再生マネージャー事業の1つに、デザイン計画の策定事業がございます。この事業は、地域特有の魅力の形成並びに発信の際に、その表現方法であるデザインの統一感を出し、効果的な表現方法の決まりを定めるため、主に使用する色や文字の書体などの主要なデザイン要素を規定するものでございます。

デザイン計画の策定に当たり、町の魅力を再確認し、将来、目指すべき本町の空気感や魅力が表現されたグランドイメージを描いた上で、当該事業に関わるデザイナーなどの外部専門家と連携しながら、検討に検討を重ねてまいりました。

なお、色を決めるに当たり、色の美しさはもちろんのこと、琥珀色は本町が誇る「住んでいる人の温かさ」を、水縹色はこれまで本町の自然を守り続けてきた「水の清らか

さ」を、色の印象とその名前の響きを通して、本町の魅力が伝わることを大切にして、策定を進めてまいったものでございます。

続きまして、色覚障害をお持ちの方への配慮でございます。

デザイン計画における色を決めるに当たり、色覚障害へは、可能な限り対応できるよう検討を進めてまいりました。色覚障害には、1型と2型、3型という分類があり、色覚障害の大多数を占めるのが、1型と2型の赤緑色覚障害になります。琥珀色、水縹色においては、1型、2型、どちらも、一般色覚の方と色覚障害のある方が比較的類似の見え方をする色であると確認した上で、デザイン計画におけるカラーを決定したところでございます。

また、デザイン計画の色や書体につきましても、あくまで町の魅力発信を行うための基本的なルールとしており、媒体や発信する場所などによって、使用することが望ましくない場合は、柔軟に対応することができるよう、各職員に対しても周知を行っております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 学校施設の各附帯設備の更新にかかる経費の財政収支見通しへの反映についてでございます。

各小・中学校施設につきましては、島本町学校施設長寿命化計画において、老朽化状況の実態を総合的に把握し、改修等の実施計画を策定しているところであり、評価で必要となる劣化状況調査につきましては、施設に設置されている機械設備も含めて総合的に行っており、各附帯設備につきましても、必要に応じて改修を計画していくことといたしております。

例えば、今後、改修が必要になると見込まれる機械設備として、今回の改修工事の対象とする第一小学校及び第二中学校の高架水槽と同時期に設置されている第二小学校北館の高架水槽が考えられます。第二小学校北館につきましては、島本町学校施設長寿命化計画における改修等の実施計画に基づき、現時点におきましては、令和6年度に北館施設の長寿命化改修設計、令和7年度から8年度にかけて長寿命化改修工事を実施する予定で、財政収支見通しに組み込んでいるところであり、当該高架水槽の更新に要する経費も当該長寿命化改修工事の一部として含まれている形となっているものでございます。

以上でございます。

平井議員 1点だけ、今、化石燃料の高騰によって光熱水費の主に電気料金の増額補正が上がっております。

それを抑制するには、使用量を削減する以外にないというふうに思っておるんですけども、何か、使用量を抑えるための対策といいますか、節電とか、そういう取組がございましたら、お示しをいただきたいというふうに思います。

総務部長 電気の使用量を抑えるための対策といたしましては、ソフト面として、照明の間引きや空調の温度設定、パソコンモニターの照度を下げるなど、全庁的に取り組んでいるところであり、引き続き節電に努めてまいりたいと考えております。

また、今後の対応としてですが、ハード面に関しまして、ふれあいセンターにおいては、今年度、照明器具等のLED更新設計業務を行っており、来年度以降、計画的にLED化を進めていくこととしております。

新庁舎につきましても、照明はLEDを採用し、太陽光発電も引き続き整備いたします。また、他の公共施設につきましても、順次、照明器具のLED化に計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今年の冬も、これからますます寒さが厳しくなるというふうに理解しております。

そういった中で、発電容量についても、国が示す最低限の予備率3%以上の確保というのにはされているようにお聞きしておりますが、やはり、これだけ化石燃料が高騰して電気料金に跳ね返っているということは、今、部長がおっしゃったように、徹底した節電対策というのは求められているんだと思います。エアコンの温度についても、今、何度に設定しているか分かりませんが、20度に設定したりとか、不必要な蛍光灯を間引くなりして、徹底した節電をしていただきたい。

それが、強いて言うならばCO₂の削減にもつながってくるので、それについては徹底してお願いしたいんですけども、それについて何か見解ございましたら、お伺いしたいと思います。

総務部長 今、議員から御指摘がありましたとおり、節電対策につきましては、過年度から本庁内で全庁的に取り組んでいる課題でございまして、関電におきます電力の需給逼迫については、予備率3%というようなことは報道でお示しがありまして、指示といったところではないんですけども、幾分、若干、そのような指示については緩和しているような状況ではありますが、引き続き、対応については講じてまいりたいと思います。

それから、室内における空調の温度設定については、現在、19度設定ということでございますので、それ以上について電気を使用しないようにということもやっておりますし、間引きや使っていないエリアの室内の電気については消灯するように徹底いたしております。今後、温暖化に資するようなことにもなってまいりますし、身近なことと言えば、電気代予算の削減にもつながっていくと考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 一般会計補正予算について、何点か、伺っていききたいと思います。

まず、総務費の機械器具費、公用車用備品についてでございます。

これは車のモニターの設置ということで、年度内複数回の物損というか、軽微な事故もありましたことから、それを考慮してということだと思んですが、主に、現在、職員が利用している自動車の台数というのは何台になるのか。今回は、3台についてカーナビやモニターなどを設置するということですが、今後、この増設、今回は3台ということですが、今後の増設を予定されているのかを確認したいと思います。

あと、続きまして教育費、電話使用料についてです。

今回は、全ての分野で電気代の値上げに伴う増額補正というのが各課で上げられているんですけども、小学校費、中学校費については、電気代に加えて、電話代の使用料の増額補正というのも計上をされています。電話代が増えているという理由について、御説明いただきたいと思います。

続いて、民生費、生活保護費についてです。

備品購入費の生活保護システム機器というところですが、これはどういった費用になるのか。医療扶助について、オンラインで情報確認ができるようにするシステムであることは分かるんですが、それが具体的にはどういうものなのか。その目的やメリット、加えて運用の開始時期、これはいつを目指しているものなのか、お答えいただきたい。

もう1点は、これは債務負担行為、新庁舎建設工事についてです。

費用が当初よりも増額となることについては多くの質問がありましたが、私からは、この建て替えの費用が増額となることによって、加えて建設のスケジュールも若干遅れが出ているような現状で、費用増、時期の遅れが、予定していた起債や交付税措置など、補助の条件に影響を生じさせるようなことがないのかどうか、伺いたいと思います。

そして、この庁舎の建設関連につきましては、役場庁舎の建て替えに伴って、文化財の調査についても確認をしたいと思います。島本町文化財保護条例によれば、文化財包蔵地以外の場所であっても工事の際には届出が必要です。これは、庁舎であっても例外ではありません。内部のこととして、おざなりとされているようなことはないのか。もし、調査が必要ということであれば……。

東田議長 議案に集中してください、それは関係ないですから。

永山議員 議案です、議案に関わります。費用が、もし調査が必要ということであれば……、費用に伴うことですので……。

東田議長 庁舎の建設の費用で入ってますので、それについての質疑をしてください。

永山議員 注目しているので、聞かせていただきます。

(議場内私語多し)

東田議長 言っている意味は分かってますか。

永山議員 分かってます。工事費に関わる……。

東田議長 関わるじゃなくて、この建設費は、役場庁舎の建設に関わる分しか入ってな

いって、もう答弁やっていたでしょ。それに関して、やってください。

永山議員 もちろん、その工事費用の増額に関わることとして、これは質問させていただいています。

東田議長 いや、人の話、聞いてますか。

永山議員 聞いてます……（「別の機会に質問したら」と呼ぶ者あり）……。最後の質問については、別の機会ということにいたします。

では、ここまでに質問させていただいた分について、御答弁いただきたいと思います。

総務部長 それでは、まず、公用車につきまして、安全対策ということでバックモニター、ナビゲーションの設置についての予算についてのお尋ねでございます。

今回、3台設置ということでございますけれども、総務・債権管理課が管理しております公用車については、現在、15台ございます。

それと、今回の設備を設置する3台については、比較的購入年度が新しいものについて、設置する予定でございます。

今後の増設につきましてでございますが、購入後20年を経過している車両の買換えをする際に、同様の設備を付けて購入する予定です。また、そのほかの車両につきましても、更新の際に、公用車の目的や用途に応じまして、同様の設備の購入を検討してまいりたいと考えております。

それから、債務負担行為におきます新庁舎建設、そのスケジュールに遅れが生じている、費用増、時期の遅れ、起債に関してのお尋ねでございます。

庁舎の建て替えに当たりましては、公共施設等適正管理推進事業債のうち、市町村役場機能緊急保全事業を活用することとしております。この市町村役場機能緊急保全事業は、熊本地震によりまして、業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である庁舎（行政の中核拠点）が災害時においても、有効に機能しなければならないことが再認識され、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施できるように創設されたものでございます。

当該事業債については、事業期間が令和2年度までとなっておりますが、経過措置として、令和2年度までに実施設計に着手、すなわち契約を締結した事業については、令和3年度以降も、令和2年度までと同様の地方財政措置を講じることとなっております。

本町においては、令和2年度に基本設計及び実施設計に係る予算を御可決賜り、同年度内に契約を締結したことから、費用の増加や時期の遅れがあっても、起債や交付税措置などの条件に影響は生じないものでございます。

以上でございます。

教育こども部長 電話使用料の増額に関してでございます。

各学校全て共通して言えることは、コロナ禍でございまして、コロナ発症に係る事項について、児童生徒の保護者との連絡等に係ること、また、保護者のほうからも、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの相談についても、これまで面談で行っていたものを電話での対応が増えたということなども含めて、電話通話料が増加しておるところでございます。

以上でございます。

健康福祉部長 生活保護費の備品購入費、生活保護システム機器についての御質問でございます。

現在、国におきましては、令和5年度中に医療扶助のオンライン資格確認の運用開始を予定しております。医療扶助のオンライン資格確認におきましては、医療保険における資格確認の仕組みを最大限活用するというものでございまして、今回の備品につきましては、資格確認用の専用端末とルーターの費用を計上しております。

医療扶助のオンライン資格確認のメリット、目的でございますが、それらを導入することで、生活保護業務での医療扶助で使用しております紙の医療券、あと調剤券の発行業務やそれらを受領する手間など、事務コストの低減が図れます。また、被保護者の方が、直接、資格情報や検診情報閲覧できるなどの効果を見込んでおります。

また、運用の開始時期につきましては、現時点では、令和6年3月頃を見込んでおります。

以上でございます。

永山議員 では、関連するものとして、引き続き質問させていただきます。

まず、商工費から。

ふるさと納税に関連する質問が出ましたけれども、私からは、今回の計上されている費用は、ワンストップ申請のための申請書を事業者に送る費用のほかに、切手を貼り忘れていた方のための費用ということですが、全体で、これがどのぐらいに当たるのか。今、計上されている積算は何名分を予定されているのかということをお伺いしたいと思います。

あと、商工振興費の中から中小企業等緊急支援金についてですが、今回は減額補正ということで、720万円。これは御利用がなかったとか、少なかったということだと思っておりますが、情報の周知というのは徹底されていたのか。思ったより御利用がなかったこと、この要因はどこにあるとお考えかということをお伺いしたいと思います。

あともう1つが、これは債務負担行為からで緑地公園住宅等補修工事についてです。

この緑地公園住宅等補修工事は、給湯器の取替えということだと思っておりますが、取替えに関連する費用、台数としては何台分になるのか。前回、御答弁いただきましたときに、寒くなってくる時期になると故障が発生してくるということですが、今、計上されているのが何台分で、既に故障が発生しているとすれば、それが何台あるのかというこ

とについて、御答弁いただきたいと思います。

そして最後、環境衛生費、通信運搬費として、狂犬病の郵便料が上がっています。これについて、お伺いします。

この補正理由については、4月に発送していた予防接種に関する通知を、前倒しに2月に発送するための補正であるというふうに説明がありましたが、本町では、これまでずっと4月に発送されていたのでしょうか。今回、なぜ、これを前倒しすることにしたのか。ちなみに、狂犬病予防法施行規則によりますと、11条で、予防接種の時期は3月2日から6月30日までということになっています。4月に発送するということであると、期間の中に、もう差しかかっている発送ということになりますので、どうして、こういう状態になっているのかについて、御答弁いただきたいと思います。

都市創造部長 まず、ふるさと島本応援寄附金に係ります御質問でございます。

ワンストップ申請の郵送受付分は、12月6日時点で660件あり、そのうち約20件の切手の貼り忘れがあったため、全体の約3%の割合であると認識いたしております。

積算につきましては、ふるさと納税の管理システムにおきまして、今後のワンストップ申請件数が、細かい数字でございますが、2,729通分あると見込んでおり、そのうち、対応可能な幅を持たせた5%分に当たる136件を切手貼り忘れ件数として予定いたしております。

なお、本来であれば、切手を貼って郵送いただく必要があると認識いたしておりますことから、寄附者による郵送手続が不要となるオンラインによるワンストップ申請も令和4年10月末から導入いたしており、今後、オンラインを利用した寄附を周知し、予定した件数を縮小できるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、中小企業等緊急支援金事業についてでございます。

まず、情報の周知につきましては、令和3年度と同様の頻度と方法を踏襲いたし、町ホームページと町広報誌を活用し、周知に努めたところでございます。令和3年度の申請件数が97件、令和4年度の申請件数が84件となっており、昨年度と比較して、86.5%の申請となっているところでございます。

次に、減額となった要因でございます。令和4年度の申請要件といたしましては、融資は受けたが、既に返済が終わっている事業者につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する融資制度において借入れがない状態であることから、制度の申請対象外といたしており、融資制度において借入れがある状態の事業者の減少が、申請件数減少の主な要因であると考えているところでございます。

続きまして、町営緑地公園住宅に係りますガス給湯器についてでございます。

まず、今回の債務負担でお願いいたしております令和5年度の台数につきましては、給湯器15台分を見込んでいるところでございます。

なお、参考までに、本年度における給湯器の故障につきましては、本日までに13台が

故障をいたしました。全て、既に取り替えが完了しているところでございます。

最後に、衛生費の狂犬病の郵便料についてでございます。

当該郵便料につきましては、飼い犬登録をされている世帯に対しまして、狂犬病予防注射に関する案内を送付しているものでございますが、この案内の送付時期につきましては、狂犬病予防法で定められている狂犬病予防注射済証の年度切替えの時期である3月に合わせて、本町でも送付いたしておりました。

しかしながら、令和2年3月に案内を送付した後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたため、同年4月に集合注射を中止する旨の案内を送付いたしましたことから、本来、令和3年3月に送付する予定であった案内を翌年度の4月に行い、以降の発送時期も、令和4年4月となってしまっておりました。

このような経過から、4月となっております発送時期を、本来発送する時期として望ましい2月に正すべく、今回、補正予算を計上させていただいたところでございます。御理解賜りたく存じます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

債務負担行為のことで御答弁いただいたことですが、15台で、もう既に13台ということですね。想定した台数以上の故障がこれから発生するかもしれません。市場では現在も品薄の状況が続いており、もし、これ以上の、残り13台ということですので、2台以上が故障すれば、またお待たせしてしまう、修理に時間がかかってしまうかもしれませんが、この点はどのように考えているのかも教えていただきたいと思っております。

最後にですが、先ほどの狂犬病の注射の郵送の件ですけれども、御答弁いただいた内容ですと、コロナのときに、本来、発送する時期の分として予算計上されていたものを中止するために使ってしまったというふうに理解したらいいですか。それを確認したいと思っております。だとしたとしても、コロナという特別な事情であることと、予防接種に関連する郵便物として使われているということで、これは許容範囲だと考えていますが、一応、事実確認のために質問します。

都市創造部長 まず、1点目、給湯器に関する御質問でございます。

まず、令和4年度におきましては、入札減もございまして、単価契約をいたしておりますことから、16台分の予算が確保できておりまして、今回、もう13台、既に交換済みということでございます。あと3台についてはストックを準備しているところでございまして、それを超えるようなことが生じましたら、また、何らかの対応はしっかりと考えていく必要があるというふうに思っております。例えば、空き室が数部屋ありますことから、場合によりましては、誰も住んでいない空き室から給湯器を移設するというとも考えられるかなというふうに思っているところでございます。

あと、郵送料についてでございます。

まさに議員お見込みのとおり、本来使うべきところの予算を先食いで、集合注射の中止のお知らせに使ってしまったということが原因でございます。

以上でございます。

戸田議員 3回目の質問になります。

学校施設における電気料金の増額について、問いたいです。

小・中学校における補正額が、大変大きいのが気になります。環境教育、社会勉強の一環として、児童生徒に電力の基本料金が最大需要電力を基準に設定されることを知った上で、空調を活用してほしいと思います。

暑さ対策として、もはや空調は欠かせないアイテムですが、現状、その使い方に課題があるのではないかと感じてなりません。もちろん、コロナ対策というのは分かった上です。庁舎内のように、広く一般に快適と思われている温度よりも若干高い冷房温度の設定が、環境、町財政、そして児童生徒の体調管理、全ての点から望ましいと考えて、問うております。

まず、小・中学校、保育所における空調の温度管理について、今一度、御説明をお願いいたします。環境対策、児童生徒の健康管理、町財政、全ての視点から、適切な温度設定を今一度徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょう。

もう1点、新庁舎建設費に関わって問います。

先ほど、重要な御指摘があったと思います。埋蔵文化財についてです。確かに、今回の工事費には含まれていないのかもしれませんが、しかしながら、本来、埋蔵文化財の調査というのは原因者負担ですから、この場合、庁舎建設は島本町ということになるんですけど、本来ならば工事費に含まれていなければならないのか。その辺りのところが、私もちょっと認識不足で分かりかねますので、その点について問いたいと思います。

そして、この敷地内において、既に埋蔵文化財調査は行われているのか、今後、される予定なのか、費用負担はどこにあるのか、その辺りのところを明確にさせていただきたいと思います。

教育こども部長 まず、1点目、学校の電気料金の増額補正に関するお尋ねでございます。

小・中学校におけるエアコンの温度管理につきましては、夏季のエアコンの使用時は、室内温度が28度となるように設定温度を23度から24度ぐらいに調整して、稼働しております。また、冬季のエアコンの使用時は、室内温度が22度となるように設定温度を調整して稼働していると聞いております。

小・中学校におきましては、児童生徒及び教職員等の健康面への影響と暑さ、寒さの負担を和らげ、より快適な学習環境を確保するために、普通教室及び特別教室にエアコンを設置し、運用いたしております。

コロナ禍により、換気を行いながらの運用となり、エアコンへの負荷が増大しているところではございますが、エアコン設備は多くのエネルギーを消費するものであります

ことから、快適な学習環境づくりだけではなく、省エネルギーについても配慮しながら運用することが重要であると考えております。

また、保育所及び幼稚園につきましても、児童が室内外を自由に移動できる保育環境の維持とコロナ対策としての観点から、保育室等の出入口や窓の開閉を繰り返しながら保育を行っており、可能な範囲で適正な温度管理を図りながら運用しているところでございます。

これまでも、各小・中学校、保育所及び幼稚園においては、省エネルギー対策について一定取り組んでおりますが、今後につきましては、児童生徒及び教職員等の健康管理を維持しつつ、環境負荷の低減及び電気代の節約に、より一層努めてまいりたいと考えております。

また、新庁舎の発掘に係るお尋ねでございますが、役場新庁舎建設工事に伴う試掘調査につきましては、現在、令和4年12月9日から準備及び測量等を始め、12月10日及び12月11日の両日で掘削作業を行いました。新庁舎の建設は、基礎掘削の範囲が約1,080平米、深さが約3.5メートルの工事が予定されているため、大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱いにかかる試掘調査・確認調査実施要領に基づき、基礎掘削の面積の5%である54平米となるよう、6か所の試掘杭を設定し、現地表面から3.5メートルまで確認をいたしました。

その結果、深さ3.5メートルまでは、鶴ヶ池を埋め立てた際の盛土であることを確認しておりますので、今後、実際の文化財調査に係る費用ということでございますが、文化財調査本調査を行う必要はないので、費用はかかりません。

以上でございます。

中田議員 電気価格高騰による電気使用料のことについて、お尋ねします。

先ほど来、度々他の議員からも言及、質疑があったところですが、これに伴う補正予算の必要性は理解するものの、私も今後の対策、電気使用料を抑えるための対策の重要性については気になっているところです。

先ほど、これに対して、ソフト面では省エネ、ハード面ではLED化を進めていくというお答えだったと思いますが、対策としてはもう1つ、電力の自給率を高めるということもあるかと思えます。電力供給の自立性を高めれば、こういった世界、社会情勢に影響されないようになりますよね。なので、自給をして自然エネルギー率を高めることは、環境配慮にもなりますし、町財政のレジリエンスも高めることになると考えます。この点も、今後の対策として進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。これが1点目です。

それから、2つ目は庁舎の件です。

庁舎に関しては、当初の段階から生物多様性に配慮するよう事業者に求めていたと思えますが、その配慮内容は、出来上がった設計にどのように落とし込まれたのか、この

際、伺っておきます。

それから最後に、学校の電気使用料についてです。

これも確かにほかと比べて高いなと思います。電気使用料の補正額を、それぞれ庁舎だったり、清掃工場だったりの分が上がっているんですが、比べてみました。そうすると、庁舎、清掃工場は、令和4年度の当初予算の約25%分ほどが、今回補正されているんですが、小・中学校のそれは、当初予算の電気使用料分の約60%分も、今回補正されています。補正額の割合が相当高いですが、その要因は何と考えられますか。

先ほど設定温度が高い、いろんな答弁の中で、庁舎よりも学校が高いということも分かりましたけど、この辺りの要因が何と考えているか、伺っておきます。電気価格の高騰以外の要因がほかと比べたときにあると思われまます。電気消費量が当初予定より増えているのか、だとすれば、その要因は何か、伺っておきます。

総務部長 電気料金高騰に係りまして、電力供給の自立性を高めてはとのお尋ねでございます。

電力供給の自立性という点で言えば、太陽光発電など再生可能エネルギーが想定されますが、新庁舎につきましては、実施設計書の概要版でもお示ししておりますとおり、さきにも御答弁申し上げましたが、自然エネルギーの利用や省エネ設備機器を採用することで環境に配慮した庁舎整備を考えており、太陽光発電パネルの更新も予定しております。

先ほど、ふれあいセンターの照明器具のLED化についても御説明いたしましたとおり、財政状況も踏まえつつ、今後も施設の更新の際には、新庁舎整備と同様の趣旨で、自然エネルギーの利用や省エネ設備機器への更新などに取り組み、ひいては町財政の自立性、電力供給に関する自立性を高めてまいりたいと考えております。

続きまして、新庁舎建設に当たりまして、生物多様性に関するお尋ねでございます。

隣接するヒメボタルの生息地への配慮といたしましては、生息地に面する建物の壁面の窓を極力少なくし、窓の内側にはカーテンやブラインドを設置することで、配慮してまいりたいと考えております。また、付近の街灯などの屋外照明については照明の向きを配慮し、また、人感センサーを採用し点灯時間を抑制するなど、配慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 学校電気使用料についてのお尋ねでございます。

小・中学校における電気使用料の増加の要因につきましては、電気価格の高騰と電気使用量の増加でございます。電気使用量増加の主な要因といたしましては、令和4年度に各小・中学校の体育館に空調設備としてスポットバズーカの整備、運用開始をしたことによるもの。また、新型コロナウイルスによる部活動の活動停止措置が解除されたことに伴い、令和3年度と比べて部活動の実施日数が増え、施設内の実施する部活動につ

いては、照明・空調設備等を使用することによるもの。そして、GIGAスクールが令和3年度から開始し、令和4年度から本格的に軌道に乗り出したことに伴い、各学校においてプロジェクターを使用した授業が、令和3年度に比べて増えたことによるものであると考えており、学校施設においては、これらの要因が複合的に重なったことにより、このたび多額の増額補正を行う必要が生じたものと認識をいたしております。

また、予算で、令和4年度の当初予算の額から補正後の額で見ると、今、中田議員お示しいただいたように1.6倍ぐらいとなっておるところではございます。この予算を作成するのが、大体前年度の9月頃までの支払いに基づいて、令和4年度の予算であれば作成しておるところでございまして、その時点での、これまでの使用実績などを含めて、例えば小学校であれば、過去であれば2,700万円程度が上限でありましたので、令和4年度は2,700万円ということで予算要求、令和3年度もその程度で収まるかということだと思っておったんですが、10月以降も実績として増えまして、結局、令和3年度の決算額が3,300万円を超えたということもありまして、それらも踏まえて考えると、令和3年度の決算額と令和4年度の今回の補正予算を含めた額でいきますと、大体、小学校でいけば1.27倍ぐらいになるような額になっているかなというように思います。

以上でございます。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後3時54分～午後4時10分まで休憩)

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

中田議員 庁舎の件です。

ヒメボタル、生物多様性への配慮、ハード面でしていただいたことは分かりました。こういった配慮というのは、せっかくしてみたものの、実際運用してみたら、自然相手であるがゆえに、なかなかうまくいかないこともあると思いますので、様子を見ながら、これで終わりではなく、引き続き対応調整等、お願いしたいと思います。これについては、質問はしません。

電力高騰の件です。

先ほど、エネルギーの電力供給の自立性のことを伺いました。施設更新の際にはということで、自然エネルギー利用のことも高めて、更新などに取り組んでいきたいというような内容でしたが、施設更新だけでなく、こういった自然エネルギーとか、エネルギーの自給については、島本町は他市町村と比べても公共施設の中でかなり低めだと思っておりますので、この点は気にするとか、この面を、もう少し考えていっていただきたいと思っております。

この電力価格の高騰に関連して、電力調達についても、この点、伺っておきます。

近年、あまりうまくいってはいなかったものの、電力調達における環境配慮ということを行ってきたと思っております。地球温暖化対策としても重要ですから、今回の影響で、こ

の点が後退することを懸念するんですが、環境配慮の視点を引き続き持って、電力調達には臨むべきと考えるんですが、この点、伺っておきます。

それから、学校施設の電気使用料の件です。

近年、毎年、12月補正でジワジワと補正が上がって、増えてきていますよね。先ほど、令和3年度決算と比べると1.27倍ぐらいであるということは言われてたんですが、例えば、平成30年度決算額と比べると、やっぱり、すごく増えているんですね。小学校で言うと、平成30年度は2,181万円だったのが、今回、補正後で言うと4,300万円ですよね。中学校で言うと、1,220万円だったのが、今回、補正後で言うと2,100万円になっており、かなり上がってきています、小学校は特にですね。

これについての対応ですが、これまで何度も、こういったときに省エネのことは指摘してきましたが、考えられるのは、学校施設ではLED化だと思います。これは他の議員からも指摘があったことと思いますが、そのLED化の予定について、進捗状況を伺っておきます。

総務部長 電力調達についてのお尋ねでございます。

役場庁舎をはじめ、町内の公共施設の電力調達につきましては、過去、温室効果ガスの排出割合に配慮して指名競争入札を実施したところ、辞退者多数で不調となった経過がございます。現在は、世界的に液化天然ガスや石炭等、発電用燃料の供給不足により、電力需給の逼迫や燃料価格の高騰が生じて、電力価格の高騰、または供給停止といった事態になっており、新電力各社の市場の動向が思わしくない状況となっております。

また、本町のような小規模自治体で、入札に参加する事務的なコストが利益に見合わないといったことが想定されると認識しており、本町が単独で環境に配慮した電力調達に入札等事務を進めるということも、前回同様、不調となる可能性が現時点では高いのではないかと考えております。

大阪府におきましても、再生可能エネルギーに配慮した電力調達を府内複数市町村の共同調達で行うということを目指して調整されており、本町もこれに参加できないかということを検討しておりましたが、本件についても、現状では話が進んでいない状況でございます。

しかしながら、今後も、このような手法も含め、可能な対応というのを検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 学校施設のLED化についてでございます。

公共施設のLED化につきましては、計画的な実施が必要となりますことから、学校教育施設を含めた公共施設全体の整備スケジュールを、総合政策部で、現在、調整いただいているところでございます。その調整の中では、小・中学校施設におけるLED化に向けた今後の予定といたしましては、全ての小・中学校施設においては令和5年

度に実施設計を行うことが想定されており、その予定に合わせて事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

大久保議員 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第7号)について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

本補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億6,407万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ145億5,375万8,000円とするものです。その主な内容は、電気使用料の値上げによるもの、町立小・中学校高架水槽改修工事の請負費等です。

この中で、債務負担行為、新庁舎建設工事30億5,000万円が含まれており、本事業は令和5年4月1日から業務を開始するため、令和4年度中に入札を実施、令和7年度に新庁舎を完成するための大変予算規模の大きな事業です。しかしながら、新庁舎建設に関しましては、過去に二転三転をしました経緯もあり、着工のタイミングが当初の計画より大変遅れました。

現在、ウクライナ危機とも呼ばれ、戦争の終結を見ないまま、世界的なエネルギー不足や食糧不足などを招いております。平時ではなく有事の状態で、従来から続く慢性的な職人不足、新型コロナウイルスによるウッドショック、ガソリン代や電気料金の高騰、低金利政策による悪い円安の継続、ウクライナ情勢を起因とするロシアへの経済制裁による建築資材高騰が続き、当初、約25億円の予算規模が示されましたが、30億5,000万円に膨れあがっております。

現状を推察いたしますと、担当部局の努力により、約5億円の値上がりで止まっておりますが、このままの世界情勢の悪化が進みますと、入札不調などの不測の事態も懸念されます。また、本町の今後の予算に及ぼす影響や未来像などを考えれば、容易に賛成できる案件ではありません。

私たち大阪維新の会としましては、庁舎機能や公共施設はなるべく集約していただくよう、再三、お願いをしてまいりました。特に、庁舎機能は防災無線などを設置されているふれあいセンターに建て増しなどの処置をされ、現庁舎の危険な箇所勤務されている職員の緊急避難的処置をしていただき、庁舎機能の集約をしていただくようお願いをしてまいりました。

今後のコロナ禍やウクライナ危機の影響は、我が国の安全保障や経済環境にも深刻な影響が懸念されます。一度、議会でも可決された案件でもあり、見直すことは大変難し

いと存じますが、現状に臨機応変に対応をしていただき、負の遺産とならないように願うばかりであります。

いずれにいたしましても、日本が今、置かれている現状を鑑みますと、安易に賛成できないとの結論に達しました。私たち会派が懸念しているような状況にならないよう、不測の事態に対する今後の方針、解決策を検討されるよう要望し、反対の討論とします。

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算の大部分は、燃料価格高騰による電気代値上げを受けて、電気代の増額補正が多数上げられています。ロシアのウクライナ侵攻の長期化は、私たちの生活を含め、世界規模で大きな影響を引き起こしていると言えます。影響は今後も長引くことが懸念され、その心づもりと、努めて無駄を省きつつ、かつ電力調達における環境配慮についても前向きに進めつつ、適正な予算執行を行っていく必要があると考えます。

庁舎の建て替え費用は、当初計画の2億5,300万円から増額された……、数字、訂正します。

東田議長 この際、暫時休憩します。

（午後4時21分～午後4時22分まで休憩）

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永山議員 建て替え費用が当初の計画から増額されて、30億5,000万円で債務負担が上げられている点について……。

東田議長 この際、暫時休憩いたします。

（午後4時22分～午後4時22分まで休憩）

東田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永山議員 引き続き、討論を行います。

庁舎建て替え費用が、当初の計画から増額されて30億5,000万円で債務負担に上げられた点について、これもまさに世界的な物価高騰のあおりを受けたものと言えます。庁舎の建て替え事業については、紆余曲折があったものの、様々な事象、今、起こっている、これから起こるであろう様々な事象を検討し、そして、収支の見通しについても、不測の事態など、様々検討の上で進めていっているものであり、そこで働く町職員の命を守り、また、災害時に防災拠点となし得るように建て替えを行うものであって、このことは住民福祉に資するものと考えます。

当初の予定よりも増額となっているものの、事業目的の必要性などから見て、これは必要な増額である、この事業そのものも必要な事業であると考えます。ただ、事業期間が数年に及ぶことから、今後も注意深く推移を見ていく必要があるということは付け加えたいと思います。

小・中学校の高架水槽改修工事費用については、学校施設にとって不可欠な施設であって、改修費用の計上は認められるものです。しかしながら、小・中学校2校で4,000万円を超える金額となっており、これは高額なものです。以前から傷みが指摘されていたことを考え合わせると、ほかの大きな事業との兼ね合いも考慮して、計画的な改修を行っていくというアプローチも、今後は検討課題ではないかと思います。

ごみ処理に関連して、リサイクルのごみ分別等、事業を大きく見直した点については、費用削減とともに清掃工場に勤務される方の労働環境改善にも配慮をした対応として、評価ができるものと考えます。現状で事業が回っている場合、見直すべき点があっても、改善が遅れがちです。そういった点からも、積極的な姿勢を評価いたします。

しかしながら、ごみ問題のフェーズは、ごみそのものの削減に移っています。今後は、その積極性をごみの削減に向けて、さらに改善を図っていただくように強く求めます。

歳入にも関わってくるのですが、ふるさと納税に関連する費用増についてです。ふるさと納税の控除額に関わる書類については、事業者への郵送料も含めた増額補正となっています。ふるさと納税制度について、そのものは問題があるものの、現行制度下では取組は不可欠です。着実に利用者が増加していることは、工夫や取組の効果であると考えます。切手代1万1,000円も、約136人分の切手を貼ってない分についても、次につなげるための心配りということで、許容性の範囲内であると認めます。ただ、反面、ほかの利用者との公平性という問題もあることから、今後も慎重に執り行っていただくように求めたいと思います。

そのほかの項目についても、これら全て適正な予算計上であると判断いたします。

以上をもって、賛成の討論を終わります。

東田議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算(第7号)に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

まず、歳入歳出それぞれ1億6,407万6,000円を追加し、歳入歳出総額が145億5,375万8,000円となります。ほとんど質疑と答弁にて一定の部分の詳細までが出ましたので、割愛させていただきますが、主に電力の価格に伴い、各種電気使用料に関わる増額であります。

電力価格だけではなく、新型コロナウイルス感染症防止対策におきまして、やはり換気の必要もあるという状況でございますし、この時期から行けば、職員においては、やはり年度末、また、学生の皆さんにおいても受験が控えている状況でございますので、使用料の削減というのがなかなか難しいところであると考えますが、やはりLED化、各個別計画も立てていらっしゃると思いますが、随時尽力して前倒しができるようにお

願いたいと思っております。

他に、やはり大きな観点としましては、債務負担行為で上がっております新庁舎建設工事におきましてでございます。

まず、この島本町新庁舎建設基本計画というのが令和元年（2019年）6月に示されました。その当時の事業スケジュールでいきますと、本来なら、令和元年9月に基本設計、実施設計が発注される予定でありました。しかしながら、ここが、令和元年9月、先送りの方針が表明されたところであります。

ここから、この時期において、実施設計の概要版が出たのが令和4年11月、また、基本設計書が出てきたのがこの令和4年1月。この間におきまして、種々議論されていることにおいても、否決をしたわけでもなく、尽力していただくことにはありがたいことではございますが、やはり、もともとの計画からずれ込んでいる期間において、現在の高騰に関わってきてしまっているという部分もあります。

本来なら、工事発注は令和3年度にはスタートしている予定でございました。ここでいけば、高騰価格も、全部が全部ではなかったであろうという部分には残念ではあります。実質上、見直しもされながら進めていただいておりますので、表決としては賛成させていただく内容でございます。

各種詳細の部分もございますが、大きな焦点を2点にさせていただき、自由民主クラブとしては賛成の討論とさせていただきます。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）について、公明党を代表し、討論を行います。

公用車用備品につきましては、公用車3台に対し、カーナビやバックモニターを設置されます。これまでの事故発生状況を考えると安心につながるものと考えますが、設置したからといって、頼り切らず、しっかりと目視での確認も怠らず、安全運転に努めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、高騰に伴い、各所の電気使用料が増となっております。他の議員からも様々質疑がございましたけれども、このことにつきましては、日々の工夫で少しでも削減ができるものと考えますので、よろしくお願いをいたします。

そして、3歳6か月健診における屈折検査の導入のための機器として、スポットビジョンスクリーナーの購入予算については、3歳6か月健診での弱視を早期に発見し、治療につなげられるものとして、大変評価をいたします。

そしてまた、新庁舎建設工事におきまして、このたびの物価高騰に対しましての予算計上が高騰しております。しかしながら、役場庁舎におきましては、災害時、本部拠点ともなります。そしてまた、住民の皆様の財産、命を守る拠点としても、大変重要な場

所であると思います。確かに、他の議員からもありましたけれども、今後、ますますの物価高騰の心配はよぎらないわけではございませんけれども、しっかりと、ここまで、この新庁舎建設においてこぎ着けられたということは、1つの評価として、今後、着実に進めていっていただけるよう、要望をしておきます。

他の予算につきましても適正と判断いたしまして、賛成といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

東田議長 起立多数であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8、第83号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

令和4年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)(案)説明

それでは、第83号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算(第3号)について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、電気料金の値上げ等及び債務負担行為の設定に伴う予算を提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。第3条は債務負担行為の設定に関する補正で、その内容については、「債務負担行為(追加設定)に関する資料」に記載のとおりです。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

83の5ページ、「収益的支出」です。

第1款 水道事業費用、第1項 営業費用、第1目 原水及び浄水費604万円の増額については、電気料金の値上げにより、取水場施設5か所の電気使用料並びに大藪浄水場に設置している取水ポンプや送水ポンプ等及び国木原取水場外5か所に設置している取水ポンプ等に係る動力費の補正です。

第2目 配水及び給水費76万円の増額については、電気料金の値上げにより、山崎加

圧ポンプ場外4か所の施設に係る電気使用料及び山崎加圧ポンプ場外3か所に設置している加圧ポンプ等に係る動力費の補正です。

第4目 総係費29万3,000円の増額のうち、節 旅費6万4,000円の増額については、4月1日から採用している会計年度任用職員について、通勤経路が確定したことによる補正で、節 光熱水費22万9,000円の増額については、上下水道部庁舎に係るもので、庁舎電気使用料及び庁舎ガス使用料については、それぞれ値上げによるもの、庁舎下水道使用料については、水質試験室における洗浄等の使用回数の増による補正です。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

東田議長 起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、第84号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）（案）説明

それでは、第84号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正予算については、電気料金の値上げ等に伴う予算を提案するものです。

それでは、順次御説明申し上げます。

第1条は総則、第2条は収益的支出の予定額の補正で、款項別の内容については、お示ししているとおりです。

続きまして、補正予算の内容について、計画説明書により御説明申し上げます。

84の5ページ、「収益的支出」です。

第1款 下水道事業費用、第1項 営業費用、第2目 ポンプ場費107万1,000円の増額のうち、節 動力費105万1,000円の増額については、電気料金の値上げによる電気使用料の増額、節 光熱水費2万円の増額については、山崎ポンプ場に設置しているスクリーン等の清掃に使用する水道水の使用水量が増加したことによるものです。

以上、簡単ではありますが、令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

東田議長 これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 次に本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

東田議長 起立全員であります。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から12月25日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から12月25日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、12月26日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

(午後 4 時35分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一般質問

- 川嶋議員 1. 避難行動要支援者の避難支援強化について
2. 妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援について
- 永山議員 1. 「香害」についてさらに進んだ取り組みを
2. 財政見通しの在り方について
- 伊集院議員 1. PPP（官民連携）／PFI推進について
2. 「こどもまんなか」行政を目指し～児童虐待 vol. 2～
- 平井議員 「小・中学校区の弾力的運用制度」の廃止について
- 第77号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第78号議案 大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 第81号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第82号議案 令和4年度島本町一般会計補正予算（第7号）
- 第83号議案 令和4年度島本町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第84号議案 令和4年度島本町下水道事業会計補正予算（第2号）

令和4年

島本町議会12月定例会議会議録

第3号

令和4年12月26日(月)

島本町議会 12月定例会議 会議録 (第3号)

年 月 日 令和4年12月26日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1番	川嶋 玲子	2番	野口 日利美	3番	山口 博好
4番	中嶋 洵智	5番	大久保 孝幸	6番	福島 保雄
7番	長谷川 順子	8番	中田 みどり	9番	東田 正樹
10番	平井 均	11番	伊集院 春美	12番	清水 貞治
13番	戸田 靖子	14番	永山 優子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山田 紘平	副 町 長	藏垣 武博	教 育 長	中村 りか
総 合 政 策 部 長	北河 浩紀	総 務 部 長	川畑 幸也	健 康 福 祉 部 長	原山 郁子
都 市 創 造 部 長	名越 誠治	上 下 水 道 部 長	近藤 治彦	消 防 長	三浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡本 泰三	会 計 管 理 者	永田 暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多田 昌人	書 記	坂元 貴行	書 記	村田 健一
---------	-------	-----	-------	-----	-------

令和4年島本町議会12月定例会議議事日程

議事日程第3号

令和4年12月26日(月)午前10時開議

日程第1 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

(午前10時00分 開議)

東田議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第1、第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

なお、本案2件につきましては、去る12月14日の本会議において総務建設水道常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

清水委員長 おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る12月14日の本会議におきまして、本委員会に付託されました第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について及び第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についての2件について、12月19日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過といたしまして、付託されました2件の条例案につきましては、既に本会議において各々説明されたところではありますが、担当職員の出席を求め、質疑を行い、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、同日、討論、採決を行いました。

採決の結果、両条例案ともに、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思っております。

以上をもちまして、委員会審査についての委員長報告といたします。

東田議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案2件の総務建設水道常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

長谷川議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、反対討論をいたします。

本施行条例は、国の個人情報保護法に合わせるため、島本町独自に持っていた条例を廃止して、新たに制定されるものです。新たな条例の中でも、情報開示期間について15日とされたこと、手数料を現行と変わらず無料とされた点は、評価いたします。

しかし、国の法律では、データ流通が重視されており、個人情報の漏えい、プライバシーの侵害等の点で、現行の条例より、内容に懸念を覚えざるを得ないものとなっています。また、町の個人情報保護条例ではなく、個人情報保護法の施行条例となっている点も、自治体の裁量にまかされているところが非常に少ないといえ、町の、自治体として個人情報をできるだけ守るのだとの姿勢の点で、不安を覚えるものです。

また、匿名加工情報の提供制度の取扱いについても、その導入について慎重に検討すること。今後は、町ででき得る限りの個人情報保護への取扱いを求めた上で、本条例案に反対の討論といたします。

以上です。

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、戸田より賛成の討論を行います。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めるものであり、これにより、島本町個人情報保護条例は廃止されます。

デジタル社会の進展に伴い、官民を超え、地域を超え、個人情報の利用が著しく拡大している現状、さらなる利活用が進められようとしている状況を踏まえ、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体、それぞれにあった規律を、国の定める個人情報の保護に関する法律に統合し、ルールや運用の統一を図るということ。その必要性は一定理解できます。

今回の法改正は、新たな産業の創出や活力ある経済社会等の実現に資するよう、個人情報の有用性に着眼している点、個人情報保護と利活用との両立を目指そうとするところに特徴があります。背景には、情報の質、多様性、量、スピード、利活用の手法が著しく変化していることへの対応課題があります。好むと好まざるに関わらず、この流れはもはや止められず、求められる保護の水準を満たしていない団体への措置、また、利用停止、消去請求権、第三者への提供禁止請求権の要件緩和などをはじめとする権利保護の強化、事業者の責務の追加などがなされたものと受け止めています。

一方、これまで各自治体が人権擁護の視点から制定していた条例は廃止され、自治体独自の考えや運用を許容されないものとして否定することにもなっています。地方公共団体ごとの条例の規定や運用の相違が、広範囲かつ有用なデータ利活用の支障となり得るからです。

法的安定性を担保する必要から、地方公共団体の法解釈に一定の制限が設けられ、例えば、目的外利用や外部提供について、これまでのように島本町情報公開・個人情報保護運営審議会の判断を仰ぐことができなくなります。従前よりも、自治体の裁量が及びにくくなるという点において、これまでとは個人情報の保護を巡る環境は変わります。

具体について、手数料を引き続き無料としたこと、開示決定の期限を現行並みとしたこと、審議会の存続させたことは、いずれも妥当な判断であり、評価できる点です。また、これまで解釈により保護されてきた死者の情報の取扱いについては、開示に係る判断が複雑になります。誰がどのように判断するかなど、住民に分かりやすいことが重要になります。本人通知制度の在り方については現行の水準を下回ることがないように、慎重な検討を求めています。目的外利用や外部提供につき、ガイドラインに基づいて判断するに当たっては、担当部局のみで判断することにならないよう、政策企画課への報告を義務づけるなど、客観性が保たれる仕組みを構築する必要があると考えています。

いずれにしても、個人情報保護の考え方は、憲法第13条から導かれるべきものです。御答弁においても、憲法第13条の下、個人の尊重と権利利益の保護を図るという基本的な理念を失うことなく、引き続き住民の権利擁護に努めたいという内容の発言をいただいております。

現行の島本町個人情報保護条例が、その第1条において述べているように、引き続き住民の基本的な人権を擁護することを大きな目的とし、個人の尊厳を旨とすることを求めて、賛成の討論とします。

東田議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、コミュニティネットを代表し、討論を行います。

今回の条例制定は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものですが、今までは、地方公共団体が国より先行し、条例を制定してきたが、別個の法律の規律により生じてきた旧法制の不均衡、不整合を是正することを通じて、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的に、個人情報の取扱いを一元的に監督する体制を構築し、全国統一ルールの下で制度が運用されることに、一定理解をしているところです。

また、開示請求決定等の期限についても、開示請求者の利益等の観点を踏まえられ、法よりも短い、開示請求があった日から15日以内とし、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、15日以内に限り延長することができることとしたこと。なお、訂正請求及び利用停止請求等の期限については、より慎重な判断が必要になると考え、法どおりの期間にされたこと及び開示請求に係る手数料を無料にされたことなど、一定の評価をし、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

山口議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、大阪維新の会を代表いたしまして、討論を行います。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両方が要請される中、団体ごとの個人情報保護条例の規定や運用の相違がデータ流通の支障となり、また、全国一元の監督による国際的制度調和の要請もあり、こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の適確な運用を確保することになったものです。

本条例制定は、地方公共団体に許容される措置について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するのが提案理由です。

本則では、本条例の趣旨、定義、手数料等、開示決定等の期限、開示決定等の期限の特例、運営審議会への諮問、委任について、規定しています。手数料については、開示請求にかかる手数料は、法が有料に対し、本町では無料とし、写しの交付及び送付に要する費用は請求者の負担とするものです。開示決定等の期限については、法は開示請求があった日から30日以内に対し、15日以内とし、事務処理上の困難、その他の正当な理由があるときは、15日以内に限り延長することができることとしています。

附則では、本条例の施行期日、島本町個人情報保護条例の廃止、経過措置、島本町情報公開条例の一部改正、島本町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、島本町情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正、島本町債権の管理に関する条例の一部改正について、規定しています。

個人情報を適正に取り扱い、事務の適正かつ円滑な運用を図り、個人の権利利益の保護に努めていただきたい。そのことを申し添えて、島本町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、賛成とします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野口議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、公明党を代表し、討論をいたします。

審議会への諮問に係る事項について、審議会自体の役割は減少するかも知れませんが、

地域の代表者や有識者の御意見をお聞きする機会があることは、非常に重要なことと思
い、当審議会の存続を望みます。

今後は、各実施機関の職員が個人情報保護の重要性について理解を深め、適切に内部
教育、研修等の実施の啓発及びしっかりとした周知を要望いたしまして、賛成の討論と
いたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に対し、自
由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

国の法制化に先立ち、本町をはじめ多くの地方公共団体における個人情報の取扱いに
ついては、条例が制定され、創意工夫をされながら、実務を積み重ねてこられました。
こういった基盤を築き上げられた中で、その上で、現在の背景としては、新たに国にお
いては、デジタル庁を設置され、ICT化や今後の国や地方のデジタル業務改革を強力
に推進していく方針であることに伴い、公的部門で取り扱うデータの質、量的な増大が
不可欠であること。個人情報保護に万全を期するため、独立規制機関である個人情報保
護委員会が公的部門も含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確率を、
国が定められております。

本町としましても、この個人情報保護法、また、行政機関個人情報保護法、独立行政
法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の
個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全
体の所管を個人情報保護委員会に一元化されるものであり、本町としまして、先ほども
ありました審議会において答申も出ておりますが、審議会においては、存続について存
続をするという、望ましいという答申も出ております。

こういった中、一定の御意見等賜れる既存団体を存続していただきながら、もう1点
の背景としては、やはり医療分野、学術分野の規制を統一するための国・公立の病院、
大学等には、原則として民間の病院、大学等の規制を適用される。また、その背景の中
にも、学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、学術研究に係る
適用除外規定について、一律の適用除外でなく、義務ごとの例外規定として進められて
おります。個人情報の定義等を、国、民間、地方で統一することにおきまして、行政機
関等での匿名加工の加工情報の取扱いに関する規定も明文化されてきております。

本町において、今回の大きな4点の背景から、島本町個人情報保護条例を廃止すると
ともに、地方公共団体に許容されている措置について必要な事項を定めるため、今般、
施行条例の規定をされます。大きく11点の概要になっておりますが、開示決定において
は、国が定めるよりも、この開示決定の期間を15日間と、最短を出していらっしゃる部
分、また、その中においても期限の特例も定め、答弁では、準備でき次第、出せるもの
から出していくという答弁もありましたので、こういった尽力の中、進められることに

において、一定の評価はしているところでございます。

こういった背景の中、島本町においても、順次進められることを適正に進められつつ、また、見直し等も鑑みつつ進めていただきますことを要望しまして、賛成の討論といたします。

東田議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第79号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

東田議長 起立多数であります。

よって、第79号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

これまで、条例や規則において書面により行うこととされていた手続を、本条例を制定することにより、オンラインでも行えるようにするためのものです。オンライン化のメリットは、手続に係る関係者の利便性の向上や、行政運営の簡素化、効率化や、紙資源の節約、保管や管理のコスト減にもあると思います。

しかしながら、今回、手続はオンライン化されるものの、その後の行政内での決裁については、依然として書類で行われるとのことでした。これでは、オンライン化のメリットである紙資源の節約、保管や管理コスト減にはつながりません。これについては答弁において、課題意識があり、検討を進めているとのことでしたので、今回の条例制定を機会に、こちらについても早急に進めていくよう求めます。

また、現在、活用が具体的に検討されている手続は3つしかないとのこと。今後、どの手続をオンライン化していくかについて所管課と検討していくとのことでしたが、その際には、住民ニーズの高いもの、他自治体において既に導入実績があり効果が高いものや数が少ないものであっても特に効果があると判断されるものにおいて、積極的に進めていくことを求め、賛成の討論といたします。

東田議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定

におきまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

今回、先ほどもありましたように、背景としては平成15年2月の情報手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が施行されまして、令和元年にも、12月に行政手続のオンライン化法が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律と名称が定められました。

本町においても、書面、書類だけではなく、オンライン化も進めていくように、今回、制定されていきます。実質上、具体の部分においては大きく3点と、目的も定めておられます。

条例の概要においても、大きく9条立てとなっておりますが、こういった中、この推進をされていく。まずは、大きな3点を進められる。その後、また課題整理を進めていただきながら、順次広げていっていただきたいと、お願いを申し上げておきます。

また、その他においては、議案資料として、条例制定においては、やはり事前の資料としては提供いただいておりますが、条例制定の議案立ての部分を、書面において正式に議案書として、他と合わせてつけていただきたいということを要望し、賛成の討論いたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

山口議員 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、大阪維新の会を代表いたしまして、討論を行います。

提案理由は、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことを可能とするため、新たに条例を制定するものです。

(目的)、第1条「情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって住民生活の向上に寄与することを目的とする。」とあります。行政側の事務負担の軽減、住民側の地理的・時間的制約を解決でき、住民サービスの向上の資するものと考えられます。

事務手続について、厳格に対応していただきたいことを申し添えて、島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定については、賛成とします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、コミュニティネットを代表し、討論を行います。

この条例の目的は、行政手続に関する手続をオンライン化し、職員の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、住民生活の向上に取り組むものですが、委員会質疑の中でも申し上げましたが、電子決裁システムを導入し、より一層の事務の効率化を図っていただくよう求めておきます。今後は、他市町村の取組を参考にするとともに、各所管課と協力しながら効果的な取組を検討し、紙ベースからペーパーレス化に向

け取り組まれたい。

また、オンライン化に慣れない高齢者の皆さんへの対応にも努力をしていただき、より一層の住民サービスの向上に取り組みられるよう求めまして、賛成の討論といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野口議員 第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、公明党を代表し、討論をいたします。

本町の条例や規則において規定されている手続などについて、オンライン申請することも可能となり、住民側の地理的・時間的制約を解決でき、今後はオンライン上で24時間、申込みと支払手続が完結し、住民の利便性の向上と行政の業務の効率化が図られることから、引き続き各課との調整を進めていただき、行政サービスの向上を要望し、賛成の討論といたします。

東田議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第80号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

東田議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、12月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東田議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和4年島本町議会12月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、2月27日午前10時から会議を開きます。

本日は、大変御苦勞さまでございました。

(午前10時29分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第79号議案 島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

第80号議案 島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

令和4年島本町議会12月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 景観計画 光害抑制や光・視環境向上の視点で問う 2. 抜けのない水防災減災取組の推進を 3. 自治体デジタル・トランスフォーメーション推進状況	12月13日 福嶋議員
	1. 島本町の教職員数について 2. 島本町の中学校部活動について	〃 大久保議員
	1. もっと文化を！文化振興計画の策定を求めます 2. JR島本駅西土地地区画整理事業 ～尾山遺跡の池泉跡復元～	〃 戸田議員
	1. 災害時における協定の締結について 2. 美化等作業員について	〃 山口議員
	島本町と高槻市の行政サービスの違いについて	〃 中嶋議員
	ゴミ減量について	〃 中田議員
	物価高騰対策支援事業について	〃 長谷川議員
	島本町における高齢者介護サービスの現状と課題について	〃 野口議員
	1. 避難行動要支援者の避難支援強化について 2. 妊娠・出産・子育て期の伴走型相談支援について	〃 川嶋議員
	1. 「香害」についてさらに進んだ取り組みを 2. 財政見通しの在り方について	12月14日 永山議員
	1. PPP（官民連携）／PFI推進について 2. 「こどもまんなか」行政を目指し～児童虐待vol.2～	〃 伊集院議員
	「小・中学校区の弾力的運用制度」の廃止について	〃 平井議員
第77号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第78号議案	大字山崎財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第81号議案	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	〃 原案可決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 8 2 号 議 案	令和 4 年度島本町一般会計補正予算（第 7 号）	1 2 月 1 4 日 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	令和 4 年度島本町水道事業会計補正予算（第 3 号）	〃 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	令和 4 年度島本町下水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 7 9 号 議 案	島本町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定 について	1 2 月 2 6 日 原 案 可 決
第 8 0 号 議 案	島本町情報通信技術を活用した行政の推進に関する 条例の制定について	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年12月26日

島本町議会議長

署名議員（1番）

署名議員（14番）